

申候事

一長束の知行方其外萬算用等之義、已之任として裁許可仕之事
 一三人の萬端可然様に執行ひ、諸人不痛様に令分別尤候、大なる事相滞るにおゐて、五人として令相談、其宜に付て極可申、大體定りたる事を、一人二人してもすまし可申候事

一國々の取沙汰萬出納之義、早速埒明候様に由斷有間敷事

一訴等之義に付て、心を虚にし聞届可申候、富威兼備りたる者と、才勇不足にして殊貧者の公事の、不盡淵底聞迷有て不_レ思も汚名可立之事

○宰相有司病之覺宰相ハ日本之總奉行仕置者也
有司ハ小奉行也

第一私欲依怙最負

第二以私之宿意報寇事をひそかに謀り、其趣を強て行ふ類

第三金銀を蓄へ過、酒宴遊興外聞すき、女色美食等

右此病根の貪欲を爲本とかや、此病根を愈し精しく取(執)行ない、音信等をも納へし、まかぬあれど、ことを巧み、其所之儀に付て其利を望み、或代官等百姓と出入など出来せんに、豫めせし苞苴或寺社領或富家之讓などの争に付ての音信の、小分たりと云共納へからされ、猶自他耻辱之道防へき事肝要候也、

評曰、奉行之内に取立之臣にあらて、他臣を兩人交へ給ふの、奇妙に覺え侍るなり、異朝に

の宰相之才器を撰て、人にたゐて親疎を不撰となり、是に依て東西のはてく、の人と云共、才智さへ明らかならぬ、異朝にの宰相職に推任せしと也、然に因(依)て徳義をみかき出す人多かりしかや、

○大佛殿之事

秀吉公聚樂におはしましければ、彌洛中洛外にきはひ侍るやうに、あらまほしくおほしたまふて、東山に大佛殿を建立し給ふへき旨、五人之奉行共に被仰付にけり、昔の二十年に造畢せしとなん、今度の五年に成就し侍るやうに、工夫を廻し可相計之旨なりしかり、徳善院宿所に各打寄相議しけるか、先奈良之大佛師宗真法印同弟宗印法眼、大佛棟梁之大工等と呼ばせ、其品々など委く尋究め、遲速損益之義會得せんとて、井上源五方へ如此之旨、五人之連狀にて云遣はしけり、右之職人共奈良より悉く上京し、徳善院に至りしかり、各寄合て手廻しの宜しき事共、物に記しつけつ、五人之奉行共御前に出て、これかれ申上るか共、不合御氣色して被仰けるの、材木裁判之事先ならんか、佛師鍛冶等之事先にて侍らんかと問給へり、各尤左もおはすへき事にこそと及赤面けり、かくて材木を可取國々を記し付見るに、第一土佐第二九州第三信州之本曾、紀州熊野など宜しかるへきに極りける、國々へつかはさるへき奉行二十人、大工二十人撰出し、御目にかけしかり御氣色なり、大奉行の徳善院一人可然と定めらる、かく宣ふの五人之奉行に一々問盡さんとせり、事行ましきかとねはされての事也とかや、四國九國之人々の、土佐之山中へ分入て材木を出し、淀鳥羽へ可

令着船、勢尾濃三ヶ國之人々の、木曾山之材木を出し河に流し入、勢州桑名に令着津、其より大船に積經南海、大坂に至て德善院に可相渡旨なりけり、

一 大佛地形之事

五畿内中國之人々の大佛之地形石垣築山等之普請可相勤旨被定にけり、地形之所の東山佛光寺なりけれり、德善院普請之町場を渡し侍りぬ、二十一ヶ國之人數を、地形と石垣築山三つに分被仰付しかとも、石垣大さうなる事に因て、後の何も石垣に加里ぬ、重て北國勢をも加へさせ給ふ、

一 佛像之事

大佛を昔の様にからかねにて鑄奉らり、遅く出来なるとて木像に物し、膝膠にてぬり彩色可申旨仰なり、震旦之佛像作り豊後に居たりしを呼よせ問ければ、異朝にて大像之佛を木像にし、膝膠にてぬり立候へり、百年のこたへ侍由也けれり、即其旨將軍へ申上しかり、大佛を宗貞宗印に被仰付にけり、手傳人の寺西筑後守早川主馬首頭片桐東市正古田兵部少輔加須屋内膳正間島彦太郎也、堂の高さ廿丈、佛之高さ十六丈、昔より定法なれり、今以増減なし、

一 膝膠之事

手傳人の池田備中守河尻肥前守上田主水正、奉行の堺之今井宗久也、佛像不出來已前、蟻殻一萬俵取寄可申旨、唐人さしつに付て、勢州尾州へ取に下しけり、去共運々取聚めをかざる

事なれり、頓かに難調となん、其比江州守山邊の者とかや、廿五六才の時よりかみおろしなどし、世をのかれて有しか、高野山の伽藍共をまた建立し、左様の事になん得たるよし聞召及れ、後の是を大佛建立の主となし給ふ、内々望所て有、即佛光寺地形之内に、小庵を結び、常住の住居として急しかり、速成之便くは、りぬ、殊高野山下法師共の、か様の事になれて、大伽藍の手傳などに宜しき事共多かりけり、佛像大かた出来なかり、膝膠をぬり初ぬ、東、方に築山をつかせ、虹梁などもつなを車にて廻し引上、毎事昔よりも自由なる事共多く有ぬ、千人許もして上なん虹梁を、百人許にて車を廻し引上にけり、

一 四方石垣之事

始の小さな石にてつかせ給へ共、佛法衰に及てり石をも小さな盗み取に便も安かるへしとて、事外大なる石を以重て築直し給へり、蒲生飛騨守引し石の、二間に四間有しかり、多勢を以引侍りけり、石をどむすなどにてつゝみ、木やりのをんどう取、異形の出立に物し引けれり、見物の貴賤をしもわけられぬ許也、白川のおくより大佛に至る事及七日、興山上人手傳人毎日五千人宛請取、作事等につかひしか、日かす漸二千日に及にけり、此分さへに千萬人か、殊棟木の木曾山飛騨山四國九國にもなかりしかり、富士山をみせしめ給ふに、可然大木あり、即大王の棟梁をつかはされ見せ給へり、棟木になるへき旨注進申上なかり、即家康卿へ被仰付きらせつゝ、熊野浦へ廻し大坂に着船あり、此木一本さへ五萬人黄金千兩の入用にて有しかや、これよりして大佛成就し、鐘など鑄給ふて、是かれの供養を遂させ給ふ

まての費をおしはかり見るに、中々言の葉の及へきにあらすと云て、眉をひそめにけり、
 或老人曰、金銀之費萬民之勞をいとひもせず、心にまかせて萬つ行ひし主を勘かへ見る
 に、異朝にては秦始皇、吾朝にしては秀吉將軍なるへし、行末いか、有へきや、始皇の二
 主にして後絶ぬ、吁大佛を建立し莫大の利益有やうに云をさし人をも、萬民のうらめし
 く思ふらめ、いかほどか人をいたましめ、おのれ一人利益に預らんとや、吾黨の好所と、
 雲泥懸隔せりと云て、打志はふきつ、杖にたすけられ、竹のわみ戸したる所へ老人は入
 にけり、又或問、かやうの國病是のみにしもあらず、いか、はして愈へしや、答曰、天下にも
 國々にも學校有て學道明らかならば、國病をもくなれよと願ふ共得へからず、必治するに
 も及へからずして愈なん、師道明らかなれ、君道くらからず、君道不闡則豈國病不愈乎、

○北野大茶湯之事

天正十三年十月朔日、北野松原にねゐて、茶の湯を御興行有て、都鄙數寄者共の氣味、或風情
 或茶具等を、一覽なさるへきとなり、

高札

來十月朔日於北野松原可令興行茶湯候不寄于貴賤不拘于貧富望之面々令來會可
 催一興禁美麗好儉約營可申候秀吉數十年求置し諸道具、かさり立をくへきの條、望次第
 可見物者也、

八月二日

洛之上下奈良堺にも立おかれしかの、侘すきの面々、是の目出御代にあふて、價貴き道具を
 も拜見し、又侘すきの名譽をも達せんと悦ふも有、洛中のすきしやの名をも取、秀吉公の御
 感にも預り、堺のすき者共を一めて當て、常々の名人かほを汚さんと巧み侍るも有、

評曰、古しへより堺の南北に秀たる數寄者多く有て、洛中のすきを蔑し下し思ひし也、
 察するに洛中のすき者共の、得失曉し堺の町人の武士の風情にちかゝりし故か、又堺の
 數寄者共の京之數寄者之風情をも、よきともあしき共心にかけされの、おほどかに物し侍
 りぬ、連々すきを心かけ候者、又左のなけれども諸侯大夫すきを致し宜しからん面々、近
 習御伽之衆之内、其器をえらひ、三百五十人餘へ、今度北野之茶湯に可罷出之旨、徳善院
 玄以千宗易うけ給てふれしなり、高札之旨に任て、遠國より上洛し、北野松原を嘯きつ、
 心あてに所を望み思ふ袖ふり、一入興して見えにけり、

秀吉公御道具之目錄

- | | | | |
|---------|----------|----------|--------|
| 一 青楓 | 一 長そろり | 一 虚堂墨蹟 | 一 鏞無 |
| 一 鐘の繪 | 一 内赤の盆 | 一 にたり | 一 紹鷹天目 |
| 一 あらみ茶杓 | 一 そろりの花入 | 一 七つ臺 | 一 瓢箪 |
| 一 珠徳茶杓 | 一 紹鷹茄 | 一 白天目 | 一 尼崎臺 |
| 一 象牙茶杓 | 一 はうろく釜 | 一 かねの蓋置 | 一 芋頭 |
| 一 紹鷹水瓢 | 一 柄杓立桃尻 | 一 御釜こわられ | 一 縁桶 |

一五徳の蓋置 一胡桃口の柄杓立 一せんかう香爐 一朝山
 一備前筒の花入 一四十四石 一志賀 一新田肩衝
 一めんはく四方盆に居 一をどこせ 一かめふたの水翻 一やせかけの天目
 一折ための茶杓 一細鏢 一井戸茶碗 一かねの水さし

右之御道具共を、あまた御座敷をまつらひ給ふて、かさり給ひしかば、あまねく見物をいたし目を悦はしむる輩多し、

二番 千宗易利休居士 三千石被下
 一鳥丸香爐 一鴈の繪 一捨子葉茶壺 一ならしは
 一尻膨シラ 一せめひは釜 一あかゝねの縞シラ 一塗天目
 一高麗茶碗 一蛸壺の水翻 一竹の蓋置 一折ための茶杓
 三番 泉州堺津宗及シラ 三千石被下
 一枯木 一撫子 一はつ花 一入道唧釜
 一尼子天目 一高麗茶碗 一折ため茶杓 一竹のふたをき
 四番 泉州堺津なやの宗久 三千石被下
 一月の繪 一松花葉茶つぼ 一まき肩衝カメツキ 一祖母口の釜
 一とさん茶碗碗 一竹の蓋置 一みしま茶碗碗 一折ため茶杓

經堂之四方之角々を、思ひくにかこひなし、臺子をかざりつゝ、はなやかにすきを出し、

御氣色をうかひ奉りけり、其外大木の下、松原などに、一入さびかへつて、かこふも有、又からかさ一本の下を樂しむも有、又になひ茶屋とやらんに、事よせしも有て、いろくさまの興盡ぬ、誠に四五百人のすき者共、逸興もかなと思ひをこがし、工夫を費し侍る故、北野方一里の更に空所もなかりしなり、秀吉公御かこひの三ヶ所、かるくとし給ふて、諸道具をかざり給ひつゝ、

一番 (近衛)信輔公 日野輝資卿 家康卿 信雄卿 宍津侍從信兼
 二番に 秀長卿 秀次卿 利家 氏郷 貞通
 利休 秀勝 賴隆 秀家 忠興
 三番に 有樂 秀勝 賴隆 秀家 忠興

如此御手前にて御茶を被下てより、珍しきすきを御覽有へきとて、御小性衆一人許めしつれられ、先峰屋出羽守さしきへ入せ給ふて、御茶を上り、立出給ひ、即峰屋をも被召連、御相伴に加へられ、立入給ふ座敷くにて、御機嫌なるに依、出羽守狂言綺詰し侍れり、主悦あへりけり、今度集りし茶具めつらしき事共、言語の及へきにあらざり、或數寄屋のかるき作意、或異風體に興せし有て、御機嫌事外にぞ見えける、寔人の心の各々、面のことしと云しも、けにむべにこそと思はれけれ、かやらの珍具、員を盡して見侍る事、秀吉公の御威光にあらずんかにかにそや、此度の數寄を見て、一きは心をみがき、數寄の譽を得んと思ふもあり、又價貴き肩衝を諸侯へめしをかれしかば、俄に徳人と成て彌此道に思ひ入侍るの、いとめてれう見え

けり、福原右馬助蒔田權佐中江式部大輔木下大膳亮宮木右京大夫、此五人すぎ者共之用所を
かなふる奉行として、九月中旬より北野に在て、かこひの屋敷敷、望次第に渡しつゝ、諸事
宜しく相計ひしかば、一として滞る事もなく調へ侍りし故、御氣嫌宜しく有て御茶被下けり

太閤記卷八

小瀬甫菴道喜輯錄

○天正十一年城主定之事

秀吉卿去夏北國を征し給ひてより、威海外に溢れしかば、萬國之守護何れも今度之御手柄目
出よし、以使者馬太刀を獻しけり、其頃之諸侯大夫之居城、且記之如左、

- 一 北畑中將信雄卿南伊勢五郡伊賀尾張兼領清洲在城
- 一 勢州松島之城 同臣津川玄番允
- 一 同犬山之城 同臣中川勘右衛門尉
- 一 勢州穴津城 織田上野介信良
- 一 丹波 羽柴御次丸信長公御馬秀吉卿御養子
- 一 能登賀州半國 前田又左衛門尉利家
- 一 濃州大柵城 池田紀伊守
- 一 同曾根之城 稻葉伊豫守
- 一 尾州星崎之城 同臣岡田長門守
- 一 同荊安賀之城 同臣淺井田宮丸
- 一 但馬兼播磨 羽柴美濃守秀吉御舍弟
- 一 越前若狹賀州半國惟住越前守丹羽五郎左衛門尉長秀
- 一 越中 同肥前守利家長男
- 一 同岐阜之城 同息勝九郎
- 一 同金山之城 森武藏守

一同多藝城

丸毛兵庫頭

一同郡上城

遠藏左馬亮

一江州日野城

蒲生忠三郎後號飛驒守

一同勢田之城

淺野彌兵衛尉後號彈正少弼

一同坂本之城

杉原七郎左衛門尉

一同比田城

長谷川藤五郎

一同高島城

賀藤作内後號遠江守

一同佐和山城

羽柴久太郎後號左衛門督

一丹後

長岡越中守後號三齋

一若州佐柿城

木村隼人正後號常陸守

一若州高濱城

堀尾茂助後號帶刀

一播州三木城

前野將右衛門尉後號但馬守

一同瀧野之城

蜂須賀小六蜂菴父也

一同廣瀨城

神子田半左衛門尉

一木崎之城

木下助兵衛尉

一立石之城

青木勘兵衛尉號紀伊守

一因幡鳥取之城

宮部善祥坊

一同鹿野城

龜井新十郎後號武藏守

一伯耆國羽衣石城南條勘兵衛尉

一淡路洲本城

千石權兵衛尉

一同岩屋城

間島右兵衛尉

一備前美作

宇喜田八郎後任中納言

或曰、宇喜田家連二代相續有し事ハ、毛利右馬頭元就と秀吉卿と對陣有けるに、宇喜田和泉
守直家、備後美作兩國を領し、西輝元東秀吉其間に夾て東西弓矢之行を見もし、聞もし勘
るに、羽柴の家ハ興るべき方也とみて、家老長船紀伊守、戸川肥後守、岡越前守、花房助兵
衛尉をよひ寄、相謀りけるハ、秀吉卿合戦之行、國々之仕置、每物はかの行やうを察るに、
行々天下をも可計人なり、此人に與し家運をさかへ、忠功有人々の勞を補ひ、萬民を撫育
せんと思ふハ如何にと、密かに評しけるに、四老奉り、仰尤にハねはしませとも、大切なる

子共を入質に輝元へつかはしをきしなり、殊に安心之儀をいいか、ねほし給ふぞやと申
 けれ、予亦此事を悲しみつゝ、其用捨骨髄に徹し謀りみるに、今西に在人質の五人也、兩
 國に在父母兄弟を、かそふれの百人に及へり、五人を捨百人を助けん、國守之勤、鬼神も
 悦給ふへし、寔に當然之理諸人を撫するの君主之業なり、所詮直家の順理可撫萬民、も
 し此義をそむき正理を不知者の、人質に付て西へ參候へ、更以恨なし、早いなやの返辭有
 べし、送届くへしと有しか、皆直家に同しけり、さらの誓紙を調よとて、熊野之牛王寶
 印を以、始終の固をこしらへ、秀吉卿へ小西如清をして、其旨申奉りけれ、事の外悦ひた
 まひつゝ、其身の事不及申、於子孫も全疎意有まじきとの誓紙を、蜂須賀彦右衛門尉
 につかはされしかは、直家快悦し侍りて、又四老を呼、秀吉卿より使札之趣を委く談合し
 つゝ、即輝元に對し敵の色を可立行を相謀りけり、是より秀吉卿へ丹忠を拔出、奉公之質
 を盡しけれ、彌睦く成しが、天正八年之春身まかられけども、嫡子八郎後任中納言に父之跡を
 つがせ、家老家老一本作家臣之面々も悦ひのへりき、直家若かりしとき、わづかなりし身
 にて侍りしが、未萌を謀る知深して損益に曉かりし故、備作二州を領せしなり、去共曾
 て天命を恐れず、不儀に耻す利に因て行ひし故、子息中納言秀家八條島之流人と成、哀な
 る事、俊寛僧都に肩を比へ、うき名を南海の波濤にさらしけり、直家義を露程も不知し事
 ども甚以夥し、且記すに先主君浦邊備前守宗景を隱謀を以弑し、舅中山備中守を屬託に
 ふけり殺害し、作州おびの城主後藤を聲に取、毒して殺しけり、かやうの類惡のみにて備

作の城主をあまた生害し、其領知を奪取る威猛く富溢れ出、一往榮へ侍れども、天其不義
 をい赦し不給なり、去の島津家の不義をにくみ、理に順て行ひし故、久榮可見、まことに
 無道之報、直家にかきらす松永彈正久秀、齋藤山城守道三、此兩人等も直家にひとしく、才
 高くして利を好み、義を疎にせしか、何も後絶にけり、浮田家之軍法の、家中之人數を四與
 に分、何事も四人戸川肥後守阿越前守長船越中守花房助兵衛尉之與頭へふれ渡しけれ、東西のはては、在者ま
 ても、一時にあつまるやうにこしらへ置て、一人も與はつれなきやうに侍りぬ、勿論小姓
 馬廻其外代官細工人中間、或弓鐵炮鎗、或藏米家具等も四に分、何事ももるかたなく沙
 汰し置つゝ、東に事出來ぬれ、東くみをつかはしけり、小事なれ、一與、中なる事なれ、
 北之與を加ふ、大事なれ、南の與をも加へ、西の與のみ殘し自身働く時の用としけり、東
 方之下知の東方之與頭次第と定め、其下に二人之副將を撰て定をき、若其方角のくみかし
 ら病者にても、又異用有ても有合せぬ時の、二人之副將下知の團を取裁判せしに因て、萬
 事はかの行事、下坂の車、順風の船のことくなん有しなり、

○古今各知行割之事

一織田備後守殿の武略備りし名士をは、ふかく執心し給ひて聘禮し、城下へ未至以前に、ま
 す知行所を定置、家をもよきに調へ、家具等目錄を以渡しつゝ、備州より半年ほどの賂をも
 沙汰し、友とち替らぬさまに愛し給ひけり、いは、父か子を愛するにちかゝりき、備前の浮
 田直家なども、此風味を似せて見まく欲すと云ども、殊外義をいうとんして、よくふかゝり

しと也、今世蜂須賀蓬菴、士を愛する事備後殿に近く侍るやうに有しとかや、
 一 信長公の知行割の古今に異に、和漢に稀なる事さまにて、都合にも及ばせ給す、南の河を
 さかひ、北は大道、東の某、西の某之郷をかきり、可知行之旨被仰出のみにて一行之印を出
 し給ふ事も、多のなかりき、天下且治り國風も且まつまりてよりの、有へき法にて有し也、
 評曰、開關爾來他の國にして、合戦を挑み敵を討平けても、やかて自國へ立歸しかば、退治
 せし國人のうち、當時味方に屬しつる者に、代官とし國を預けをさしに因て、其功有名無實
 にして、果して他之國と又成歸りき、信長公に至て、國を伐隨へ給ひての、舊功之臣に被
 割與則住國わらしめ給ひし也、かくてこそ物改り事變し、其功充足してけれ、此格、信長
 公より初て、今此義に及へり、

一 秀吉公恩祿之地を與へ給ひし、臣のためにも宜しく、主の爲にもあしからぬやうに侍り
 つゝ、勿論山林河海なども其里に付て給人進退せし也、あかひあれと信長公御知行わりのや
 うにいなかりき、損益に曉く侍る君の、恩祿之地の必くたけて、むつかしく有つゝ、信長公得
 失に御心をなやまし給ひし、軍法のみ、其外の大かたに沙汰し給ひき、唯大やうに正しき
 事を、このみ給ひし故にや有けん、其比之士風の何となふ淡しく清らかに、大どかに有しな
 り、今世如此之士有共、一向用ぬぬる君なからんか、又あらんや、吁時なるかなく、
 一 秀次公尾州を臣下に分與なされし、よしあしの地をくみ合せしかば、諍論之事多く出来
 き、傍輩中不和やうに聞しめし、さらの檢地被仰付知行割なされかへんとて、檢地之者一

郡へ三與つゝ出し給ひて、一くみのうち信あつき者、又の算勘に達し損益に曉き者、如此く
 み合せられし也、撰人精して誓紙にも及す(不及して)出し給ひき、制書如左、

覺

- 一 隣郷堺之儀如先規可然之事
- 一 薪之外自賄たるへき事
- 一 百姓不致迷惑やうに可有之事
- 一 昔の田畠たりと云ども、當分河に成候は、高に結ひ入ましき事
- 一 給人ために能やうに仕、予かため不可存事

右無相違可守此旨者也
 天正十七年八月初旬より、先西三川より檢地をうち初、其より尾州智多郡をうち侍るに、前
 高より減しけれ、いか、有へき事にやとて、其手寄に在し檢地之者共寄合つゝ、評議しける
 に、唯注進致さんにかかして、申上けれ、減増の有のまゝに物せよとのみにて、大どか
 にさたし給ひき、かくて三州小川苜屋邊、智多郡にて二萬石げんし侍りしに依て、たどひ仰
 出しの有のまゝと有つれども、一往吉田修理亮かたまで、此あらましを云をくり可然候は
 んとて、又連狀にて申達ま、かは、尤なりと匠作思ひ、ひそかに得御内意侍るに、くとき事
 な申しを、た、給人痛さるやうにせよと思度計なけに宣ひて、おくへ入せ給ひけり、吉田返
 簡に云、

御狀之趣即得御内意候へ、くとき事を申よと計仰有て、何事をも宣はさりし間、其御心
 得尤候、頓而被明御隙待入存候、恐々謹言、

八月十六日

吉田修理亮

檢地衆此狀を拜見し、思ひの外なる君にて有よな、愚意を以君の御心を計る事の、はつかし
さよと、身を責再三赤面に及びひき、尾州并西三川(一本作三州)北伊勢の内にて、八萬石減し志か
共露悔給す、里々村々を限り、むつかしからぬやうに知行割を沙汰し給ひしに因て、領知之
内小成物有と云共、即給人給りき、

評曰、欲心に溺れて天下之法をみたらん君にのなかりき、此意味過たるに因て秀吉公と内
心の打とけさりしなり、寔に過たるの不及にのまかしとなん云し、此人にかきるやう
に覺え侍る、

一羽柴大納言利家卿之知行割の、古今めつらしき事なり、世俗撰み(ひ)取となん口號みけり、
たとへの金澤之町の近邊、一在所も明たる所なく皆給人に出したまへり、城下を知行に出し
侍りし近來古往未聞之、かく士を愛しけるに因て自然に名士多く集て、寡を以多を碎侍
りし事、あまた、ひくになりしとがや、

評曰、何之面々知行わりを能沙汰せしと世に諷しぬるとも、利家上に立んや下にならはん
や、

傍人曰、能地を撰みどりの取て、家之益にもならず、たゞ人同前なる時の、いかゝあらんや、

○佐々内藏助勳眞忠雪中さらく越之事

抑佐々内藏助成政元、尾陽春日井郡平之城主たり、其後信長公被封印于越中守護、されり先

君の恩懇を不忘して、一とせ信雄卿與秀吉卿及銚楯有しとき、信雄卿御味方に與し、越中
にして義兵をたこし、秀吉卿に敵對せり、天正十二年霜月下旬、深雪をもいとほす、さら
くこえとて嶮難無雙之山路に行迷ひぬ、是の何の地をさして思召立給ふをやと、従ひし士
共問しかば、遠州へこえ行、家康へ相看申、來春の、羽柴筑前守を討亡し、信雄卿可被達御
本意謀を盡し、可及歸國也、兼て汝等にあらせ度の思ひけめと、於賀州無沙汰様にと、ふ
かく忍ひ出しに依て、左もなかりし也、富山を出てより十日計の前田知まし、はの聞てより
決定之間五日、かくて陣用意五六日のあらんや、上下廿日に歸城すへし、其間の病と號し、
伽之者五六人かよひの小姓十人計に、起請をか、せ此義を知せつ、毎日膳をもすへ常々
有やうにこしらへをさしなり、かく思ひ立てよりは、只急かんより外、よろしき事なきを
とて、雪になつまぬわかきはらを百人はかりめしつれ、大山之嶺わきに攀上り、南をみれり
山下に里有とれはしくて、柴折くぶる煙たへく也、いさ煙を心あてに下りみむと、かんじ
きと云ものに乗ておとしけれり、眞忠の心さしを天感し給ふにや、思ひの外やすくと麓の
里に着にけり民のかまどに立入ん事のうれしさに、あんなひをもせず入しかり、老たる樵夫
膽を消し、是の變化の物をかし、今此雪中に人間のわさにのあらしと不審しあへりぬ、小姓
之長建部兵庫頭と云し者、いやとよ、越中より信州深志邊へ、心ざす人にてあるぞ、宿をかし
まいらせ道の案内をもせよ、汝等心やすくあらんほど、引出給べしと云しかば、それよりい
とねんごろにもてけうしけり、越中外山之城を十一月廿二日に出て、十二月朔日午の刻に上

三田村勝左衛門などを大將として、三千餘騎天正十五年八月六日遣し、若徒者多勢にて成へからざる事なんあらば、注進せよ内藏助も可發向と約しけり、熊本より行程七里なれり、晚日至彼地之邊まの隣郷の者に、桑部かやうすいかにやと尋ければ、熊本より、多勢寄來る由、二三日以前其沙汰有しによつて、弓鐵炮之上手五六百人、其外千餘人楯籠り、御勢を待得し事なれば、卒爾に寄給は、一定はかくしき事よもあらしと、さゝやきにけり、然間熊本へ此旨注進しければ、翌日午後内藏助も着陣し、桑部か城に當て高き山有しを、久世又助鈴木彦一參て可取旨申付にき、見渡し八十五六町に過ざれども、巖峙ち谷廻り通路自由ならざれば、二三里廻て彼かさ山へ着けれども、敵先立て究竟之弓鐵炮を多く上せたまき、防ぎ戰ひ喰とつるへしかい、味方廿餘人うたれにけり、是をも事ともせず、鎧を打入もみ立、終にかさ山を兩人取てけり、

○山鹿の有動父か爲救急難後卷之事

内藏助三千餘騎を三手に分、桑部か城に攻入んとせし處に、桑部か嫡子山鹿と云城に在しか、勢をかたらひ三千餘にて川向まで押寄、攻口を承可相攻候、何れの方に向候はんと、内藏助か勢の多少をみせしめんがため、使者二騎越ければ、佐々不審に思ひ、此方への無用なり、た、川向に陣取可申旨返辭せり、兩使立歸るとひとしく川を喰とこし來て、佐々か旗本に向ひつ、父に孝行のため、一合戰まいり候はんと呼つたり、佐々小姓馬廻長卷は三尺余有し刀をさやなしに、柄四尺余にして歩たちの士に持せし也、信長公すきたまひて百人御咸悉く城を攻させ、手前にの小々姓十人計使番之者十騎長卷五十人

先に立候し、今傍弓二十人百人有し共城に遣せし也ならずいなし、佐々下知して曰、城を攻る勢をよひ歸し戦はんとせり、はかくしからじ、長卷五十人弓廿人を左右に立、小々姓十人のあどをくろめよ、使番三人の吾と一度突てか、れよ、一足もひかんと思ふ心、露あらばまくべきを、唯心を一致にして眞一文字につきかゝるへしと、云もはせず、喰と大音聲を上、推立くかゝりしに、有動も勢を二手に分、下知しけるり、敵に味方を合すれり、大海の一滴九牛か一毛ぞ、引つゝむて計捕や者共と云つゝ、かゝりあひ、東西に開合せ、南北に追つ返つ、こゝをせんとぞ、ぞ翔ひける、佐々のけまやう軍にせばまくへきぞやと、左右前後をもみす、眞黒になつて突かゝり、きりかゝりしかり、有動か長臣弓手妻手にてうたれにけり、かゝる處に、有動も矢疵繼疵あまた所ねひしに因て、うしろに在し勢共、過半逃、有動もかなはじと思ひけん、うしろをみるとひとしく、前後一度に敗軍に成て、川へなたれちし處を、あますなもらすなど、呼て追うち誅て行、城を攻し勢もちかきはらのおちあふて、思ふまゝに首取てけり、

○有動か智臣内藏に與せし國人之心を變する事

有動か臣に武略且備りし者有しか、寄來りし國人とも方へ密に云やりけるり、各沈思して未崩を鑑み給へ、けふの有動身の上、重て何れもの上たるへし、其を如何にと云に、去六月下旬桑部事去子細有て、剃髮染衣之姿と成て、一禮申上しよりり、合體におほし哀憐み給ふへき事、理之當然ならんか、然るを白髮老衰せし桑部を、きひしく戒しめ、下々を刀脇指を取、

幾重も柵を付廻しれき、向後何之仰をも背まじき旨之固を卜たまひて歸しけるの、行々國人共を思ふ圖に隨へ給はんとの事なるへし、先有動か身上を相果し、久々知來りし一所懸命之地を改易し、内藏助老臣共に扶助せられん事疑有へからず、然の當地付城之普請を各勤めけるの、自縛之責と見及ぬ、此義於御同心者此表を引拂ひ、熊本之城に留主居之勢僅にて可有之條、急取掛攻候へ、必城をかつき候へし、左もあらぬ内藏助定て後攻せんと急に歸陣有べき條、歸路之よき節所に伏兵し、討留ん事疑有へからず、右之趣同心之かた、多分有之由、五十返（通）書狀をあたゝめつかはしけれぬ、何も同心しよなく、國人共内評し、普請等もおろそかにしつゝ、有夜悉く引拂ひしが、小臺下總と云し者のみ誓紙に信有て、のかざりけり。

評曰、多の勇士のみを愛し、智士を寵せず、吁心盲之至か、又大志なきからにや、此謀計を以餘多之國人心を一時に變し、内藏助を痛しめ、剩後の切腹有しも、彼智士が三寸之舌を以なり、有動自然に此智士を愛し、心安きやうに老を養ひしかり、今度之急難をねのか任として、謀り出せしとかや、

○熊本之城佐々後攻之事

山家之付城普請も未成に、國中一揆合蜂起由ひそめき出けり、かゝる處に、熊本より飛脚到來し、早々歸陣し給へ、一揆等數萬騎よせ來て、當城を幾重ともなく打圍み候となり、さらぬ馳歸て後攻の軍をし、悉く可打果とて、二ヶ所之付城に、三田村勝左衛門瀧三位を殘し

置、打立急きけるか、直にうての七里、廻れの十里なり、尤近き道に赴きたくの有けめと、伏兵をおかざる事いよもあらし、唯郷司へ廻り、急げやとて、汗馬に鞭（策）うち、其日の暮ほどに、至于熊本着陣しみれぬ、城を稻麻竹葦も物かはに打圍み、大將くの高き所を本陣とし備たり、痛しや内藏助心のあくまで猛けれども、敵の備はよし、味方之勢の十分一なれぬ、とやせんかくやあらましと案し累ひしかども、いやくとかうせぬ、還て危事に遇もやせん、只向ひなる茶うす山本陣と見えたり、仕掛て合戦せよと、松原五郎兵衛佐々與左衛門尉に申付しかば、意得候と云まゝに錯推取手之者引連進み行とも、高き岸を便て備へたれぬ、城を攻るに同じ、いか有へきと兩人使者を以云つかはしけれぬ、只鐵砲をつるへかけ、其競を以突かゝれと還使に云合しに因て、指圖に任せ、弓鐵砲をそろへ射かけうちかけ、吶々聲を上腫と突かゝりしかば、敵半町計ささりしを、すさまもなく引付て、鑓を打入、く散々に戦ひ、終に大軍を追散し、唱凱歌かく得大利と云かとも、城を圍みたる勢の少しも甘かず、たのか攻口を固してみえしに依て、内藏助手廻之勢にて突かゝりけれぬ、城中より神保安藝守元越中守なり突て出、内外より揉合、四方八方へ追散し、首千九百餘討捕上鯨波たり、是にもひるます三方のいまた打圍て、鐵砲をうち入、時の聲をやみもなくさきりぬ、佐々宿老共に向て數度勝利の得つれども、取かこみし勢を目前に置しよな、心ながき佐々かなと世の誹りのかるまし、いさ切て出、一合戦せんと思ふいか、有へきと評しけれぬ、各奉り敵退散、はと有ましく覺え候、今少しまち合せ御覽候へ、自然聊にても、利を失ひ給ふ事あれぬ、得大利し軍

之氣脱、度々之勇功徒になる事もやど、れし返し諫め止し處に、聞續二十人之ひとりさし出、
某の御さし圖宜しく奉存候と云しかば、松原を呼て只今兩度之勞力悦入也、重て無心之所
望に候へども、一揆原に取かこまれ、目前に置所にて有ましき條突て出候へとも、松原た
いかひつかれ、甲を脱聊息をつかんとせし處に、又突て出よと承、甲を手に持ながら立出、手
之者七百餘人左右に隨へ、幾重をもなくうつまいたる敵之真中へつきかゝり、右往左往に突
わり、暫く戦ひし處に、敵之大將菊地香右衛門尉と云し者、敵に味方を合すれば百倍せり、真
中に取こめて討とれや者共と、大音聲を上、下知せしかり、いと、勇みあへる一揆原、彌重つ
てかゝり來つ、一方よりの跡を取されよと呼り引包まんとせしかば、鬼松原と云れし五郎
兵衛も、引色にこそ見えたりけれ、敵彌氣を得て跡へ廻し、先を遮捫（搦）にもんて戦ひけれ
り、不及力這々橋を渡り取入にけり、

或曰、聞續之役の萬損益を見及聞及次第、告侍る也、我商量の善惡多の此者にあらんと
て、物の理に且曉き者、武之備且知つる者をかねて廿人撰ひ、前後にめしつれ侍るに因て、
指出切て出候へと云し也、然と云共宿老共今少まち合せ見給へ、敵敗北、程の有ましきと
諫つるを不用、云し越度也、故に小利さへなく剩へ得大利し勢ひも、聊脱侍る意味出
來にけり、此勢ひを織田備後守殿のよくつゝしみ養ひ給ひしと也後人評曰、信長公わか
りし時、かやうのさし出を用ひ給ひ、大利を得られし事多かりし、然則聞續のさし出を堅く
制せんもよきにあらす、指出に古今之異、なふして、用ひに善不善之異有、畢竟信長公之

軍理にさどかりし程、佐々のなかりしに可極か、江州青山を越前勢かゝへ有しを、森三左
衛門尉か臣武藤五郎右衛門尉と云し者、青山を取て見可申之條御勢聊加へさせられ候や
うにと、さし出望まかとも、重ての事にと仰られ延給ひつゝ、殊にうち笑せ御氣嫌もよか
りし間、武藤可望に應し給ふへき事なるが、不審に思ふ人も多かりしと也、老人曰、若取損
し敵に氣を付ぬれり、大事之前如何とねはして、重ての事とのへたまふなるへし、

○國人之内反忠之事

内藏助も終日戦ひくらし、諸士の猶つかれ聊休息し侍る處に、亥の終りとねほしき比、ひそ
かに門を叩く有、誰ぞと問の御ために宜しき事有て來たりし者ぞ、近習の人はへ御出候へ、其
事申さんと有しかば、建部兵庫頭出て何事ぞと云し時、近くより給へ一揆大將共、明朝の先
虎口を甘げんどの事におはしまし候條、御志たひなされ候へ、後を遮申さん、即相違不可
有之通、誓紙を持参いたし候由云けれり、内へ入内藤助對面し、願ふ所之幸との明朝之指圖
なり、於某家丹忠不可有此上と、事外懇に愛し、望之義於有之の、重て承り可應其儀旨
ことしく誓言して歸しけり、かゝりし、晨雞聲々にまきり、東の方よる雲引はへつゝ、
敵味方之陣何となうさはぎ出しかば、聞續廿人を呼て、組頭共西の方へ急き切て出よ、中黒
の旗さし物たる勢ひ、味方に來し者也、蝶し合せ軍せよと、陣々に參て云渡し候へとの事に
付て、即參申渡しけれり、皆々早速打出相待し處に北の方を圍みし勢共のさ初しを、聞續之者
かくと告來るといなや、はや目を吹立腫と時を作り突かゝるべしと佐々下知しければ、如

案楯裏之謀叛出來、還て敵を討首を捕にけり、一揆原のきかゝりたるの、歸せもせせと云聲計にて、我さきにと逃るならひ、誠に度にまよひたる形勢なるを、追付追廻し勞せず思ひのまゝに首捕けり、與頭之者共ふるまひの申にも及はず、下々まで分捕高名いといかめしやかに見え、さゝめきあへりぬ、聞つきの者をつかはし成へき程追うちせよ、一揆原の同じて返し合せ戦かふ事なき物そと、軍法を破て小々姓までゆるしけれり、中々悦ひ馳行勢ひ、事外にぞみえにける、かくて明朝頸共をあつめ付立見れり、三千二百八十級なり、佐々翔ひ、どかう申にや及ふ

評曰、佐々亡君之厚恩を不忘、信雄卿に對し忠義尤ふかし、かく有て榮へさりしヲホツカサシ不審、疑くの内藏助大志ありし人なれば、一往信雄へ天下をとりまいらせ、のちくのおのが執權はしむまゝに、天下を舒卷せんとや思ひつらん、秀吉も此格にて侍りし故に、後絶せしか、周公旦之心緒、百分一はども、忠義之實あらましかば、久榮にあらん物を、

太閤記卷九

小瀬甫菴道喜輯録

○北畠中將信雄卿令切腹三臣之事信長公二男 法名常眞

天正十二年三月三日於尾州長島之城、津川玄番允勢州松島城主也岡田長門守岡田助右衛門尉長子尾州星崎城主也淺井田宮丸尾州蒔安賀城主 新八郎長子也牛害せさせ給ふ、其起り秀吉より此三人は、武略兼備りたる者なれば、懇に

事問かはす事多して、其聞え目出侍れり、つねく寵を争ふ近習折を得、逆意有やうに沙汰せしに依てなり、長門守わかたう共落來り、長州昨日長島之城にて生害せさせ給ひつると告しかり、星崎之城、上を下へと騒動し、資財雜具南去北來の有さま、どころ云にも及はれず、長門守舍弟岡田勝五郎後號伊勢守門葉にて侍る坂井下總守、其弟赤川總左衛門尉、林宗右衛門尉、那須十右衛門舍弟彦次郎、那須隼人佑、山口半左衛門尉、喜田野彦四郎等を集め云やうの、下々の騒動の、上の心一致せざる故なるべし、長島之御勢も頓て寄來らむぞかし、長門守つねに武勇に、心さし深かりし事、何れも存知之前也、然り弔合戦のため各輕一命守義之所在、當城を守り給候へ、三十日たもつ程ならり、秀吉合力し給ふへしと有しかば、衆口同義に答ふるの、如仰長州に對し、朋友の因も年久して、況今の臣となりぬ、何ぞ一命を惜み候はん、此者共におゐての、全義を重し、苦戦の前に、可遂討死候然上の人質を本丸へ入候はんとて、不殘妻子を入にけり、山口の其妻長門守妹なるに因て、母をど好み侍る處に、何とやらん氣味おしげに見えて云やう、母の前宵熱田へ參り候か、今曉より虫さし出無正體由申來候、本復次第本丸へ參らせ候はんとなり、是によつて城中も聊イサカおだやかならず、翌日如案山口母を長島へめし捕給ひき、此事をことくしく云なし、迷惑なるよし、半左衛門尉云出ぬ、勝五郎伯父良琢和尚、山口に向ひ理を盡し被申けるやうい、汝柴田修理亮か厚恩に沃しなから、其合戦にも忠死せず、落武者之身と成て退しを、長門守よきに撫育し、其方の下々まで其惠みうるはひしなり、其後五千石之地を施し、榮花に且見え、門葉に至て面をれこ

し侍りき、爾有に長門守、かく成しとて、兄弟の因を變し、母を長島へ調略を以まいらせ置、
信雄に忠義し、此城を望み思ふな、其利一往は有けめと、士として左様之義理を變し名を汚
し、誰か榮へ侍るぞや、汝がやうなる士畜生の、急ぎ出候へとて、城を出しけり、良琢和尚言
のごとく果して、秀吉公へ義を汚す事有て、秀次御切腹之刻、生害せさせ給ひし也、

評曰、利に因て身を立ん事を根ふかふ好む者の、義を會て不知事多し、此類病の皆不合
乎天意也、人の身上に利害の胎む事有時に、他能察之、己の知ぬ物なり、此田地の中人以
下なるべし、中人己上よく知て改之、

○信雄卿與秀吉卿及鉢楯起之事

信雄卿、三臣を生害し給ふり、羽柴筑前守にかへ侍る品有によつてなり、然間秀吉より其
とがめ有へしとて、徳河三河守家康卿、池田勝入、森武藏守などをたのみればしめすのよし
使札を以、信雄卿より被仰入けれり、家康卿の御同心有之旨御返事こまやかなり、池田森
かたへり、秀吉より入魂頼入之旨、尾藤甚右衛門を以、被仰入しか共、池田も信長公御厚恩
を蒙りし事なれり、不及是非之沙汰、信雄卿へ御味方に參らてり、不叶事なりと、片桐に向
て、いか、思ふぞと相談有、半右衛門奉り、かくこそあらまほしく存候へ、是理之當然也と感
しけり、伊木清兵衛尉すゝみ出申けるり、秀吉近年立身の行を、聞もし見もし候に、諸大名を
かたかくにして、秀吉と武略の輕重をあらそふ共、秀吉のかた、重く侍るへう覺え候、然り此
後天下の執權り、秀吉にて候べし、願ひ秀吉に與し、身をも立、先祖をも目出祭り、舊功之者

共をも、執立其勞をも報し給ひなり、宜しくおはしまし候はんやと諫にけり、勝入も此諫けに
もと思ひ、身もがな二つと思ひ累ひ、心摸綾の手に似たり、かゝる處に秀吉より勝入へ津田
隼人佑を、使者として被申けるり、濃尾三、三ヶ國を領納せらるべく候、會て相違有へから
ざる趣、上卷の誓紙下りけり、清兵衛の秀吉の御方を取持けるか、三月十日の夜、勝入と良久
しく、密談の事有て、奥の間より出て、勝入の秀吉方に與し、可被申旨に極りぬるよし、披露
有けり、片桐承り、義を外にし、信長公の厚恩を忘れ、秀吉卿に忠あらむとの事全由緒なし、
行末はかくしき事あらじと、眉を顰めにけり、又家康卿の池田に反し、義の在す所に與せ
んとて、三月十日至り尾州清洲、信雄卿を見廻給ひつゝ、秀吉當國發向あらば、必救ひまいら
せ申べし、御心を安し給へと、力を付まいらせ、翌日歸國し給ひけり、

○尾州犬山之城落居之事

信長公、元龜之初犬山の城に一萬貫之地を相添、勝三郎に被下しかば、普請等丈夫にこしら
へ、其比より犬山之城主として、天正九年に至て有しが、織田源三郎殿信長公御息を、聲取に奉り、
渡し侍るなり、天正十年六月二日源三郎殿も、京都におゐて、討死し給ひしかば、信雄卿尾州
の太守と成給ふ、依之犬山之城主として、中河勘右衛門尉をすへをかれけるが、勢州嶺之城
爲番手有由、勝入打聞て、犬山之城留守居ばかりなる事、天之與る幸也、舊因なれば、犬山町
人、其邊の親き者の方へ、日置三藏をつかはし其城を可乗取才學頼み入由申されしかば、
則同心し、明後十三日の夜、船を渡し引入可申候、必御人數を出させ給へ、たしかになけれ

の御人數出しかねらるべうもやねはしまさんとて、人質二人渡し候て、三月十一日の未明に日置を大柿へ歸し侍りぬ、勝入其由打聞て、おどろ上りはねあがり、悦ひぬる事かきりなし、かくて陣ふれ有けるの、明後十三日至東美濃發向し、其日に歸陣すべく候條、腰兵糧のみの用意せよとなり、十三日大柿を立て打けるに、北方の渡りの邊より、小船を數多何ひ、東さして行あり、是の池田紀伊守、獵船を十艘許調つ、大豆戸の渡りへはこびつかはしけり、夜に入しかば、使番の者向諸勢宇留馬の川はたに陣を取待候へ、東美濃へ通るまじき旨ふれ通りけり、亥の時とおほしきに、紀伊守十艘の舟に打乗て河を渡し、城へ忍ひ寄、凱歌を唱れば、城中思ひもよらぬ事であり、十方にくれて有し處を、乘入向ふ者あれ、引組て首を取、逃る者をい伐捨にけり、勘右衛門尉か叔父清藏主、堅横十文字に切て廻り、八字に追廻しえか共、多勢入替々々攻入、終に清藏主をも打捕てけり、かくて池田父子城に入しかば、十四日の朝、町人近邊の長百性、如前々御入城目出こそおはしませとて、祝儀を申上樽肴を捧げ、門前に市をなす、翌日十五日卯之刻に、池田父子小牧山近邊に至て勢を出し、在々所々不殘一字令放火、引歸しけり、信雄卿家康卿の、清洲の城にして、十四日の夜、軍評定有て、明日は小牧山へ打て出、即山を城に拵へ、秀吉令發向におゐて、可及對陣との事なり、十五日午刻清洲を打出、小牧山へと心さしけるに、彼近邊に當て、放火の煙曇天、鯨波の聲動地、扱の池田焼働に出てこそ有れと、鞭をはやめ急しか共、勝入の人數を方々へ分つかはし、一時に仕廻早速打入てけり、然處へ清洲より卒二萬騎至小牧山着陣し、近邊の長

百姓などを呼出し、池田か動の様子を問給へ、巳之刻計に二三萬も有つへう見えて發向し、手分して在々を放火し頓て勢を打入侍りしと答へければ、信雄卿も家康卿も足摺をして悔候ひしか共かひそなき、是を無念に思ひこめ、十六日之早朝悉く勢を押し出し、犬山さして打て行、樂田羽黒五郎丸邊の民屋放火し、時の聲を舉し處に、羽黒の八幡林に森武藏守尾藤甚右衛門尉陣を備へ、鐵炮足輕などして有けるを、奥平九八郎信昌後號美作守大須賀五郎左衛門尉、榊原小平太、丹羽勘介等を見て、隔小川迭に鐵炮を放し、移剋、時に武藏守か使番とおほしくて、あさき羽織の歩者十四五人、馬のまはりにめしつれたる武者一騎、陣の前を再三のり廻りけり、九八郎是を見て、何様よき武者と見えたり、あれうち取候へと、下知を加へければ、馬上の侍共ひしくとおも立、鐵炮を以彼武者をうち落す、敵少いろめき立時に、ひたくとうちのり、九八郎か手勢僅に千餘輩、川を越て武藏守か三千許にてひかへたる真中へ、眞黒に突てかゝる、兩陣互に黒烟を立挑戦、森も心剛に能勇士多かりけれども、味方急に揉立しかば、足を立かね羽黒の内へ引入處を、息をもくれず犬山近邊までをしかけ、討はどに、敵悉く敗走し、爰かしてにて五人三人返し合はる、者多かりけり、大須賀榊原等かひかへたる陣の前に沼有けるによつて、急にかゝる事を得ず、とかくするうちに沼をめぐり馳加りぬ、其後追々味方馳加りける間、敵の彌氣を失ひ、味方の彌力を得、勝に乗て北るを追、羽黒の東、山さばにして、野呂助左衛門尉取て歸し、まはらく鎧を合せ戦ひ討死をぞまたりける、長子野呂助三の夢にもまらず、五六町も退し處に、助左衛門尉馬取の者見えたり、助三呼

寄て父の行衛いかにとどふに、され候貴殿を尋ね、跡をたたく見返し、退給ふを、敵六七騎追かけ、山さののく母衣武者の、出し見ありたるぞ、野呂助左衛門にていなきか、貳も後を見せ候者かな、引返し勝負し給へと云し處に、此小刀を形身に子共の方へと計被仰面もふらす引返し討死し給ふ也、いそぎ御退候へと諫ければ、おのれが存分に、似合たるぞと云、鬢の髪をきり妻の方へ、汗巾を母の方へとて小姓に渡し、何も退候へと云すて、助左衛門尉討れぬる所へ心さし歸し行けれ、敵なを進來たるに、より合かしらに渡し合せ、先に進たる馬上を息をもさせず突落しくひねち切てけり、助三か若黨一人やうく走着て、御手からにておはしますぞ、もはや御のき候へと再三申せ共、おのれの此くひを持って武州に見せ候へとて、鑓を持ってつくとてきの方へ行ける處に、十六七騎追かけ來りしを、二人つきふせしか共後より股をすへられ終に討れにけり、犬山より勝入父子稻葉伊豫守子息右京亮、郡上の兩遠藤都合其勢三萬餘騎、犬山段の下に陣を備へ有けるが、武藏守敗北のよしを聞、是よりかいつて合戦を挑み決勝負と、勝入身を捫ていさみしかども、誰やらむ勝入の陣にかけふさかり、あのみはひ來る旗先にかゝりなば利なかるへし、此勢を上段へ引わけ陣を備へて御待候へ、敵勝に乗てかゝり來り候はん時、待うけ合戦ましまさば、十に八九勝利を得べく候といへば、尤也とて段の上へ勢を引上まち居たり、一番合戦をは稲葉仕候はんと鑓玉を取、二つ三つうくとならず、老の波に血の川を湛へんと云つ、大に笑しかり、若武者共も一さの浮やかに成て待かけたり、家康卿の敵段の上へ引上、勢を備へたるを聞給ひ

て、我先勢の者ども凱歌を唱へさつと引取候へとて、九八郎かたへ天野佐左衛門尉等をつかはし制し給へい、やがてから時をわけ候けるに、段の上の備よりも時を合たり、かくて小牧山さして勢を入給へば、段のうへの勢も打納にけり、此節九八郎粉骨をつくし勇士の武藏守を敗北せしめ、首數二百餘討取て家康卿の實檢に備ふ、家康卿感悦大かたならずして御前近く召出され、汝が動今にはしめず、先年長篠籠城之時大軍を引うけ、一度のをくれをとらず、後詰を待うけ終に運をひらき、武田勝頼を敗北せしめし武功の程をかんど給ひ、信長公感悦のあまりに、汝か名を呼て武者之介と付給ひし事僻言ならず、今度又勇士の武藏守を敗北せしめし事、ひとへに九八郎か武功に有と仰られ、即大一文字の腰物を給り、彌可抽忠功之旨悃詞少からず、扱信雄卿家康卿も小牧山を拵へ御在城也、蟹清水、外山村、宇田津村をも、要害に拵へ、勢を入をき給ふ、又春日井郡小幡之古城をも拵へ、三州上下の便之爲、本田豊後守駿州穴山名代として穂坂常陸介在城たり、

評曰、森武藏守其以前二三度得勝利事、對小敵の事也、父の武勇に續て若年より父に似たる事有と沙汰せし處に、武勇の佳名且々出來、鬼武藏など云出ぬ、か様之事有しにより、其勝手を大軍にあてし若き故也、家康卿の武田と年久しう戦を挑み合、其功莫太也、其武功の程を森も深くつゝし、羽黒の郷中に在て、弓鐵炮を出し、濕みに付て寄來る敵をうたせ、日をくらし夜合戦を望ない、縦大軍たりと云ども、打なやます事も有へきに、小勢にて郷中を出はなれ、八幡林に陣を備へし事不覺也、又尾藤甚右衛門尉が素性、敵を侮り武

勇に慢氣ある者也、武藏守と氣象同し、是を森が横目がてらに合力し給ひし事、秀吉卿の越度にて侍るへしや、

翌日十七日秀吉卿より飛札到來し制し給ふに、敵假令戰を挑まむと催し仕懸候共、必陣を堅してたゝかはざれと也、其狀曰、態令申候然者信雄家康、雖望挑合戰、必不可應其機候、殊池田勝入、森武藏守の、前々侮於敵、武勇にはこり付たる人候條、能諫可申候、其段肝要候也、謹言

三月十三日

秀吉在判

尾藤甚右衛門殿へ

如此制し給ふに、如案以小勢戰於多勢、執越度事無是非次第也、是孟子か、寡の固に不可敵衆と有し、金言を不知故とて、秀吉千悔限なし、

○秀吉卿尾州表御出勢之事

羽柴筑前守秀吉、尾州表出勢之起に、津川玄番允、岡田長門守、淺井田宮丸、爲秀吉誅せられし事を不便に思ひ、其鬱憤を散せんが故とかや、先勢、濃州垂井赤坂巢侯邊に着陣しければ、後陣の未醍醐山科宇治勢多邊に充滿して、大坂の御一左右を待居たり、前後其勢十二萬五千の着到とを聞えし、秀吉卿三月廿一日大坂を打立給へに、宇治瀬田邊に扣へし勢も、次第に打にけり、廿三日四日に、先勢犬山の下、大豆戸の渡を越、犬山五郎丸邊に陣取しか、逐日後陣之勢あまた打つとひ、尺地も更になかりけり、かゝる處に、秀吉卿も廿七日午刻に川を越給

ふて、犬山之城に入給ひしが、未之刻に樂田羽黒邊まで、諸大名衆計被召連打て出、對小牧山、向城を多く拵へ給はんとの評定有、二重堀の要害一の先手なれのとて、日根野備中守、舍弟彌次右衛門尉、子共五人其勢二千餘騎入置る、岩崎山之城に稻葉伊豫守、子息右京亮、彦六、同名右近、勘右衛門其勢四千餘、小松寺山の城に丹羽五郎左衛門尉長秀、其勢八千、青塚の城に森武藏守其勢三千餘、内窪山之城に蜂屋出羽守、金森五郎八其勢三千、其外里より里、嶺より峰をつゝきに、陣取ければ、夜に入て箭火夥しき事、云計なし、

○池田勝入父子討死之事

池田家老の面々を呼寄謀りけるに、小牧山之勢逐日重なりぬると見えたり、然間三川に人數も曾て有まじきか、いさ此すき間を幸に、三州に至て中入し、國中在々所々放火せん、さる程ならば、小牧山に有し、遠三三州の勢、可及敗軍事掌を指か如くなるへし、其旨秀吉に相議し、三州表發向せんと思ふに、面々思ふ所あらに、聞候はんと被申けり、何も宜しくおはしまさんと云しかに、即卯月四日の夜、犬山御本陣へ參、其旨かくと望みしかば、秀吉つゞくと御思惟有て、明日一着御返事有べきとて、先勝入を歸し給ふ、五日の早朝に池田又秀吉卿參、此興行今明日相延候は、首尾相違いたすべく候、其子細篠木柏井の一揆を驅催し、村瀬作右衛門尉を一揆大將とし、森川權右衛門要害に入置候はん、あらましなる由、篠木より告知する者有と申上しかに、秀吉尤なりと申し給ふて、明日六日打立東三河を少々令放火、やかて引取、篠木柏井に兩城を拵へ一揆原に、多くの扶持方など扶助し、毎夜敵の在

々へ夜討を入、おひやかす程ならぬ、尾州半國の味方に屬し候へし、必敵を侮候な、まはらかけし侍るなど諫めて、勝入を歸し給ふ、角て三好孫七郎殿、其勢一萬、堀久太郎五千、明日六日池田勝入三州に至て發向せしむるの條、兩人も令出勢、勝入指圖次第進退可有之旨、増田仁右衛門尉を以被仰出けり、其旨勝入同息池田紀伊守、森武藏守方へも、兩人助成として、被差遣之條、宜有相議となり、因然秀吉卿も犬山より出張し、樂田を本陣として、二重堀より青塚に至て、馬ふせきの築地を高くつかせ、用心きびしかりけり、卯月六日の夜半より、池田父子森武藏守堀久太郎三好孫七郎殿、打立巳之刻に篠木柏井兩江、尺地を不餘陣取にけり、之陣取也二里四方一揆原にも秀吉より五萬石之地を恩賜有へき旨、其沙汰に及ひしかり、何事もつきくしく有ける、角て九日三州表可有發向との催し、八日の未明より廻文あり、篠木より小牧山に至て注進申上者あつて、信雄卿も家康卿も、其あらましを知給へり、注進に來りし者を重く賞し給ひて歸しつゝ、密かに觸給ふに、今日未之刻より小幡に至て、出勢の事有、旗をまぼりさし物を持せ、密かに小牧山を忍ひ出よと、榊原小平太後號式部大輔井伊滿十代後號兵部少輔丹羽勘介等、其外兩卿の小姓馬廻、母衣之者、使番等其器を撰て觸られ、小牧山を八日未之刻に立て急がせ給へは、無程小幡之城に着陣あり、本田豊後守に仰て、遠聞の歩士十人許、龍泉寺表へ出し、南さして勢の行事有か、聞て告知せよと、戌之刻に出し置給ふ、痛しや勝入の、かやうのこしらへを夢にもまらさず、亥之刻より打立、勢を推行に遠聞之者立歸り、はや多勢南をさして打候由申上しかば、兩公も其用意急にして、丑之刻に出給ふ、遠聞之者又

來て多勢引もちきらす打候し、能々其御意得ましませと告申ければ、心易思ひ候へとて打笑せつゝ、程なく猪腰原の辰巳の山に着陣して、夜の明るをぞ待にける、かゝる處に丹羽勘介か居城岩崎に當て、鐵砲の音、城を攻る聲夥しく聞えしか、早城の落たりと誰云共なくひそあへきめりぬ、池田か先手一番備、伊木清兵衛尉其勢二千餘、二番備片桐半右衛門尉其勢二千、岩崎之城に至て着とひとしく取巻、平攻にせめて乘入處に、城内より大手へ突て出防きた、かひし内に、鍬形打たる甲を猪首に着なし、大身の鎧持て能相手もかなと、思ひ入たる風情見えて、一きは先に進み來たりし者あり、又爰に池田紀伊守か内、太陽寺左平次後號牧野新九郎と名乗出、つきあひしかつゝに猪首の甲の、太陽寺にうたれにけり、即紀伊守に見せしかば、軍初の門出よしと、ほうひしてけり、かくてこそをの打破られ、城内へ引入にけれ、丹羽勘助弟次郎助手鎧提大手の門を相防き、二三度突出しけれ共、多勢入替く、捫しかり、あまた所手を負土肥七郎右衛門尉に討れあかは、其手之弱兵等搦手さして落しを、片桐半右衛門尉か勢一人も不漏討捕、三百餘實檢に備ふ、勝入實檢しつゝ、事外なる機嫌にて有し處へ、三好孫七郎殿こそ井伊萬千世と戦給ひしが、追立られ剛兵共多く討せ、敗軍を給ふよし云出たり、然共たしかなる事にもあらされぬ、備を替る事もなく、各目と目を見合せ、息はつんで居ける處へ、田中久兵衛尉堀久太郎備の前へ來て云やうに、孫七郎唯今榊原小平太、丹羽勘介と挑合戦候しが、多勢に捫立られ候と云も果ぬに、久太郎大の眼をいからかし、散々にまかけるやうに、使も使にこそよれ、其方の組首と云、人數を進退する役人と云、旁以使などに

往還する人への有へからず、唯逃て來たる物にこそあんめれ、其上兵書に、將輕則士侮ると云りと、叱りけられ、田中更に辭もなかりけり、久太郎左右之者共、堀の推察の上手かな、田中の使の下手かなとて、目引鼻引笑ひしなり、

評曰、田中の其比千五百餘人之組首とし、秀次長臣たりしに依て、堀散々に叱にけり、卯月九日辰之下刻、小幡村より出來りたる勢共、人夫を追散し其威いかめしうぞ見えたりけり、又一備向ひ來たる者あり、穂富と云し者は是を見て云やうい、あの一備へい、心に合戦を持たる勢なり、各覺悟し給ふへしと云けれ共、其行程一里ばかり有ての事なれば、爾々聞も入す、たゞ詠めやる計にて有ける也、先手に侍る岡本彦三郎、村善右衛門尉、白江權大夫などい、鐵炮を下知して一町許張出うたせにける、とから見るか内に、田中久兵衛尉秀次卿之先手也後任筑後守なへ、手痛く足輕をかけ、既に合戦を取結はんとせし處に、田中の孫七郎殿へ得御意戰はんとて、甘け行を、岡本云けるい、得御意所での無ぞ、組首の使せんためか、貳ふも見え候物かなどのい、ありしか共、聞も不入傍輩にも總角を見せにけり、

評曰、穂富の幡州三木におゐて足輕大將なりしが、此陣にて秀次へ被召出しなり、さすか清撰にあひし者にて、合戦を心に持たる勢なりと、能も見知けるよとふりみあへりき、岡本彦三郎村善右衛門尉白江權大夫など鐵砲をうたせ防ぎ見しかとも、敵猛勢を以追拂ひけり引退きたり、然と云共取て歸し合、手痛く戦て何も甲付の首三討捕てさし上たり、其をも事とせず、進み來るに平野權平後號遠江守の、秀吉の御馬廻たりしか共、孫七郎殿つねく御目

を懸られし故、見廻として樂田より來たりけるが、秀次へは不懸御目、手鍵提面もふらす突てかゝり、少々突退能侍一人討捕しか共、又新手を入かへ捫合せ戦ひけり平野も危く見えしか、是もれし立られ旗本さして退にけり、北るをねふ習敵引付て旗本を目に懸切て懸ければ、木下助左衛門尉、同勘解由左衛門尉、岡本彦三郎、進み向て鍵を合せ、あしが程戦しが、裏くつれして、まいらに成危く見えければ、敵彌利に乗て一捫揉て戦けるに、二人の木下も岡本穂富も、一足も引す討死したりけり、かくてこそ南さして逃るもあり、東さして落るも有て、前後左右さんはけたり、岩崎の城の北に當て山あり、池田父子森武藏守堀久太郎も谷川を前にあて、陣を備へて有し處に、落武者五騎三騎宛見え來たれい、久太郎鐵炮大將を呼よせ、味方敗軍と見えたるぞ、敵唯今味方を追て可來、十間より外ならい、玉たうないうたせと、若あいて、遠く鐵炮をはなしすてない、可爲曲事、馬上一人うちたをし候にわめては、爲加増百石之地可宛行と、たしかに云渡しければ、いきり静り反て待居たり、かゝる處に孫七郎殿先勢千騎許見えにけり、敵も追すかつて來たりしが、久太郎か備の堅きを見て追止て、かゝりも不來、又引もせず扣て見えし處を、久太郎ざい推取、時の聲を舉かゝり候へど、大の眼をいからかし下知したるければ、一度に瞳とを突かゝりける、まはらかけにをひ見たれたる、勢のくせとして、久太郎ことくくよき圖にのり、突て懸ぬれい、必たまりもあへず敗北する物なれい、堀が先勢いきをもくれす、一里許追討に、二百八十餘討捕ぬ、池田勝入同子息紀伊守舍弟古新後號三左衛門尉、森武藏守も久太郎に推つゝひて、追行、首數多討捕にけり、爰に井伊

隼人佑か後裔井伊萬千世とて十九歳、容顔美麗にして、心優にやさしければ、家康卿親しく寵愛し給ひし故、剛兵三千之勢を付給ふ、長久手の辰巳なる山に、三段に備へ、白まなひの弓鐵炮の者五六百人先手を張てうたせけれ、堀か先勢是に避易し、追止て、見えし處に、久太郎もはや走來り、使番の馬上を以彌制し止、人数を立んとすれ共、まのらに成て北るをわひ來たりし勢なれば、早速に立得ず、池田も森も勢を立んとすれども、立も揃す、下知も聞ず、一揆勢のごとし、白まなひさしたる弓鐵炮爰を先途と射けるに依て、武藏守あれを追立よと、大音聲を上、下知すれ共、聞ずかほに見えしか、手鎧れつ取走り出、追拂のんとせしを、鐵炮にて森が眉間を射たりけるに、聲もせずうつむきに臥てけり、敵の是に氣を得味方、是に力を失ひ、彌進みかたう見えけれ、敵猶勝に乗て、山の尾崎を取て推廻しけり、勝入父子も左手の合戦の色、如此あしかりけるを見て、右手を強くせよとさいを振て、聲もかれ身もつかる、許に、怒りつれ共、井伊が弓鐵炮之勢引こりうちけれ、無爲方、然處に金の扇の馬驗、嶺わきより、朝日の出るか如くわし上たり、扱の徳川殿これにましましけるよと、諸人見たどろきうしる足をふみ初しが、下々之雜兵見るが内に裏くづれし、勝入の旗本うすく成て、彌危うかりしか、秋田加兵衛尉梶浦兵七郎片桐與三郎竹村小平太など、少しへだたつて戦ひ居たりけるが、此由を見るよりも、手前の敵をい追ちらし、手勢引つれ死を善道に守とい此時ぞかしと思ひきはめ、助來て豎横十文字に切て廻り防きた、かふ形勢たどへて云ん方もなし、然りと云共敵の多勢なり、味方の小勢なれ、相叶はずと討死を遂たり

ける、

評曰、此者共の志常に高かりしか、果して遂忠死き、

かゝりし處に、永井右近助突て懸り勝入とあし戦て突臥首を取てけりその時少手負き、安藤彦兵衛尉勝入子息紀伊守を討てけり永井右近助一本ニ以下安藤彦兵衛尉突て、かりまばし戦て、突臥しは長井右近助來り勝入をかくひを取てけりニ作ル池田か先手池田丹後守是は河州若江之三鐵壁も物か、に足踏實地戰へとも、左右之勢の其をも見すて退しかば、敵は北るを追行共丹後守に取合す、依之勢を立初たる所を立も去す後まで有しかども、勝入同嫡子紀伊守、森打死せしに依て惣敗軍に及ひければ、丹後守も退にけり、兩卿の先陣、後陣ひとつに成て追行平討にうち行候を、母衣之者使番之士を以長追ばしすな、もはや引返し候へと制し給へは、さすが其道に得たるるしにや有けん、やかて追捨引入にけり、

○秀吉卿依池田父子討死御出馬之事

天正十二年卯月九日午刻、池田父子森武藏守討死之由、至于樂田注進あり、秀吉卿いそぎ貝を立よ、取出、に有之勢のよく其城を堅固にまも候へ、其外の悉く打立候へと觸廻し、鞭汗馬急給ふ、一番貝に先勢はや出しかば、御馬驗のふくべを、庭前にをし立給へり、二番三番より十六番まで出し給ふて、即御出馬あり、道すがら落武者引もきらず通りつるに、をしわけ、至于龍泉寺、木村隼人隼人一本作小隼人佑堀尾茂助一柳市介など着陣し、足をもためず長久手原さして向はんと、龍泉寺の坂をくだり、見やれば、はや合戦事過て、小幡の

郷へ家康信雄の御勢を取入給ふと、落武者もいひけり、けに左も有と見えければ、よこあひに馬を入、能兵共少々討捕ぬ、志か有にや敵も南の山に付て道をかへ、取入けるなかば、秀吉もはや彼寺へ着給ふていかりつゝ、池田に敵をかならず侮らざれ、まばらかけすなど再三制しつるに不用してかく取越度事、むねん極々せりとて、腹をたちく、小幡へかゝつて池田か帛合戦してんよと、いきまきて馬をはやめ給ひしを、各くつはに取付、はや日も西山にかゝり、てきも勝て甲の緒をよめ、一かう不取合體に見え候條、唯柏井まで御馬をいれられ、可然れいさんと、稻葉などもつよくいさめ申せば、應其儀歸陣し給ふ、

評曰、にくるをつよくをふの古今不易の人情なり、今十町も追過なは秀吉卿の先陣と密合かしらにあふて、又合戦あらば上勢の新手と云多勢と云、三河勢の事にあふてつかれたる勢と云小勢と云、旁以あやうかるへさか、家康卿さすがの名將にて、長追すなどはやく制し給ひつるによつて、勝利を全くせし事、龍涓があくまで追過し、孫子に討れしを以てか、慎みの可有物なり、先陣の打まけ、大將三人討死しつるよし注進有と等く、秀吉卿急に勢を出し、小幡へ取入勢の首を且見給ひし、猛將なり、聊もためらふ心ましまさし、かくいあらし、何もく、をとらぬ名將なりと、其比の風俗みなかんじけり、

殿、堀尾茂助仕候へ、即此龍泉寺に残て、吾馬ふるし下なる川を越なば、陣拂ひを致し退候へと被仰付しかば、堀尾奉り、御心安はされゆるくと川を御越候へ、某是にあらん程の、能く沙汰し可申と云て、小幡の方に向て、弓鐵炮を張出し、雜人原は先へ退つゝ、かるき

者八百計にて有しが、觀音堂に火をかけ、心まづかにのさしに、敵もまたはざれい、彌志つゝと坂にかゝつてのさし也、

○秀吉卿十二萬騎之勢を打納給ふ事

かくて翌日本陣樂田へ勢を可打納との事に極て、明日も又殿は堀尾茂助後號龍刀先吉勝にて有ければ、篠木の内大草村に在て、其時刻をぞ待にける、秀吉十二萬騎の勢を段々に備させ、くり引に引給ふが、順風の船下坂の車よりいと安う見えたりし、豈韓信が下風に非乎、夜をこのつゝ退けれども多勢なれ、辰の刻計にやうく、里をはなれ野へ上りしかば、いさ堀尾も退なんとせし處に、はや一揆共雲霞のことくをこり來て、茂助か宿陣のやしきを幾重共なく打かこみ、弓鐵炮を打入く、時の聲を作りかけ、既にせめ入んと見えしなり、突て出成次第に退給へと云も有、いやく八重十重に打かこみ、殊に篠木柏井のむかしより、究竟の射手の多所なれば、いかでかのき得なん、唯此かまへを堅固に守り、うしろまきを請給ひ候へかして云も多かりけり、堀尾其損益を勘辨し、唯急き突て出退候へ、時刻うつるにまたがつて、敵の彌かさなり、味方のうすく成へきぞとて、西の方を専に強く張出、鐵炮を放し立ければ、一揆共西の方へ悉く馳集て、切て出るかと相待、細き道にせきあふて騒動しける處を、門をひらき鐵炮をつるべ、突て出しかば、蠅を拂ふがごとく、弓手妻手へさんはけたり、やがて門のうちへ取入、東に向て出しかば、一人も残らず、上なる山へ引上、北の方へ赴けり、兵書に云、敵攻其右、其左を備へよと有し事を、一揆原不知事のはかなさよ、然共西より南よ

り、一揆共山の尾崎くを取てまたひ、この嶺よりも貝を鳴し、かしの谷よりも、あひく聲を擧、中々すさまじき事、肝魂もあらひこそと、思われしかば、弱き下々はなれく退んとせしを、堀尾かやうの時、すさまじきに驚き、わきみちをのけり、悉くうたる、物を、心を一つに定め、生死の天命なりと思ひ極め、只眞團マコトダマに成て退候へと、下知し退たりけり、あまりにつよく付ぬる時、堀尾引返し、突倒し、首を捕てのきつる事、五六度に及へり、茂助家臣松田左近右衛門尉、吉川新兵衛尉、并河平右衛門尉、中西勝右衛門尉、保木善右衛門小野彌一廣瀬專之助一瀬二左衛門、たひ、歸しての戦ひ、今度の二町餘追歸し、茂助たりしき、酒を一つ二つ呑て、松田にさし、息をつき退けれり、一揆の中にも心ある功者の、敵こそ思ひ切て見ゆると、心にふくみさたかにいはされ共、其より大身を出し、おはされ、溢れ者もをのつから追すて、後の相引にして見えたりけり、卯月十四日羽黒の古城、御普請被仰付、堀尾茂助山内猪右衛門尉伊藤掃部助被入置、對小牧山向城十餘ヶ所城主相定め、萬捷之條目物に記し付、同廿九日御馬を納給ふ、濃州大羅之寺内戸島東藏坊か構、一兩日有御滞留、小吉を後號丹波少將入置る、是の敵もなけれと萬の下、又遊軍の備にても有、五月朔日富田之寺内に御陣を居られ、二日加賀野井彌八郎か居城を取卷給ふ、信雄卿より千草三郎左衛門尉濱田與右衛門尉小泉甚六楠十郎林與五郎子息十藏小坂孫九郎都合其勢二千餘騎、爲加勢入置る、四方に柵を三重四重付廻し、弓鐵炮を無隙透間打入、射入攻けれり、扱をかけ城を渡し可申條、被助一命候へかしと申候へ共、秀吉唯攻干候へと、被仰出しかり、彌攻詰

城中之旗の招と、味方のまねきと、結ひ違ふるやうになん見えけり、けふの一日せの雨を盡す計に、五月雨甚しく、風も將はけしけれり、五日の夜半許に切て出んと支度し、大手の門を開かんと、忍ひ寄て見れり、敵鎧ふすまを作てさへたり、誰にても心さしある者、關の木を開き、出よくと云共、すまざりけれり、林新藏後號新右衛門尉進出、初に突て出るが忠節ならり、吾出へしとて、一番に突て出、大音聲を上名乗合せ相戦う、敵の鎧にてたき入むとせしか共、城中の勢つよかりし哉らん、打破て通りけり、のきおくれたる勢を、追付追廻し、千二百討留たり、其内小將と云れし者に、千草三郎左衛門尉林十藏賀藤太郎右衛門尉等也、楠十郎をい生捕て御前へ引て参りぬ、瀧川儀大夫智なれり、淺野彌兵衛尉を以、一命を請奉れ共、首を刎給ふ、林十藏弟松千世十五歳、容顏美麗殊に勝れしか、一兩年以前人質として、秀吉へ進上せしを、此春是までもなしとて歸し給ふ、かく御懇に沙汰し侍るに、義理を不知父に、首を切て見せ候へと被仰付にけり、此旨九日の夜心有者知せ、父母の方へ、文なとつかのし候へかし、十日の朝生害に及へきと云けれり、はや二三日以前より、よなく調へ侍るよとて、文十許取出し、形見の物、是かれ相渡し、よきに届たび候へ、御心さし返くも忝存候よし、其氣色れいらかにして云しかば、皆袖をを絞りける、かくて十日の朝心あつかに念佛し、首を刎られにけり、十歳の比よりつかへ侍る、小姓追腹を切て相伴したりければ、見る人皆感涙をを催しける、同十日不破源六居城竹鼻におしよせ、遠卷にして見たまふに、水堀幾重共なく引廻し、一旦に攻らるべうも見えず、依之水攻にし給ふへき旨、十一日の夜相極、四

方に町屋作り、小路くを十通許に、小屋を掛らる、其勢十萬騎の着到なり、此勢を以堤の町場を定め、は、十五間に上まで六間之廣さと被仰出けり、五六日に大かた出来せしか、即木曾川を分てなかし入給ふに、日々にみかさ増との見え侍らねと、日數やうく積りぬれ、町屋のはや三尺餘り水溝へ床をかき有し也、蛇鼠などことく、まゝ集り來て、女子共の敵より是に難儀して、絶入者も多かりけり、源六拘りかたくや思ひけん、一命を助け被下候へかして達て申上しか、即被助一命城を請取、一柳市介を城主となし入をかれけり、其より多藝表へ御馬を寄られ、直江村を要害として丸毛三郎兵衛を入置給ふ、其邊仕置等堅く丸毛に被仰置六月十三日御歸陣に赴かせ給ひ、同十六日至于大垣、歸城ましくけり、

○尾州蟹江の城瀧川以隱謀忍入之事

瀧川左近將監一益の去年まで北伊勢五郡を領し、長島の城主として有しか、柴田滅亡之後、遊客の身と成て、於江州南郡堪忍分五千石を領し有し也、因之長島の城を信雄卿領し給ふてましくけり、かゝる處に信雄卿と秀吉卿既に及鋒楯しかば、勢州木造之城へ、瀧川と富田平右衛門後號左近丞兩人在番として入置給ひぬ、瀧川思ふやう、蟹江之城を調略し、尾州に至て中入をし、家康卿などねひやかし見んと謀て、前田與十郎かたへ、此節秀吉卿へ忠義をいたされ候へ、一廉恩賜之地可有とひをかにいさめければ、即同しけり、さらは來六月十六日之夜渡海し城に入候へと約しけり、然間九鬼右馬允に此旨告知せ、兩人之勢都合三千大船に乗つれ出けるか、瀧川勢半分蟹江之城へなんなく入にけり、即一益も入城して柵等

之事はやく申付んとせし處に、いかなる者のまわさにか有けん、酒家に入て放火せしかば、思はずも三十間はかり焼出たり、其折節家康卿の清洲之城にわしけるか、此旨注進有と等しく勢を出し、捨鞭を打て急つ、蟹江之城にをしよせ、先海の方をかため城中へ瀧川勢を入さりければ、半の又大船に取乗て、鐵炮軍有、かくて城を二重三重取まき、其夜にさくを付廻し、十九日に棲樓を上、城中を見えろし、弓鐵炮を打入射すくめ、夜に入ぬれ火矢を四方より射入、時の聲をわけ鐵炮を子の方よりつるへ初め、亥の方にてうち納ければ、城よりも又つるへ返しく、終夜のすまましさに、城の兵共の蟬のぬけからのやうに成ぬ、其上矢たねも玉薬も盡しか、瀧川扱を致し退なんと、家臣に謀りけるに尤可然ればしまし候とて、即城を相渡し、同廿七日勢州木造之城へのき行けるが、其前の富田左近丞と兩人此城に在しか共、富田云やうの蟹江の城を退しに付て、いかやうの堅約も有らん、此城へのえこそ入まじけれと申けり、瀧川天にも付す地にもあらぬ境界と成て、後の越前の五分一と云所にてをはりにけり、

評曰、信長公御在世の時の、先をかくるにも瀧川、又殿も瀧川とて、佳名いと香しく、果敢決斷もいみしかりしか、今のありさまいとあはれなり、呼時なるかな、

○秀吉卿重て尾州表御出勢之事

同年八月下旬の事なるに、秀吉卿十六萬騎之着到にて、至于尾州參陣し、二宮山へ上らせ給ひけり、上奈良村より五郎丸於久地三井重吉近邊不餘尺地陣とらせ給ふ、信雄卿の郡

村に對陣、家康(卿)の小牧山におはしけり、翌日より上奈良村河田村大野村三ヶ所、要害の普請はしめ有、九月下旬大かた出來せしかり、其城主を定られ、兵糧以下丈夫に沙汰し置、十月三日大柿まで人數を打納給ふ、其より直に至り勢州御參陣有、

○秀吉卿北伊勢表御出勢之事

同十月六日勢州羽津御着陣有て、なれふの城を拵へ、蒲生忠三郎桑部之城に蜂須賀彦右衛門尉を城守と定らる、信雄卿の中江に御對陣有て、濱田之城に瀧川三郎兵衛後號羽柴下總守桑名之城に坂井左衛門尉石川伯耆守在城たり、日々あしかるなど有、かゝる處に足立清左衛門尉さし出、和睦の扱をかりそめなから取結ひける、信雄卿いかやうの子細有てか滯事もなく、御同心ましくして、信雄卿と秀吉卿と、十月廿日、於矢田河原、御對面有て、互疎意有まじきなど被仰合、秀吉卿の上方へ打納給ふ、尾州表取出の勢引取候へ、仕置等之儀、堀尾茂助、一柳市介次第にいたし、引拂ひ可申旨、被仰遣けり、

或曰、信雄卿に群疑出來しける事有て、早速和睦之義、調しと也、

凡評、堀尾茂助於尾州龍泉寺大草村兩度之殿、敵の名將と云多勢と云、大利を得られし上に、度々苦戰して故なく退し、手柄なるへきか、

太閤記卷十

○筑紫陣之事

小瀬甫菴道喜輯錄

夫惟從文明、至于元龜比君威東西に衰へ、武命南北に微にして、諸侯大夫をのが國々領分に有て、自由の沙汰多かりけり、寔畿内遠境君なきに似たり、さればにや、島津修理大夫義久も、自國に有なから任官し、諸事任雅意不順之至甚以尾籠也、然間使者を差下し、如古代令上洛、奉守君命やうに可在とて、天正拾四年九月十二日千石權兵衛尉を先、豊後まで被差遣、及其沙汰之處、彼藤吉郎猿冠者か分として、上洛せよとや、片腹痛き事なんめり、寔頼朝卿の近習大友、一法師爾來、上洛すへき事などの觸、近衛殿よりの外迫、于今其例なし、書簡見るまでもなしとて投にけり、此有増千石はの聞、以外腹立し、甚惡口して即豊後勢をくへ六千餘騎を卒し、國之堺に出張し、島津方人威(威疑伊)集院か領内に陣を取にけり、島津義久其由を聞同名中務丞を大將とし、二萬餘騎之勢をさし向、對陣に及び、既合戦をいぞみ、互に武勇の程をみがき、數刻太刀うちし鏖を合せ、勝負まぢくなりし處に、長曾我部信親鎧を入、手の者廿二騎隨、左右打死してけり、敵此首を鎧十本計に貫き上て、大將之首を打捕て有と、是見よやとて聲々に呼る、痛しや元親の信親打死を不知して退し處に、竹内新助桑名太郎左衛門尉の元親に最後の暇を請、引歸(返)し信親にむかひし敵の備を問て、遂忠死たりけり、因之豊後勢堪りかね敗北して、十河新太郎、矢野、田宮初とし數多討死せしかり、千石も虎口を甘け這々退て豊後地へ引入にけり、如此なるに依て黒田官兵衛尉後號如水、小早川左衛

門尉隆景八千餘騎之勢を相隨へ、同十月下旬至豊前令發向之處、其國之一揆蜂起し、宇呂津と云所へ差出、要害を構へ、通路を取切、刺すさまもあらの夜討を入ん催も有よし、告知するもの有ければ、兩人相議し、十一月五日逆寄に切てかゝり、要害をせめ破り、名士十一人其外雜兵五百三拾討捕凱歌をを擧たりける、其夜の障子嶽に陣を取、同七日河原か嵩に陣をすへ要害を拵へ、秀吉之出勢を待居たり、

評曰、件之使者に何れか宜からんと、其撰在衆評てこそ事も調ふべけれ、國朝之政務等に、事よする使者などに、權兵衛のおほつかなきか、千石素性腹あしく、武勇のみを專にして、弱き事を強て嫌ふ者なりき、か様の使者の智謀足て、武勇得其所者にあらざれば、諸事調ひかたかるべきか、

○筑紫陣御觸之事

同十一月三日千石權兵衛尉かたより、島津方へ御言を遣し、奉存先規之旨急上洛可然之由申渡候處に、一向承引もなく、剩島津中務丞大將として、豊後の國堺に至て相働き、大友家中におゐて名ある者共、數多討捕畢、御出馬なきにわてり、御爲不可然之旨、以使札申上しかば、秀吉公聞召此上の不及是非、征伐せらるべきにぞ極られける、然間來三月朔日九州表可令發向之條、無油斷用意有て、二月廿日以前至攝州可被參陣之旨、十二月朔日より國々へ觸まいる、畿内五ヶ國北陸道之内五ヶ國、江州濃州尾州伊勢伊賀南海道六ヶ國、中國十六ヶ國以上三十七ヶ國、其勢二十萬餘騎とかや、遠國之事なれば兵糧米馬之飼料、下行あるべ

き奉行として、小西隆佐建部壽徳吉田清右衛門尉宮木長次、此四人の十二月十日に大坂を立出三拾萬人之兵糧、二萬疋之馬之飼料、先一とせの分用意可申旨被仰付にけり、即下奉行共國々御藏入方より、兵庫尼崎邊へ其手寄に隨て、御藏米着可被申由觸にけり、御扶持方渡し奉行の、石田治部少輔大谷刑部少輔長東大藏大夫也、數十ヶ國之陣用意に、方々より京堺へ上りつゝ、異國之珍物、或弓鐵炮、同玉藥、或和州奈良之職人等に、其價をいはす兵具をあつらへ、事繁きさまにて、にきひしかり、いつにすくれ、めてたかりし年の暮かなどて、町人等悦ひあへり、又まきしまの道、音曲の達者なごいさひしき歳暮に遇て最靜なり、又八幡愛宕の兩山の、武運長久の祈りを國々より頼來りまかは、一山澤ひ渡りて、千喜萬悦の聲々、霞を酌かひす院々多し、漸今年も日數なく成て、年の名殘を問かひす足もと、まつかならぬさまも、時にまたかひ宜しきにや、秀吉公大坂にして御越年をいしましまかひ、ちかきはらひ云にも及ひす、遠國より來り侍る使者など、宿をかり侘るもあり、又挑灯あまたももしたて、小袖樽やうの物れひた、しく持つ、け、ときめく人たちの門々にみち、て、にきひひぬる事も、此歳暮のいつに勝れてめてたふを覺えしか、夜半の比より何方も音なく成て、まつかに夜の明にけり、

評曰、惟福神の一人に私し給ひす、移かひりゆく(行)か、假令信長公にしてときめきし寵臣のうち、生残り侍りつる矢部善七郎、秀吉卿につかへていとわびしかりしか、あまり不如意なるに依て切腹せしなり、又秀吉卿にて、ならひもなく威勢有し増田右衛門尉等、是も關東

岩着におゐて、上意として切腹有しなり、福神の其世其人にまて、多くとこしなへに守す、思ふに此幸にあひ、榮久にあらざる人々を見るに、只驕がちにしてをのか心をつゝまやかにし侍らず、民の費をいとす、家などにきよらを盡し、調度もよき品を好しなり、然るゆへに久しく不守か、まかひ云と夏商周の榮久に有し、されの儉の幸の基、賢の百福之宗と云傳へしもむへなるか、

明れの天正拾五年正月元旦之出仕など、亂世事かひり、式掌之沙汰に及て物ぶりてけり、二日の晩に御謠初とし、四坐の大夫とも召よせられ、御かひらけめぐりにけり、諸侯大夫其外紹巴昌叱なども御祝儀申上、一きうたふ聲々もゆたかにして、萬歳とよみふ大夫共にの小袖二重つゝ、坐のものにも一重つゝ引給ふ、めてたかりし事共也、

○九州御出勢に付御掟之條々

- 一 兵糧井馬之飼料九州之地、令參着之日より可被下行之事
- 一 別紙出勢之日次、二月十日より無相違立出、泊々不指合やうに、宿奉行次第可守於其旨之事
- 一 喧嘩口論仕出來候の、雙方其罪通ましき事
- 一 追立夫、をしかひらうせき等、有ましき事
- 一 奉公人先主に暇をもこのす、主取を仕有之處、先主見付候て理不盡に成敗仕候者、却て可爲越度見付次第當主人に相理、其上を以急度可申付、又届有て奉公人を、にがし候の、

其主人越度たるへき事

一 城を打圍む事、相定の攻手之外一切令停止事

一 合戦に出立、先陣後陣之儀、軍奉行次第下知を相守可申之事

右軍法を背き、自由のかけ引有之にねるて、可被處嚴科者也、依如件

天正十五年二月朔日より、先勢打立つ、海道の多勢引もちきらす打しか共、軍法正しけれの宿等さし合、事もなく、いとまつかに、喧嘩口論の災もなし、かくて先勢半をすき、渡海して豊後豊前に充満たるに、後陣のいまた備前播磨之浦々にひかへたり、二月下旬に、後陣も渡海せしか、秀吉公二月朔日洛陽を立て、うち給ふ、其日の裝束に、緋威の鎧鍬形打たる甲を猪首に着なし、赤地の錦の直垂、いとばなやかに出立たまふ、供奉の人々老たるの猶若き出立、言語を絶したり、奇麗古今あるまじき事なりと云わへりぬ、

三月十七日藝州之地に至て參陣し給ふか、嚴島御見物あるへき旨也、然共風あらしう海上も穩ならされは、二三日御滞留有し處に、廿日之朝なき、いつに勝れまつか也けれ、さらのをし渡らんとて、嚴島さしてこき出ぬ、水手梶取共、欸乃の歌ことくしくうたひ出、にきひわたりつゝ、宮島に上り給ふに、社僧神主内侍とも罷出、御祝儀さまくにと取つくるひぬ、廻廊に登り給へ、蟹ども貝ひろひて奉る、寔にけしき面白かりければ

き、しよりあかぬなかめのいつくしま見せのやと思ふ雲の上人
となん詠し給ふて、けに思ふ事有て見るよな、此景、都なりせいと、うらみにけり、いにしへ清

盛入道の參詣し給ひつる事など、是かれ内侍共由上しかり、御氣色なり、かくて明神へ鳥目千貫つませ給ふ、其外神官等にも御引出物ねんころにそ、おいしましける、同廿五日赤間か關に御參陣有て、長門之浦々を御覽しけるに、折ふし風の音あらまじう吹かひり、何と哉覽（やらむ）物すさまじきに、見えしかば、平家之亡魂、美しくや思ふらむと、おぼされて、かくなむ、波のはなちりにしあとの事とへはむかしなからもぬる、袖かな

かやうに口號給へり、何となく海上れたやかに成て、程なく筑紫之地へ着給ひぬ、翌朝當地之體を下墨給ふに、通路之自由も、又九州之要にも、此關戸之城に越たるの有ましきとて、増田右衛門尉長盛を番手とし入置たまふ、夜の嵐に海上いたくあれしかり、名殘の波つよふして、波枕岸をあらひ、すさまじく有けれり、都に似ぬを旅とおほされ、御心つからにうさを慰給ふ、當津之警固として毛利勘八毛利兵橋を置給ふ、兩人奉行して渡之船共、おほくあつめおき、往還之渡海いとやすく有けり、門司之城之番手とし丸毛三郎兵衛尉城戸十乘坊をぞ居置給ふ、此城にして軍評定有けるが、秀次卿を大將となし、豊前豊後へ勢を分、可被差遣との事也、相隨人々に蜂須賀阿波守六千餘騎、尾藤左衛門尉三千餘騎、曾我部土佐守五千餘騎、宇佐郡さして働給ふ、中國八ヶ國之大守毛利右馬頭輝元其勢四萬餘騎、羽柴備前宰相一萬餘騎、目代として、黒田官兵衛尉、龜井武藏守相添、同國とき枝之城を拵へ、可申旨被仰付しかり、夜を日につき急けるはどに、三月廿八日出來し、即うつり給ふ、十日はかり御滯留ましまして、方々の人質を相卜、國中之仕置堅く定め給ふて、豊後國へ亂れ入にけり、島津

方にも兼て用意やまたりけん、島津中務丞を大將として、二萬餘騎をさし添、豊後之府内之城を拵へ、楯籠相支むとそまける、秀吉公蜂須賀などめしつれられ、城之南北を下墨給ふて、先遠卷にし、責具など用意し、ひたくと取巻、稻麻竹葦も物かひに打圍みしかり、難抱や思ひけん、濱の手より雨風之紛に、船にとり乗退にけり、然處を速舟にて追懸二艘追落し、首數多討捕ぬ、即府内之城番として、大友宗麟義統父子入置給ふ、此競に依て日向表征し給ふ、又筑後筑前へも勢を分て遣しけり、日向表着陣之由飛脚到來しければ、其御返事に頼て其國へ亂入し給ふへきの間、一切人數を出すへからさる旨、かたく制しつかはされけり、三月廿九日秀吉公豊前之内、馬嶽長野三郎左衛門尉要害に至て參陣給ふ、翌日物見の馬上廿人許被召連がんにやくの城を見計りせ給ふに、諸木生茂、巖崎廻て、地之利、ことごとく、あうを見えにける、頼て歸給ふて諸侯の人々被召寄、評議有、明れの卯月朔日せめらるへきに極りぬ、大手の羽柴飛驒守氏郷、搦手の羽柴肥前守利長、檢見の谷大膳大夫、小野木縫殿助、大將の丹波少將秀勝也、城之麓へ寅刻許に推寄、ときを唾と舉たりしかり、城中にもときを合、つまりく、へたり下て、推つ壓れつ、戦事夥し、鐵炮之音、曳や聲、太刀打、攻鼓、先陣を名乗聲々、寔に山をもぬくはかりに覺えたる、大手搦手揉合責上りしを、城中にも爰を専途と防戦ふ形勢、たどふるに物なし、御旗本より使番衆度々來て、一旦に攻干へき旨いらて給へは、義に依て命を輕んし、名を惜て死を争ひ、南北に開き合せ、東西に追廻し、引組て頸を取も有、とらるゝも有、弓手妻手に相付て切て落すも有、落さるゝも有、まかりあれど、城中に

無は數をひ、攻上る勢い手負死人多しと云共、曾て事共せず、終に攻上り火を懸たりしかり、折節疾風甚しう吹て、本丸二九一炬に焦土と成ぬ、氏郷利長へ忝御感狀増田右衛門尉持參あり、肥前守内、河原兵庫頭、大平左馬允、坪内次左衛門尉、飛驒守内、坂小板一諸乘之旨秀吉卿別し御感狀有後號蒲生源門尉、那古屋三三郎、蒲生四郎兵衛尉、高木助六郎、神田清右衛門尉、群を離て攻入し事、速かりしとて、金錢を被下けり、谷大膳も下知の致しやう宜しく侍るとて、御褒美厚かりし也、かくて是よりおくに秋月か居城小熊と云城有、かんじやく落城せしを聞て明退にけり、先陣として城を請取掃除等清らかに沙汰し侍りけり、四月二日御陣を移されたり、秋月鐵炮をもならずして明退つる事、思ふ子細有て也、秋月山中に在しか、前廉不存、疎意、趣誓紙を以申上、これかれ盡し御侘言申けり、くわしく被聞召届御赦免有しなり、因之ならしはの茶入をさし上、御禮申上、即小熊へ歸參し、先陣の勢に加りけり、

○彦山之事

夫彦山の、豊前豊後筑前三州に蟠根して有し高山なり、衆徒多き寺と云節所と云、守護不入之地にして、勅定と云事も武命と云事をも不知所也、數年任我意、國守の不順、于下知事、往昔延曆寺の威勢甚つよき時にも越たり、因之隣國之徒者あつまりつとふて、動もすれの一揆蜂起之棟梁此山より出て、妨往還腦萬民之條、此度被仰付被下候様にと、隣國より訴申に付て、可被打破之旨被仰出けり、彦山之大衆此事を傳へ承、驚き騒ぎ、はやかねを鳴し、一山及衆評損益しけれ共、古しへより諺に、衆口區にして難調もの、よし云しも、けに

と思はれ、事行かたき處に、一和尚の法印申されける、歷々之城主さへ手を束ね、言を巧にし、降し屬幕下つるなり、山徒數年一揆原二千三千にあふて、手柄をせし事のおほかめれど、上方之多勢に向て弓をひかん事、中々及ひなき事なるへし、唯何やうにも御侘言申、よきに拵へ候へし、急此儀に同じ可然候いと、衆徒中へ申けり、惡僧共、いなみぬる顔さかなれ共、其理當然たれば、任使せし衆徒も皆尻よはに成て、漸々夜半之比老僧次第に極けり、さらし明日淺野彌兵衛方を以、其旨申上んとて、明れの卯月三日御本陣として尋行、淺野陣所へ案内を請、彦山御免之義御侘言被仰上候やうに、偏奉頼旨申上しかり、即使僧をい、をのか宿所へ歸しつゝ、施藥院を語ひ御前に出、彦山之儀大伽藍之事なれり、打破給ふても、無詮事にて御座候へは、同じく御免なされ候へかしと申上し處に、秀吉公被聞召、さらしゆるしをくへきの條、此條子を使僧に申聞せ、一山同心ならし、衆徒中連判之誓紙を上候へ、其上を以可有對面、先今日の使僧歸し可申旨因仰、即誓紙前書之案文を渡し歸されけり、

○彦山誓紙前書之條々

- 一 守寺法背禮儀申まじき事
- 一 對隣國向後非儀仕まじき事
- 一 衆議判之時、正路なる分別をい取立、最負偏頗之徒黨を立申まじき事
- 一 惡行之衆徒御座候い、由をはらひ可申候事
- 一 老僧を敬ひ、若輩之客僧を憐愍可仕候事

右條々於相背者、罰文の其山任古例調候へどの御事也、其後誓紙を持來り、彦山之大衆何も御禮申上、安堵之教書頂戴し萬歳を唱へ、歸寺ゆゝしかりけり、

評曰、一和尚法印分別ふかきに因て、彦山恙もなく、剩後に寺領も如前々、安堵之御朱印出て榮えにけり、秀吉公誓紙の罰文の、古しへより有來を立させ給ふ事尤なり、其理當れり、重て彦山掟等可申付旨に付て、富田左近將監奥山佐渡守參し、萬任先規之旨、新法之自由を改しなり、

○數ヶ所之城明退事

新納武藏守楯籠る高迫肥後之内之要害、打圍可攻干旨に付て、五萬餘騎を段々にをしよせければ、難抱や思ひけん、同七日之夜明のきけり、同十一日南之關之城御本陣をよせられ、十三日に堀尾茂助を番手として入置れけり、其より小代伊勢守居城筒か嶽も渡しつるに依て、河尻肥前守を入をかる、肥後之内熊本之城の、城十郎太郎居城也、先陣として遠卷にし、一むし蒸けれの、甲を脱て降人に成しかの、城を請取即掃除等よきに沙汰しけり、同十六日秀吉公移り給ふて御滯坐あり、

○大隅日向表之事

高城とて可然要害之地有、大和中納言秀長可被攻との事に付て、遠卷にして在陣せし處に、同十七日薩摩太守義久、大隅日向之勢を并せ、一萬五千騎を卒し、伯耆の南條小鴨か陣へ夜討をそゑたりける、宮部善祥坊五千、木下平大夫龜井新十郎後武藏守垣屋隱岐守福原右馬

助、彼是都合其勢一萬五千取合せ、防ぎ戰形勢物に越て夥し、秀長の五十町餘を隔ておのしましけるか、注進有つると等しく、夜半に打出程なく參陣し、助成し給へ、島津か勢敗軍しける處に、秀長の臣藤堂羽田岸田引付て數多討取けり、かくて降參いたし高城を渡奉り、先驅之勢に加りけり、十九日宇土之城も脱甲降人に成しかば、城を請取加藤虎助を被入置、同廿日熊庄之城も明渡すに付て、岡本太郎右衛門尉番手に定め給ふ、同廿一日高塚關之城八ヶ城も退散したりければ、即秀吉八ヶ城に御陣を居らる、暫御滯留有しなり、其夜にして沈思し給ふ事の、遠國之はてへまで、毫髪も残さず退治せんと思ふの小志也、残る城々を免しをき、急歸陣し四方泰平の謀計に及へしとて、或一揆大將或任俠せし僧坊、不殘御免なさるゝ條、罷出安堵之御禮申候へと、高札を立られしかば、是の寛宥之御下知かなと、悦あへりつゝ、方々よりあつまり來り御禮申上んとて、門前市をなす事、恰朝禮のことし、其人々に壹岐、對馬、平戸、五島、筑後之筑紫、肥前之龍造寺政家、麻生重貞、高橋、立花左近、杉野十郎、城井彌三郎、安心院、草野、佐田、宗像、中八屋、原田、新納武藏守、長野三郎左衛門尉、小代伊勢守等也、城を明渡し申せし者共も、其所存正しきを、大かた本領之地安堵せさせ給ふ、五月四日薩州之内、千代川の流に添、太平寺と云大伽藍有、秀吉御陣を被居、京泊とて宜しき湊有、兵糧船數千艘着岸せしかの、諸勢に扶持方下行し給ふ、運送の事あけきに京泊之町人、事外にきひつゝ、南去北來往反、袖ふりもねほく、又本知地安堵せし人々の、枕を泰山の安にをさし故、其下々思ひの外なる君にわひ奉り、永く榮むとて悦ひあへりけり、千代の

川に舟橋を掛させ、往還自由を得たり、奉行の九鬼大隅守、脇坂中務少輔、加藤左馬助等也、

○島津修理大夫義久降参之事

先陣十萬餘騎、島津か館鹿兒島近邊に取寄、段々に備を設て、將軍之御下知をを待にける、島津家老之面々相計り云やう、今この秀吉之威、洪水瀧なつて落るかことし、向ふ所無不隨順、責所無不相傾、此來銳を避て、當家相續の功を謀らんにかかして、伊集院左衛門大夫、大和中納言殿へ走入て、義久事被助一命被下候やうに、偏に奉頼趣申けり、若御憐愍もなくれのしまさの、不及是非可及切腹とふかろみて申さか、秀長よきに計ひ見んとて、福智三河守を金吾に相添、木下半介を以、秀吉へ歎き見給ふ、半介金吾に對面有て、條子を問侍るに、伊集院申ける、義久坐落髮染衣の身と成て、御禮申上之條、前非之所、被成御宥免候、向後異他可抽忠勤之旨、誠實に申上しかば、即其旨申上ぬ、秀吉卿聞召給ひ、島津事數十年公儀を蔑如し奉り、自由之奸謀甚以不輕、然間此次幸に根を絶葉を枯し、雖可被仰付、頼朝卿以來より、連綿として久しき島津を、亡さんもいかしく思召、安堵させ給はんやうに宣ふ、さらし前野但馬守淺野彈正少弼、木村常陸介取次可申となり、三人金吾に對面し、條子を承届其旨言上しけれ、免許可被成旨に付て、即此由、秀長へ三人かたより申まいらせけり、翌朝即伊集院に御對面有へき旨にて御禮申上けり、かくて御暇申上立歸り、可被附安堵との趣義久へ申達しけれ、各開喜悅之盾にけり、かくて島津修理大夫義久、かしらおろし侍りて、染衣を着し、太平寺へ參ける形勢、一着極られしさまに見えて、

内々相伴に極り有し者、六七人はも又黒染のさまなり、誠に男なりける、甘許なる小性一人召連、太平寺に至り、方丈にまゐりし御對面の間待しほど、彌切腹の事もやあらんと、取まづめたる體、さすがに見えてけり、五月七日義久御禮申上し處、却て御懇の仰有て、本領安堵させ給ふ、是に因て島津家老七人、何も人質出し奉り、御禮申上けり、義久舍弟島津兵庫頭忠平、島津右衛門大夫俊久、島津中務丞家久、其外伊集院左衛門大夫、平田美濃守、本田下野守、野村兵部丞、如此義久舍弟三人家老四人、人質被召置歸し給ふ、此威風におそれ、流玖より使者を進上し、珍物數々捧奉る、高麗よりも青鷹五連獻し奉り、和睦をを請にける、

○大隅日向之内、人質を出さず、無隨順城々へ勢を被差向、先陣の、筑紫衆申請向ふ事、大隅表打向人々に、龍造寺政家、筑後筑前肥後肥前之侍、其勢三萬、羽柴肥前守、羽柴藤五郎、同左衛門督、青山修理亮、木村常陸介、淺野彈正少弼、戸田民部少輔、毛利壹岐守、村上周防守、溝口伯耆守、大田小源五、其勢五萬騎さし添らる、向州表發向之人々に、羽柴少將殿秀次公之舍弟大將分也徳川三川侍從、羽柴越中守、羽柴三左衛門尉、羽柴飛騨守、水野宗兵衛尉、羽柴五郎左衛門尉、稻葉彦六、羽柴下總守、同出羽守、福島左衛門大夫、中川藤兵衛尉、高山右近、林長兵衛尉、都合其勢五萬餘騎、五月廿日太平寺を打立、日向へぞ押しける、向州之侍野村兵部丞が居城、山崎を先陣として、打圍まんと催しけれ、脱甲鋒を横へ、降入に成にけり、則此城を御本陣にま侍らんと相議し、掃除等申付、御注進申けれ、同廿一日山崎之城に入給ふ、翌日けだうゐん表御陣廻有て、軍法堅く制しをき、山崎へ歸り給ふ、同廿三日島津右衛門大夫

俊久が居城、鶴田之城に至て御參陣。大隅表へ参りたる勢、彼國之人質悉く取て鶴田へ歸陣し、御前へ罷出候へり、速成之功、尤之旨御感有、日向表へ參陣せし人々も、不隨順城を攻平け、降人となりし城々の人質を取歸陣し、御前へ出しかば、是も苦勞之旨御感なり、兩國五六日之内に平均、いと目出たかりけり、

○大隅日向知行割之事

大隅八郡之内 七郡島津兵庫頭被下 一郡伊集院右衛門大夫被下
日向五郡之内 二郡島津兵庫頭息又一郎 二郡新納武藏守 一郡御藏入
蘇阿宮の山中の節所なるにより、徒者多くあつまり居て、動もすれり萬民をなやまし、旅人を痛しむるよし聞召、可被仰付之處、要脚をいたし、向後左様之非儀致すまじき旨、誓紙をさし上御侘言申に付て、安堵せさせ給ふ、六月朔日肥後之内、八城より至同國熊本、兩日御逗留有しか、國之大なる事共を能ふらしめし、佐々陸奥守に肥後一職之守護職を給ふ、佐々面目を施しけり、同四日南之關御宿陣、今夜こそ御歸陣の初なれとて上下悦あへりけれ、五日筑前之内、甲良山、六日同國宰府安樂寺岩屋に御茶屋を義久より立置催一興しかり、即御泊有、七日博多に至り給ふて、箱崎之八幡宮寶殿を伏拜み給ふ、即此所に御殿を立させ給ふて、御逗留有、御備之衆前後左右、町屋作りカハラに小屋をいとなみ、不我劣と結構を盡しけり、秀吉八幡之寶殿にはしる端居を給ひて、慰み給ふついでにかくなん、千とせをもた、み入たる箱崎の松に花さくれりにあは、や

古しへり、博多箱崎之在家十萬間有て、泉州堺の津にもとらさる富家はかりしか、肥前龍造寺と、豊後之大友宗麟と及鋒楯、其亂十餘ヶ年に及しかり、かたはかりに荒はて、あはれに見えにけり、秀吉絶たるを起さはやと覺され、豎横之町割、十町宛に定られ、博多之古老を呼出され打渡し給ふ、町人は有難き御再興かなと悦ひ、晝夜を分す家々のいそぎ甚し、同十五日義久舍弟二人家老三人召連、御供せらるへきたり、博多へ参着有しかり、其夜御對面有て、事之外御懇なる風情也、同十八日小早川左衛門佐隆景、豊後大隅之仕置よきに相調、博多に着船し御禮申上候之處、永々苦勞せし旨御感なり、毛利右馬頭輝元へ爲加増筑後國を恩賜有、立花之古城舟之かよひ自由を得、地之利全き所なれり、御普請など丈夫に被仰付、兵糧濟々入をかれけるか、同廿八日隆景居城にいたすへき旨被仰出、筑前一國恩賜有て、御朱印を成し下し給ふ、誠に一家之面を起しぬ、隆景才智たくましく、心まめやかなりけるか、果していみしき幸にあひ奉るよなど、人みなうらやみにけり、七月朔日秀吉箱崎を御立なされ、宗像に御宿陣、三日小倉之城につかせ給ふて、豊前八郡之内六郡黒田勘解由に被下、二郡の毛利壹岐守に被下、則小倉を居城に致し可申旨也、黒田の馬嶽居城に宜しからんやと、自由せさせ給ふ、如此被仰付、關戸に至て御渡海有し所へ、御迎舟多く浮出たり、船志るしを問せ給へり、大和中納言殿大友宗麟父子、毛利輝元吉川小早川等也、御甲のうち内、物すきなるを一羽カハラ、輝元へ恩賜有、關戸の御泊にて、輝元一獻捧たてまつり、ひめをさし千鳥之太刀進上有しかり、御感有て、御腰にさし給ふ、忠光の刀を輝元へ被下けり、大友の瓢箪の壺

進上有、何も無雙なる珍器なり、四日關、戸を出船有しか、風あらしけれ、陸を經つゝ、廿日市につかせ給ふて、爲御休息、二三日御逗留のしまし、同十四日大坂御歸城千喜萬悅之聲々あらしの止さりけり、

○幽齋道之記

ことし天正十五三月初、博陸殿下九州大友島津わたくしの銚楯をどめらるへきたために、御進發之事有、息與一郎同玄番允參陣の上、家をのかれ、入道せし身なれ、供奉の事にもなかりしを、はるかなる御陣の程を、いたつらに在國も空おそろしき心地して、四月十九日に舟を熊野郡まで廻して、廿一日田邊を出て、其日の宮津にとまり、廿二日松井之城松倉に着て、明なは出立旅よそひせしに、雨ふり出て終日晴ま(間)なかりしか、松井子、禪門といふ、いで、抑留し、盃たひく出して慰みくらし、其夜のいまりて、二十四日いよく晴て、風も追手になるといへは、出立とて足占山ちかければ、

必のたひの行衛のよしあしもどつてふみ見るあしうらの山

軍書に欲、必則莫、命ト問軍吉凶とあれ、れもひよれり、かやうにして湊と云所より、辰時はかりに出船して、其日の暮ほとに但馬因幡のさかひ、居くみと云所に舟とまりしける、旅宿いと所せくて上なか下らうか、しき、かり枕し侍りて、

主従者たひにしあれ、里の名の居くみにしたるかりの宿かな

廿六日伯耆國みくり屋より船を出して、出雲國仁保之關に上り、見物し侍りて、それより磯

つたひを行に、にしきのうらといへは、暫船をどめて、

船よするにしきのうらの夕なみのたゝむやかへる名殘なるらん

かやうに口すさひて、其わたりちかき、かゝと云所、漁人の家にとまりぬ、

あつれにもいまた乳をのむあまの子のかゝのあたりやはなれさるらん

廿二日(三疑七)雨風あらしき故に、かゝより船出成難かるへきよしを船人申侍れば、さらのいたつらにくらさんも物うしとて、船をは浪間をまらまいし侍へきよし申て、杵筑宮見物のためからにてたどり行、道之程三里はかりへて、木ふかくて山のたゝすまひ、たゝならぬ社有を、見めぐりて、神人と覺えたるに尋侍りしに、これなん佐隨の大社なり、神體いさなきいさなみのみことゝをしへけるに、まかく物語し侍るに、日もたけ雨もいたくふれば、衣あぶらんほどのやどり、もどめて、とまりぬ、

千早振神のやしろや天地とわかち初つる國のみはしら

廿八日佐隨を出て秋鹿と云所にて、湖水の小船に乗て平田まで行に、生浦なりと、船人のいふをきいて、

磯まくらうらみやねふのうら千鳥見はてぬ夢をさむるなこりに

かやうにして暮かゝるほどに、きつきの社に至て寶前をはしめ、末社等こなたかなた見めぐりて尋るに、當社兩神官、千家北島、何れも國造となんいひける、其家々見物して、其後旅宿をかりいて、椎葉はかりにもりたる飯などくひて、やすみ居たる處に、若州葛西と云者たつ

ね來りて、對面しける、太鼓うつ人にて、わかき衆はく同道有て、一番聞へきよしあれり、さらはとて催しけるに、兩國造より所につきたる肴樽など、使にて送られける程に、笛鼓の役者共きこみて、夜更まで亂舞有けり、思ひかけぬ事なりき、
廿九日朝なきの程にまのしつる者共順りきて、いそぎ舟にのれ日もたけにけりといへは、心あはたしくて、

この神の初てよめることの葉をかそふるうたや手向なるらん
逮于素戔鳥尊 到出雲國初有三十一字詠とあれは、やうく字のかすをわはする計を、手向にあたりと云心さしけるに、兩司なれり、一方へいいかとあるしのいひけるに、俄なれり同歌を書てやりける、又當社本願より、發句所望なれり、

卯花や神のいかきのゆゑかつら

かやうに書やりけるに、千家方より今の發句の北島にて連歌たるへし、吾方にては百韻興行すへしとて、船に乗所に追付て、發句所望なり、いそかひしきに難成よし、たひく申せしか共、所のならひにやわりなく申されける程に、人の心をやふらしとて、思ひめぐらす折ふし、ほどよきすの名乗ければ、

郭公聲の行衛やうらの浪

廿九日石見の大うらと云所にとまりて、明るあした仁間と云津まで行に、石見のうみあらきと云古事ともたかひす、白波かゝる磯山の、いは巖はそはたちたるあたりを、こき行とて、

これやこのうき世をめくる舟のみち石見のうみのあらきなみ風

それよりやかて銀山へこえて見るに、やまふきと云城、在所の上に有を見て、

城の名もことひりなれやまぶよりもはるまろかねをやまふきにして

やどりける慈恩寺、發句所望、庭前に楓の有を見て、

深山木の中に夏をやわかかえて

温泉の津まで出て、寶塔院にやどりけるに、先年連歌之一卷見せられし事など、かたみに申出侍しに、五月三日發句所望にて、其夜の百韻をつらね侍りぬ、

浪の露にさゝ島さける磯部かな

五日出船するに、跡にても一折張行すへきよしにて、所望なれば當座に、

うき草のねにひかれ行あやめ哉

七日濱田を出て行に、高角と云處なりと云を舟より見やもて石見がたかつの松の木間よと、人丸りうき世の月と見はてぬ哉

の詠せし事思ひ出て、

うつり行世々をへぬれどくちもせぬ名こそたかつの松のここの葉

とかくして長門國にいたり、磯の上島々を見わたして行に、かり島と云所有と聞、誰も世の無常なる事を思ひ出て、

みな人のいのちなかとくたのめども世のかりまの浪のうたかた

おなしき國浦小畑と云湊に、唐船の着て有よしを、船人のうちにかたりければ、さらに見物

せんとて遙に舟をよせ、まはくとめて、
我もまたうらつたひしてときとめぬもろこし船のよりし湊に
あこのうら波のたかく聞えけれり、

小つゝみのとうにあらへやあひすらんうつ音たかしあこのうら浪
十日瀬戸崎と云所を出船せしに、風あらくて高波、半の船をもこし侍るばかりなり、召具し
たる者共、あひこゝちたゝならて、色をうしなへる體なれり、さらんこきかへすへきよしを
云て、山かけて舟の入ほど廿町のかりに過す、されども千里を行こゝちなんしける、から
うしてやどりける在所に歸けるに、なを風あらくなりて、草木をも吹去ほりて、海のおもて
い、ふすまをはりたるやうなり、何人の乗たるのあらねども、先へ出たる舟の波に沈みたる
などいへは、命ひとつをひろひたるこゝちして、其夜のねてのあさけも、昨日の名殘(波)に
や、なを雨風やます、波の音たかしはにきはひて見やれり、船の出へきやうもなしなど、船人
わひあへり、さらんかちにて關、渡まで行へきよしひ合て、馬などかり出して、十一日せと
さきを出て、大寧寺大内義隆のはてられし所と聞し程に、立寄て一見し、それより深山をわ
けてえて、同國妙榮寺と云にとまりぬ、住持の和尚出られて、終夜佛法の物語など有て、つと
めてのあした出て行とて、

かたちなき夢てふものを心とも法のむしろにふしてこそ忘れ
心法無形通貫十方とやらんいへは、思ひよれり、きこえかたぐや、

豊浦宮を行過るとて

水もらぬ池のこゝろのふかさをもとよらの宮のつゝみにそえる
たらひと云在所にて、かれいひ侍らんとて、かりのやどりにあかるとて、下々あしをあらふ
に、まめのいてきて、いたきなどいふをき侍りて、

さしいれてあらへるあしのみまめおほみ馬たらひとや人のみるらん(いふらん)
關渡セキノトに着て、阿彌陀寺に参り侍るに、其かたはらに寺有、所の人内裏となん云つたへ侍る、
寺僧に案内して安徳天皇御影、其外平家一門之像共見侍ける、彼僧昔、今の短冊など見せら
れしに、知たる人の歌ともありしはとに、

もしはくさかくたもとをもぬらす哉すゝりの海の波のなごりに
豊前國門司之關にて、

古郷にこつてやせん一ふてもかきや絶なんもしの關守
兵糧船おほくつとひて有を見て、くらなしのはま當國なれり、
米舟の國々よりも着にけりあけてもつまむくらなしのはま

豊前之柳浦名主とて發句所望せしに、
豊國の山くちあるき早苗かな

同月廿三日赤間關を出て行けるに、雨の名殘にや波風のあらし故に、小倉にとまりて明る夜
をこめて舟よそひして、筑州箱崎をさして行に、船人のこれなん金か御崎といふ、昔鐘を求

め船にのせてきたり、汀ちかく成て取をとして、今に有と云、日和のよき時の龍頭など見ゆるよしをかたる、勅撰名寄にの金と云字を書たりと覺えけるか、鐘にて有へきなど、友たちなどに語りける次に、萬葉に、我のわすれず、志かのすゑ神と哉覽讀たる事など思ひ出て、暮わたるかねの御崎を行舟にわれ忘れずふるさとの夢

かやうに云たはふれて、こき行はとに、夕浪あらくなりて、やう、志賀の島に着て、金剛山の宮司坊にやどるに、春日鹿島當社おなし御ちかひの神なりと物語有、

みかさ山さして、やかよふ志かのしま神のちかひのへたてなければ縁起などとり出して見せらるゝ次に、

波あらし鹽干の松のつら、これ當社の御歌のよし社僧のかたられける、又香椎の神詠に、やまた島よりつらうみの中道、よりつらと一句かひりたるなど、有、立出見侍りけるに、砂の遠さ三里のかりも、海の中をわけて島につらき、十四五間はかりも有と見えたり、文珠などもおしませぬ、橋立の事など思ひくらへられき、當社の安曇磯良丸と云て、神功皇后異國退治之時、龍宮より出て兵船之楫取として、海上、志るへせし神なり、志はく、うち詠めて、

名にしおふ龍の宮この跡とめて波をわけ行らうみの中道
此兩首をかきて奉納して、廿五日朝なきのほどに、箱崎にわたりて見るに、松原はる、つらきて、八幡宮の北面にむかひて立たり、戒定惠の三學の箱を、むかしうづまれたる所に、志るしの松とて古木あり、たちよりて、

そのかみにをさめをきたる箱崎の松こそ千代の志るしなりけれ

日たかく侍けれの博多見にまかりけるに、爰を袖の湊と、里人のをしへけれの

いさいらいともぬらさんたひころも袖の湊のなみのまくらに

日も暮ぬいさ船よせてねもしなんひしきものに袖のみなどを

廿六日宰府の天神之住給ひし所と聞及しま、爲見物まかりける、彼宮寺の七とせばかりさ

きに炎上して、かたはかりなるか殿有、舊跡の有様、松杉のおほくきられたるに、さすかに所々にのこり、うしろの青山をひえて、右の方七八町はかりもあるらんと見えて、觀音寺

有、寔に西都とも云へき所なり、飛梅も古木の焼てきりけるに、若はえの生出て有をみて、

鶯のはねをやとひて飛梅のかこにいかてのらて來にけん

それより染川を、里人にたつねて見に行侍るに、思ひしにいかはりたるに、河のあさきなかれ

なり、うちわたりて、

老の波むかしにかへれ染川や色になるてふこゝろはかりも

思ひ川にて、

くるゝ夜の螢やふるへ思ひ川

こゝかしこ見めぐりて、歸りける道に、かるかやの關の跡有(一本無有字)とて、をしへけるに、

今度の陣衆なのらせて、かへさるゝ事有よしを、つたへ聞て、

名のらせてやうくどをす陣かへり兵糧米やかるかやのせき

此次にかまど山の何くそと、案内者にたつねしに、かへるさの右にたかき山有、是なんそれと云、昔の竈門山、寶重寺とて山伏の住ける所に有けるを、ちかきとし比より、高橋と云者城郷にこしらへて有けるか、去年島津出て、あたりちかき岩屋の城せめ落せし時分、あけにけるか、此比山伏の歸住と申せしに、五月雨の名残雲の懸りて、見えけれぬ、
立つく雲を千里のけふりにてにきはふ民のかまど山かな
可也山にて

まけり行かやの山邊に入まかは秋よりつゆにぬれてふすらん
姪濱より人の安吉の脇指をこせて、目利して銘なども能侍ならぬ、主に成へきとて文あり、その返事に、

わささしの代をしとへやすよしのなかたしきめいのはまかな
廿八日姪濱と云所にいたり、それより生、松原見にまかりて、

すしさを風のたよりにこといん今いくかわらぬいきのまつら
姪濱にて有人、宗養執筆せられし連歌の懷紙を見せて、奥書所望せしに、
これも又ながれて末のみつくきのあのかたみと書をくひふる

六月三日姪濱興徳寺住持、耳峰玄能和尚和漢興行有へきとて發句所望有しに、公儀此所まで御成の沙汰有、張行のなりかたかるへしとて、發句を書つかひして、入韻所望せしに、
風かはる南をまつのとはそ哉

社同六月梅

同八日利休居士へ關白殿渡御あそひ有て、彼一折と被相催て、發句つかふまつるへきよしあれぬ、
れぬ、
篁崎八幡の心を、

神代にもこえつすし松のかせ

雲間にとをき夏の夜の月

松
日野新大納言

ほのかにも明行空の雨晴て

箱崎の八幡のうち關白殿をいし所になりて、各參上せしに、まるしのまつによせて、祝言心をよませられけるに、

つるきをいこいにをさめよ箱崎の松の千とせも君か代の友

關白殿箱崎の松原にてすまるへきよし有て、各召ぐせられ、いし御遊興の事有、おほみきまいら、謠とも有て御當座有しに、

立出る袖のみなどの夕すみかたしくほどのうら風をふく

暮はて、かへらせ給ふをりに、松原に名残思ふ歌、人々つかうまつるへきよしあれば、
松原にとまりからすの聲をさへうらやまれぬるかへるさのみち

六月十日あまりのほとに、香椎の浦見にまかりて、

うなはらや鹽路はるかに吹かせの香椎のわたり浪たつらしも
歸るさには船をは、はるかなるひかたのさきへまのして、たうら濱にかちにて行て、

いにしへのこゝにゐるものあと、めていまもふみ見るたゝらはまかな
對馬守護宗、對州より此歌一首送られて、歌發句所望有、すてにはや出船のよし使のいへは、
當座に書つけてやりける。

志きしまの道すなほなる御代にあひてめくみ久しき箱崎の松

卒因和歌韵

始識逢君情所鍾、向來相約對閑窓、帝都門外莫言遠千里、同風一樹松

志ら波のうつかた山の志ほかせにすゝしさそふる夕たちの雨

發句

とを島に立く、いゝるや雲の嶺

六月廿五日一折可張行とて、溝口大炊允所望に、

浪の音も秋風ちかしにし、の海

おまさかるひなのすまひ(おい)とおもふなよとつこもおなしうき世ならずや
と千宗易より云をこせける返事に、

おまさかるひなにいなをそゐたむなきとつこもおなしうき世なれども

廿七日關白殿花瓶あまたとり出されて、草花をいけられたる御座敷にて、俄に一折被催て、

發句つかうまつるへきよしあれば、

夏草に花のかならすたもどかな

すゝしき夜半のさころもの月

松

志ら露の簾のひまをつたひきて

由巳

七月四日關白殿關渡より御歸陣なり、船にて參陣せしほどに、馬などもなし、船共の南の海
を廻りて、上らむと定め侍るに、秋かせ日々にあらくなり、出船ならて、六日まで逗留し侍り
て、思ひつゝけて、

あきとふく風やせきの渡とまり舟

六日にも未だ船の出難き風なれい、周防山口爲見物、在所の荷をおふ馬から出して、船木と

云在所まで行て、七日に山口に到りぬ、今夜の七夕のあふ夜なりと思ひ出て、曉方の寢覺に、

七夕の別の袖にくらへ見よ露なからかす旅の衣手

八日所々寺社見めぐりて、同國こふの天神まで立出へき用意せしに、當所本國寺住持一會興

行すへしとて、志きりにとめられ侍れば、ちからなく其日の逗留して、

九日に

もる月もいま一しはの木間哉

十日山口をいて、國府、天神へ着て、まりふの浦ちかき田志みまで、船のまゐるを待てやすみ
いたるに、當社の供僧圓樂坊發句所望有て、一面なりともつらぬへしとて興行あり、入あひ
の時分より初りて、夜半過はとに百韻まんしける、其時船着たる注進あり、天神の御はから
ひととて、衆徒よろこいれける、

色わけよまつこそ風のたむけ草

田志み(志み一本島ニ作ル)の溱にて、まりふの浦を見るに、網のおほくかけはしてあれい、真砂地にあみはらわたしもてあそふまりふのうらの風をたえつ、

十一日、曉田志み(志み一本島ニ作ル)を出て、其日の上之關と云所に船をかけて、明行空をもまたて、鹽にひかれて、船出をもよほし行に、岩くに山といへは見やりて、

わらきその道なりとても歸るさの岩くに山もふみならしてん
それより嚴島ちかくなりて吐頭を見るに、鳥居の海の面二町はかちとおほしくて立たり、廻廊も、柱のみな鹽につかりてあり、船よりみて、

とを島の下津岩ねの宮はしら波の上より立かどを見る

此歌をかきて當社柵守左近將監かたへつかはしける、とかく有て月に成侍れい、立出て更るまで見るに、鹽干鹽満目の前にかりて、汀二三町はかりも遠近になりぬ、

みつ鹽いた、大海の泉かなと宗祇賢作なり、理りなるかな、又大聖院良政發句所望有て、十三日一會あり、當社にか、みの池と云あれい、

影うつす月やか、みの池の水

十四日にも柵守連歌興行すへきよしあれども、玉まつる日にあたれり、心つきなきやうにや有へきとて、辭退えけるに、さらの發句はかりをと所望なり、思ひかけぬに郭公の鳴けれい、秋のまたは山志け山郭公

かやうに申つかいしける、さらの晩にあるしすへきよしあれい行けるに、色々の肴もどめて盃いたされて、子息少輔三郎出座ありて、亂舞あり、脇指を出して罷歸しなり、やどりける所の奥坊と云ける、こよひの玉祭の手向なとかまへをかれけるに、時鳥の二聲三聲なけるを、こいのに何もかやうに有かと尋しに、めつらしき事なりと云、一首をよみてつかはしける、

あての山をくりやきつる杜鵬玉まつる夜の空に啼なり

十五日宮島神前にて、延年と云事ありといへは、見物して夜半はかりに船を出し、たのうみにとまり侍りて、それより備後津へ公儀御座所に參上して、十八日朝鞆までこし侍るに、竹田法印かりをめの宿なれと、亭など有て涼しきよしあれい、立寄て、簞タカマシロに終日有て、暮かたに船を出すへきよしを云い、發句所望なり、

名残ある月やともつなみなと舟

それより終夜舟をいそきて行に、明方のはとに備中國にありと云、彌高山イナカカ、たしかにいなけれども、嶺つゝきのうちなりと云い、

明はのやふもとをめくる雲霧にいやたか山のすかたをを見る

十九日備前のうち、ひらと云所にとまり、それより暮ほどに、宇島門に着て、船をかけても、やかに出すへきよしをいへは、あかりもせてかち枕の月を見るに物うき旅ねなれい、

船にねてなにをたのまん月にさへなをうしまとのとまりなりせば
其より月の夜船に乗て行に、虫明のさといへは、

秋風の身にしむ夜の、なく音をも聞はかりなるむしあけのせと
風あらく成て、たてのうらと云所に上り、人さともなき所に旅ねし侍り、
夕波(浪)のたてのうらよりゆみはりの月もひかりをはなつとそみる
とかくありて、波間に船をいたして、播磨の室まで行道に、坂を越るやくしと云在所あり、其
近きわたりに鍋の島と云われり、

鹽のた、よき程なれやなへのしまをやくしを中へ入てみつれり
廿一日明方をまちて舟を出し、家島をこきめくるとて、

いかばかり船よそひしてこきよせん我家しまと思はましかり

ひめちと云城を船に見て過行はるとに、まかま川ちかきわたり、海の面にこりたるを、船人に
尋けるに、水上(海上)に大雨ふり侍れり、かやうに有と云、

水上にいくむら雨かまかま川にこりり海にいて、來にけり
かやうにうちなめ、ひ、きのなたを漕過て、高砂の浦に船をかけて、其夜のにけりとまり侍り

高砂の尾上のかねも松かせもひ、きのなたの波にた、へて
是より松おのうら見物せんとて、廿二日の曉夜舟こかせて行に、あかしのわたり追風をかた
はにかけて、はるく、とあはち島によりて、

行船の追風きはふあかしかたかたはに月をそむけてを見る
さてまつ波の浦ちかくなれり、船をよせて見るに、明かたの月波にうかひてみえけるに、

あらしふくまつ波のうらの霧晴て浪よりまらむ有明の月

又繪島と云磯を見るに、山のかさなりてままのあれは、

いく重ともなみちはるかにた、みなす山やまことの急しまなるらん
須摩の浦にて

すまのうらさとのうしろの山柴やあまの志はやくけふりなるらん

くれかゝるほど波のあらくなるに、わたの御崎をこぎめぐり、生田の森を船より見わたして、
こく舟の夕なみあらくなりにけりさをなく田のもりのあき風

去四月丹後を出船して九州をへ、歸陣の時、南の海をまはりて、七月廿三日と云に難波に
着ぬ、思ひやれりかきりなき日の本をも、なかいはかりをめぐり來にけること、おどろきて、
なには江のみちにひかれてはるかなる豊あしいらもめぐり來にけり

此道之記、いふかしき所もあんめれと、類本なければ、跡も正さずかく記し付畢、

太閤記卷十一

行幸

小瀬甫菴道喜輯録

夫久堅の天ひらけ、あらかねの地初りてより爾來、神代の年月久まうして、家々に記しをく
所の曆數さたかならず、人皇の濫觴神武天皇丙辰より、天正十六年戊子の今に至り、聖主白

九代、星霜二千二百三十七年、朝庭之政の、正木のかつら絶す、良臣之勤の、松の葉の如く不散失、中につゐて延喜天曆之至尊は、百世に冠たり、然る故兆民今に及て其徳をたふ、粵に關白太政大臣秀吉公、彪弱の時より、勇猛古今に秀、智謀世に勝れ給ひき。かるか故に東夷を平け西戎を定め、主君のかたき光秀を討平、忠を報してより、威四海に周く、富國家を澤す、宮殿盡華美、官位極高厚、恨らくの驕超過し、非攝家而任關白職、非其人而汚太政官、吁即闕之制なきに似たり、

評曰、秀吉公、素性强く、器大にして度量江海を吸盡し、萬華麗を事とし、儉約をは曾て以不知人なりき、

今上皇帝十六歳にして御即位有、百官傾於巾子、人無不合于掌也、寔にいみしかりける幸なりと人皆云あへりけり、古今富榮之ぬる人を見るに、氣自ゆるやかに、心自正しきにより、されの秀吉公のやうなる大臣出給ふも、天氣淳に尊體胖かなるか故也、此帝徳を秀吉いと有かたく思はれしかは、争行幸を催しみざらんやとて、天正十三年の春、内野に城郷のいとなみを思し立給ふに、成就に及ひなは、必可奉進於行幸となり其御志根深して替固かりしかは、漸調り聚樂と號し、里第を構四方三千歩の石のつかき山の如し、樓門のかための鉄の柱銅の扉、瑤閣星をかさり、瓦の縫の、玉虎風に嘯き、金龍雲に吟す、如此造畢せしかは、天正十五年九月十八日、從大坂聚樂へ御移徙有しなり、萬之調度金銀つみたる船、數白艘淀に至て着にけり、淀よりの車五百輛人足五千人にて京着有しなり、御迎として公家衆諸

侯大夫、淀鳥羽邊に満々と並居在々しかは、いかめしやかにゆゝしかりけり、翌日より九月下旬に至て、御祝儀を奉る事恰門前市をなすか如し、儲の御所の、檜皮葺なり、御はしの間に御こしよせあり、庭上に舞臺有、左右の樂屋有、後宮の局に至るまで、百工心を碎き、丹青手を盡し侍りしかは、華麗尤甚し、人皆目なれぬ事をのみ云あへりけり、抑過こしかたの行幸あまたひにして、其數を知す、今秀吉おほし立給ふは、北山殿應永十五年、室町殿永享九年之行幸の例とを聞え侍る、鳳輩牛車等のまなく、久しくすたれし事共なれば、知れる老人もさだかにも侍らす、攝家華族之説々も區々に、其争ひいと多し、雖然德善院立以奉て、或諸家之記録を伺視、或故實の識者に尋搜其體大かた成しけり、寔不肖の身として、かゝる大功を思ひ立し事、冥加之至りなりとて、莫大の費をもいとひ給ひす、其用意多くのかすくにて侍りしか共、二とせ餘りにして全備せしなり、大器は晩成すといへる事も故なきに似たり、去し臘月より、吉日良辰を陰陽博士に仰せて撰ひ給ふに、三月十五日となむ、然はあれと今年の間、夏五月に在し故にや侍りけむ、餘寒猶甚しう風雪いたくあれけれ、爰に至て殿下、いやく吉日の余寒に勝し、唯天のわたやかならむ時こそ良辰なるへけれとて、三月十日比より件之日限をさしのへ給へり、

或曰、三月十五日行幸之吉日の古き記録に任せ、其家々に仰ての日取なるを、餘寒いかなるへしとて、のべたまふの謂れなし、唯寸善尺魔の障碍にて侍るべし、はかくしき事の有ましきなど、さたかに云あへりけり、京童のくせとして、其聲辻々に充り、是全無眼子之

鳳輦

前後 駕輿丁

次六位外記史以下役人

扈從

此御跡に

近衛殿 左大臣信輔公 諸大夫 烏帽子着 隨身等同前

內大臣信雄公

烏丸大納言光宣卿

駿河大納言家康卿

庭田

源中納言重道卿

坊城

式部大輔盛長卿

花山院宰相家雅卿

右衛門督永孝卿

關白秀吉公 輿

前驅之馬上

布衣侍 隨身

雜色 傘持

日野新大納言輝資卿

大和大納言秀長卿

正親町

權中納言季秀卿

近江中納言秀次卿

三條宰相公仲卿

備前宰相秀家卿

久我大納言敦道卿

持明院中納言基孝卿

廣橋中納言兼勝卿

菊亭 吉田 三位中將季持卿

左衛門督兼見卿

左

增田右衛門尉

長谷川右兵衛尉

福原右馬助

賀藤左馬助

右

石田治部少輔

山崎右京進

大谷刑部少輔

片桐主膳正

古田兵部少輔

早川主馬首

堀田圖書助

伊藤丹後守

小野木縫殿助

蒔田相摸守

一柳越後守

溝口伯耆守

服部采女正

石河出雲守

宮部肥前守

市橋下總守

生駒主殿頭

矢部豐後守

多賀谷大膳大夫

稻葉兵庫頭

前野但馬守

左 雜色 右三十人

精屋內膳正

池田備中守

中川武藏守

高田豐後守

眞野藏人頭

安威攝津守

平野大炊助

矢野下野守

赤松左兵衛尉

中川右衛門大夫

木下備中守

九鬼大隅守

瀨田掃部頭

尼子宮内少輔

芝山監物

富田左近將監

脇坂中務少輔

片桐東市正

服部土佐守

谷 出羽守

石河備後守

小出播磨守

松浦讚岐守

寺澤越中守

青山伊賀守

山崎志摩守

南條伯耆守

岡本下野守

古田織部正

新庄駿河守

蜂屋大膳大夫

松岡左京進

右

木村常陸介

佐藤隱岐守

生駒修理亮

高島石見守

田中石見守

石田隱岐守

石川伊賀守

薄田若狹守

村上周防守

明石左近

垣屋隱岐守

河尻肥前守

牧村兵部大輔

別所主水正

奥山佐渡守

柘植左京亮

津田隼人正

隨身胡籙弓等具之

森民部大輔 蒔田主水正

野村肥後守

中島左兵衛尉

木下左京亮

速水甲斐守

布衣胡籙綬を具せり

左 一柳右近大夫

右 小出信濃守

中 石田木工頭

右三行に立烏帽子假衣也

牽替之牛二疋、ちち持つ持兩人、牛わらの兩人髪をさけまゆを作、赤き水干の裝束也、牛に紅絹に縫物したるを着せつゝ、牛面をかけ角を金はくを以濃、沓の淺黃の糸なりしを、くれなるの緒にて附たりけり、古例にいなしとかや、

舍人車副御沓持御笠持右鳥帽子着、れきく五百人三行に列す

此次

加賀少將利家朝臣

雜色 布衣侍、まほし着 馬副 笠持 是より下同之

穴津侍從信兼朝臣

丹波少將秀勝朝臣

金吾侍從

御虎侍從

北庄侍從秀政朝臣

松島侍從氏郷朝臣

河内侍從秀頼朝臣

源五侍從長益朝臣

松任侍從長重朝臣

岐阜侍從照政朝臣

伊賀侍從定次朝臣

金山侍從忠政朝臣

三川少將秀康朝臣

三郎侍從秀信朝臣

左衛門侍從義康朝臣

東郷侍從秀一朝臣

丹後侍從忠興朝臣

三吉侍從信秀朝臣

越中侍從利長朝臣

敦賀侍從頼隆朝臣

曾根侍從貞道朝臣

豊後侍從義統朝臣

井伊侍從直政朝臣

京極侍從高次朝臣

立野侍從勝俊朝臣

土佐侍從元親朝臣

つきくの侍の其數を不知、馬上の裝束の五色の地に、四季の華鳥を、唐織うきむり立紋縫薄などにして、蜀紅の綾羅錦繡目もあやなり、吉野山の春のけしき、龍田川の秋のよそほひ、目前に明らかかりしかば、五畿の近きものとよりも、七つの道の遠きより、貴賤老少踵をつらね、襟をかさねて上りつとひつゝ、寔に音にのみ聞侍りしみゆきを、拜み奉らんと、十三日のくれよりも町屋を頼み、鳳輦に心をうつし侍居たることを久しけれ、けに天公も感應まし、殊すにや、天晴上る日影も一きはあさやかなり、やうく伶人はの見え管絃の聲聞えつゝ、殊勝さ中々いん方もなし、始の程は、これかれの制法など、云かひす聲々に物さのかしう侍りしか、いつとなく静り反て、寒き夜の霜をも聞つへうぞ覺えたる、左右の前驅過了り、まのし程へて、鳳輦ゆるき出させ給ひけれ、見る人かうへを地に付、目をそばめてぞ侍りける、こしかたありつる、行幸御幸の記録に、儲之御所惣門の外まで、時の主御迎の規式なりしか、關白殿の敬恭を盡し、供奉し侍られけり、翠輦、御車よせに着せ給ひし時、殿下漸々禁中を出させ給ひけり、翠輦、御車よせに至り給ふに、右大臣晴季公御車の御籠をかゝげ奉れり、下御ならせ給ふ、萬里小路頭辨充房朝臣、裙を取内へなし參らせ奉る、上達部殿上人、便宜之所に休らひ侍りけり、殿下も四あしの門をいらせ給ひしか、程もなくまうのはり給ひて、御座につかせ給ふ時、裾をうしろにたゝみ侍りつゝ、御前にあて御氣色を取、まのしさふらにせ給ひて、退出し侍りぬ、御殿の裝束をあらためおのしまし、良有て殿下亦參り給ふて、各

着座之儀式あり、

○御配膳之衆

御前

六宮御前

關白殿竹園畫家清花大臣等之御前

正親町三條 宰相中將公仲卿

勸修寺 右少辨光豐

西洞院 左兵衛佐時慶朝臣

四辻 左近衛權中將季滿朝臣

六條 左近衛權中將有親朝臣

五辻 左馬頭元仲朝臣

五條 大内記爲良朝臣

飛鳥井 左兵衛權中將雅繼朝臣

橋本 左近衛權中將實勝朝臣

○月卿御前

水無園 左近衛權少將氏成朝臣

四條 左近衛權少將隆憲

土御門 左馬助久修

富小路 右衛門佐秀直

初献の御土器より御氣色有けり、三献に天盃天酌五献に及て、盆香合、七献に御劍御進上有、とりく御さかな、くた物、金銀の作り華折うつふの物に、蓬萊の島に鶴龜の齡、松竹のみさはなるにぞらへ、千年をいはひそなへ祝し奉るなり、酒御宴をいつて、西表の御几帳か、けさせ給へは、庭のやり水に魚のたふれつ、いとゑんなるも時にあひて、をのかさまくなり、木々の梢茂りあひし若葉の中に、をを櫻つしなと咲残り春をたふけ

しき、鶯の聲たひてつねならぬ程を鳴添も床し、池の汀の杜若岸の山吹咲みたれ、色をあらそふ計なるに、青柳のたをやかに、風にまかするすがたこそ猶心あるべけれ、けふの目もみしかきと思ふ計にくれて、いさよひの雲間破れて、月は音羽の山の梢より、こほれかゝるやうにさし出、いとみやひをなむ進めける、上にも此良夜をいかにとやおほしたまふ御けしき、ふかく見ゆ、彼漢武帝之甘泉殿之春遊、唐明皇之驪山宮之月夜の事など、思ひ出られにけり、こゝに至て御氣色を伺ひ、夜遊の管絃を催さるへきとて、

○一番五常樂、二番郢曲、三番太平樂

一さう(箏)の琴

御所作 其外琴之衆

一條殿 四辻大納言 庭田中納言 四辻中將 飛鳥井中將 五人

一琵琶

伏見殿

菊亭右府 同三位中將 三人

一篋

大炊御門大納言

伯三位 五辻左馬頭 三人

四辻大納言 持明院中納言

五辻左馬頭 三人 并發聲

德是北辰椿葉陰二改、尊尙南面松花色十回、

ひきかへし、此句をなむ朗詠し給ひぬ、色々の調への中に、主上御所の御つまをと、殊更に聞え侍るとなり、華に囀る春の鶯、梢に吟する秋の蟬、風靜かに雲おさまりて、月の光一とせの晴を盡すかと疑ひる、曲終宴止て、感情いとふかく侍り、龍顔も目なれぬ事をなむ興せさせ給ふ、寔此すさひ逸興有しかば、御氣色ことさらに目出侍るなり、小夜も漸々更行まゝ、殿

下もまかりまうさして、おむてんに入給ふ、もや(母屋)の夜るのたましのまうけ、いと念比なり、翌朝の公卿とく参り給ひつゝ、おさまつりごとし給ひしとなり、まうけの御所に、三日のすさひわいのしましてより、還御なし奉らんと、兼ての御定めなりしか共、御氣色よろしく見え侍りしに依て、猶色々のすさひを催し、五日の御滞座にて還御なし奉り給ふ、今度之行幸規式後代に、吾心を續もの有て、朝廷彌榮えさせ侍るやうにと、祝し給ひけり、依之禁中正税之爲、洛中之地子悉末代に至り、無相違應務として納奉候やうにとて、被仰出、御一行之事

一京中銀地子五千五百三十兩餘、可爲院御所禁中御新所之事

一米地子八百石之内三百石院御所五百石六宮關白領

一於江州高島郡八千石、諸門跡諸公家衆へ進之、
右如件、

若御奉公懈怠之輩、於有之者、爲叡慮御計被成候様に可被仰上者也、

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿 勸修寺殿 中山殿

殿下つらく、禁裏仙洞之事過にしかた、行末をかよひし、ねほし煩はせ給ふに、只今堂上に在る人々の、威蒙殿下之厚恩者也、掛も忝も、今度殿上之交を聽され、今奉遇斯行幸物かなど、徹骨髓可令感悅事也、然間至子々孫々、可奉守護於上事、其身之冥加なるへし、雖然蔽私欲、無道之心もや出来むと、誓約被仰付次第、尾張内大臣信雄卿(公)駿河大納言家康

卿を始、對禁中不可存無禮之旨、誓紙を上られ宜しく侍らんとなり、各奉て謹諾之、將軍戲に仰けるは、夫世人の遺戒の其末期に及て、領知財實を譲り、制禁之事云をきしを以、至れるとす、吁悲しむかな、病氣迫りなは、苦しみ甚多して、分別正に有へからず、吾の反之、盛なる時の遠慮を以、遺言をすへきなり、過こしかた世人の遠慮せし事、達不達を勘かへ見るに、得正則末に至て必其力つよく侍るなり、愛欲におほれ、邪なる時は、末くに至て善惡を評するまでもなく、必後難さしつとふ物なりと有しかば、滿座感し奉り、誓紙を捧奉る、其詞云、

○敬白起請文前書之事、

- 一就今度聚樂亭行幸之義、各致昇殿供奉之事、誠以難有奉存候事、
- 一禁裏御料所地子以下井公家衆御知行等存疎意間布候、若被蔽私欲無道之輩於有之者、爲各達て可致諫諍候、當分之義の不申及、至子々孫々、無異義様に可申置之事、
- 一關白殿被仰出趣於何等之義、聊不可存違背之事、
- 右條々若雖爲一事、於令違背者、梵天帝釋、四大天王、惣日本六十餘州大小神祇、殊王城鎮守神、八幡大菩薩、春日大明神、天滿自在天神、別氏神、部類眷屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正十六年四月吉日

右近衛權少將 豊臣利家
參議左近衛中將豊臣秀家

權中納言豐臣秀次
大納言源 家康
內大臣平 信雄

金 吾 殿

同時別紙誓紙有之面々

土佐侍從秦 元親
龍野侍從豐臣勝俊
京極侍從豐臣高次
井伊侍從藤原直政
金山侍從豐臣忠政
伊藤侍從豐臣定次
豐後侍從豐臣義統
曾根侍從豐臣貞通
岐阜侍從豐臣照政
源五侍從豐臣長益
松任侍從豐臣長重
越中侍從豐臣利長

金 吾 殿

今日の和歌之御會おのしますへきにて侍れ共、さうくしくとて、翌日十五日までさしのへ給ふ、御殿もゆるやかに何となうまつ心していと目出、うちくの御すさひなとなり、殿下も何かの事取ませ沙汰し給ふとて、申刻はかりにまう上り給ひぬ、献々之内に

○捧物

一御手本 即之筆蹟千字文金の折枝に付
一御繪 三幅一對
一沈香 百斤方五尺餘之臺紅糸之網を掛六人これをかく
右進上之物取納させ給ふて、頓て攝家之御方諸門跡清華衆残らす其沙汰に及へり。

伏見殿 九條殿 一條殿 二條殿 近衛殿 菊亭殿右府 德大寺前内大臣 尾州内府

右之御衆へ但各自にか

一繪 二幅 一虎皮 一枚 一益 一惟紅 一小袖 三重 一太刀 一腰

即御領知之御折紙被相添各自にまいらせらる、其外衛府所司へも、小袖二重太刀一腰宛領

知之折紙相添給ふ、是亦傳奏衆へ渡し申されけり、

天氣いとうるいしく堂上堂下ことふきのかすくにあかす、猶更過るまで御酒宴、長しなへ

に殿下立給ふて、彌御土器たひくめくりつゝ、萬歳を唱ふ聲々ゆたかにして、鶏も朝を告

渡りしかり、君をよるのおとゝに入せ給ふ、かくて十六日明はのゝ雲打去めり、空はすみを

なかしたるやうになむ見え侍る、まのし有て小雨をゝさしが、後の大雨となりぬ、天公も亦

還御を、とゝめさせ給ふらんかと、人皆申あへりけり、寔に氷をめくる玉水、琴筑の聲を續か

と覺え、いとみしかりけり、和歌の御會折にふれ物をつかに、披講の吟もあられなり、懷紙

は下臈よりをかれ侍る

一番大和大納言

四番久我殿

七番中山大納言

十番西園寺右大將

二番駿河大納言

五番日野大納言

八番大炊御門大納言

十一番四辻大納言

十四德大寺前内大臣

三番鷹司殿

六番鳥丸大納言

九番勸修寺大納言

十二番飛鳥井前大納言

十五番菊亭右大臣

十六番近衛殿

十九番二條前關白殿

二十二番九條准后

二十五番伏見殿

二十八番關白殿

十七番梶井宮

二十番青蓮院殿

二十三番聖護院准后

二十六番室町入道准后

十八番妙法院殿

二十一番一條准后

二十四番仁和寺宮

二十七番六宮御方

主上の御懷紙コトダイの異臺コトダイに在、中納言參議以下之懷紙コトダイの、取聚集め前にかさねをかれ侍る、

人數も、に餘りし故、披講の止め、御座配以下懷紙カキネ襲カキネやうなど、同しからざる事コトの、去天正

十三年 親王准后、隔坐之由、被仰定訖、法中衆昨今兩日之御參會也、御相伴之時の

近江中納言 菊亭三位中將

花山院參議

備前宰相

席末に陪し給ふ、蓋尾州内大臣

駿河大納言

大和大納言

近江中納言 備前宰相

此五人の可爲可爲清花之上、依

勅許御相伴

にめされ、其規模寔にこよなふ、いかめしう見え侍りけり、

飛鳥井前大納言

四辻前大納言

勸修寺大納言

中山大納言

鳥丸大納言

日野大納言

如斯の人々の座に着給はず、けふの九獻之御用意にて侍りしか共、餘りに長座なれいと

て、七獻にそ成にける、

一黄金 百兩 一金襦 二十卷 一麝香臍 二十箇 一御衣 百
一金建蓋同臺白銀の盆にすへ 二ヶ 一絹 百疋 一御馬 十疋

已上

中山大納言

披搆之御奉行也

題 飛鳥井前大納言

讀師 菊亭右大臣

講師 飛鳥井前大納言 後

發聲 中山頭中將 前

御製讀師 關白殿 講師 勸修寺前大納言

發聲 飛鳥井前大納言

講誦之人數

四辻前大納言 西園寺大納言 大炊御門大納言 鳥丸大納言 日野新大納言

久我大納言 持明院中納言 廣橋中納言 伯三位 飛鳥井中將

園少將基繼朝臣 五辻左馬頭

○詠寄松祝和歌

わきてけふまつよひわれや松かえの代々の契りをかけて見せつゝ

夏日侍行幸聚樂第、同詠寄松祝和歌

萬代の君かみゆきになれなれん緑木たかき軒のたままつ

詠寄松祝 和歌

契りわれや君待得たる時つ風千代をならせる庭の松か枝

關白豊臣秀吉

六宮古佐丸

たさまれる時といゑるし松風の梢によいふよろつ代の聲

中務卿邦房親王伏見殿

詠寄松祝 和歌

浪風も吹静りて松高きやまど島根の方の浦々

相生の松の緑もけふさらに幾千世ふへき色を見すらん

日に添て木高き庭の松かえのいかに千年のちのさかへむ

君も臣も心合せてれさむてふ千代の聲をふ庭の松風

秋つ洲の外までなつく國の風松にうつして聲よみふらし

ふか緑千代にやちよの色をへてけふ待えたる庭の松か枝

龜の上の山なりけりな庭廣き、池の島ねの松の木ふかさ

君も臣も今日を待えていふなりかねて千年を松のことは

八隅ある君か齡もさゝれ石のいははの松の千代の行末

限なき君か八千代やこもるらむを立そふ庭の松のみどりよ

代々をへん君かめくみの深き色を松の緑にかけてみすらむ

ことさらの調へにけふの松風もこたへにけりな萬代の聲

けふよりの臺の竹のよゝかけて君たちなれむ宿の松かえ

動きなき代々のためしを引そ(か)ふる岩根の松の色のかはらし

權大納言藤原實益西園寺

正二位藤原公遠四辻

右近衛大將藤原實益西園寺

權大納言藤原晴豐勸修寺

正二位藤原經頼大炊御門

權大納言藤原親綱中山

權大納言藤原光宣鳥丸

天地も動きなき世に相生の松に小松のふけりそふかけ
 天地のめくみも添て君か代のときはの色や松にかゆらん
 けふよりや砌の松の陰にしもさかへむ君か千代の行末
 縁たつ松の葉ことに此君の千年の安を契りてを見る
 ふか縁立をふかけは雲井まで千年さかへむ庭の松か枝
 うへしより君か千年を契りてや松はかいらぬ色をみすらん
 未遠く君をみるへき時の今千年ふかむ庭の松かえ
 庭にまつ二葉の松をうつし置て君か千年の行衛かそへむ
 喜身賀へん千代の根さしと兼てより植の縁の松を木高き
 治れる御代をとよめ松風に民の草葉も猶なひくなり
 けふよりの君か千年にひかれてや松もみさほの影を並へん
 限なき君か齡に引れなは砌の松も常盤ならまし
 時にあひてさかふる松の千年をい君か爲にと契りをかまし
 よる晝を神の守に庭の松ときのかきはの梢なりけり
 君と臣と影を並へて相生の幾千代へなむ宿の松かな
 君も猶わかすみるらむ動きなき岩ねの松を庭にうつして
 松かえの茂りあひたる庭の面につらなる袖も萬代や經む

權大納言藤原輝資日野
 權大納言源敦通久我
 左近衛大將藤原信房鷹司
 權大納言源家康
 中納言藤原基孝持明院
 權中納言源重通庭田
 權中納言藤原季秀正親町
 式部大輔菅原盛長坊城
 權中納言豐臣秀次近江
 二位中將藤原季時菊亭
 參議藤原家 雅華山院
 參議右近衛權中將藤原公仲 正親町
 左衛門督卜部兼見吉田
 神祇伯雅朝 王白川
 右衛門督藤原永孝高倉
 參議左近衛中將豐臣秀家備前

幾千世もときいなるへき松か枝の色を砌に契りてく哉
 千年へん君か齡を松陰やちかき守りのかさしならまし
 君か爲うへし砌の姫小松木たかきかけや猶も見てまし
 君か經む齡いまるし鶴のすむ松のねさしの萬代のかけ
 天下めくみ普き木々に猶松の千年の影をみせけり
 陰高き砌の松に立をひて君か千年の春秋やへん
 未遠き契りを松にかけまくもかしこき御代の榮え成けり
 千年へん松にそ契る敷島の道ある御代の行衛あるしも
 君か代の限りい知し今よりの千年を松のときのかきはに
 萬代の種を心にまかせてや松に小松の茂りそふらん
 相生の松に契りて幾千代も君か齡いつきしとそれもふ
 樂を聚る中に言ののさかふる色や松にみゆらむ
 植置し松もかしこし我君の千年かいらぬ色をれもへん
 けふよりや猶色そへて松の葉の盡ぬためしを君に契らん
 うつし植木高くなれる松か枝に幾萬代をかけて契らん
 わか君の千年を経てや松かへの四方にさかふる影や猶みむ
 陰ふかき砌の松の風たにも枝をならさぬ御代にも有哉

藏人頭右大辨藤原充房 萬里小路
 左近衛權中將藤原慶親中山
 右兵衛佐平 時慶西洞院
 左近衛權中將藤原季滿四辻
 大内記菅原爲良五條
 左近衛權中將藤原雅繼 飛鳥井
 左近衛權中將藤原實勝橋本
 左馬頭源元仲
 左近衛權少將藤原氏成 水無瀬
 侍從藤原秀隆 隆應藥院
 左近衛權少將藤原實條 西三條
 左近衛權中將藤原基繼 園藏
 藏人左中辨藤原賴宣葉室
 左馬助安倍久修土御門
 左少辨藤原資勝日野
 右少辨藤原光豐勸修寺
 侍從藤原光廣鳥丸

常盤なる松にならひて君かへん千代の行衛のあるきけふ哉
 相にあふ砌の松の色をふや君か千年のかさしならまし
 あふくてふ君か千年を琴の音にあらへそへたる庭の松風
 君か代は限りあらしと陰たかき松に小松やうへもそふらむ
 色かえぬ松をためしにわか君の千代に入千代をちきる末行
 君かため植をく庭の松か枝の幾千代までの根さしなるらむ
 色かへぬ松にそ契る幾千代もつたへ正しき言のこの道
 動きなき岩はになる、松のはや苔むす庭の色をそふらん
 千代經へき松に契てけふよりや葉かへぬ色を幾年かみむ
 庭の面に植をく松の若緑君かめくみに千代もへぬへし
 久堅の雲井の庭の松風も枝をならさぬけふにあふかな
 けふよりも千年へぬへき行末を君に契らん庭の松かえ
 萬代のけふを始と契り置てうふる小松の末をばるけき
 かみ下の心ひとしく幾年も君を砌の松に契らむ
 君か齡いかてかそへむ百枝ある松の葉ことに千代のこもれ
 天正十六年四月十六日 和歌御會

題 飛鳥井前大納言 讀師 右大臣

權右少辨藤原經遠甘露寺
 右近衛權少將源重定庭田
 宮内權大輔藤原資淳柳原
 侍從藤原 諸 光廣橋
 右近衛權少將藤原季康正親
 左近衛權少將藤原為時下冷
 左近衛權少將藤原為親冷泉
 侍從 卜部 兼 治吉田
 左近衛權少將藤原宗隆松木
 左近衛權少將藤原隆憲四條
 侍從藤原 實 政阿野
 右衛門佐藤原秀直富小路
 藏人式部大輔清原秀賢外記
 藏人中務大輔小槻孝亮外記
 正二位上菅原在通唐橋

御製

講師 慶親朝臣 發聲 飛鳥井前大納言

讀師 殿下 講師 勸修寺大納言 發聲 飛鳥井前大納言
 夏日侍行幸聚樂第 同詠

植をける砌の松に君かへん千代の行衛を兼てあらるゝ
 道しある時も今いた相生の松の千年を幾代かさねん
 百敷や四方に榮ふる松か枝のかけを頼む諸人
 玉をみかく砌の松の幾千年君かさかへむためしなるらん
 君か爲植をく庭の松の葉の積るを千代の數にさためむ
 代々をへばうふる梢も白雲をつねにかゝらん庭の山松
 霜のちなをあらわれむ松かえの千代の緑や今さけるらむ
 あふく代の人の心の種とてや千年を契る松の言葉
 君か代の永きためしに松にすむ鶴の千年をそへてかそへむ
 君か代に植て幾度契らまし砌の松のけふの千年を
 千代をふる松は常盤の陰なからわきてけふこそ色もそふらめ
 君をいはふためしに植し住吉の松も久しき代々の行末
 かそへみむ千年を契る宿にしも松に小松の陰を並へて

左近衛權少將豐臣利家加賀
 侍從 平 信 兼 穴津
 左近衛權少將豐臣秀勝丹波
 左近衛權少將豐臣秀家三川
 侍從豐臣 義 康 左衛門督
 侍從豐臣 秀 一 越前東郷
 侍從豐臣 秀 政 越前北庄
 侍從豐臣 氏 郷 伊勢松ヶ島
 侍從豐臣 忠 興 丹後
 侍從豐臣 信 秀
 侍從豐臣 秀 賴 毛利河内守
 侍從豐臣 賴 隆 敦賀
 侍從豐臣 利 長 越中

淺からぬ緑も志るし年をへむ華の都に相生の松
 年へてもかいらぬ庭の松の葉に契りかけをく行衛たかふな
 君か代の深きめくみを松の葉の替ぬ色にたへてをみる
 陰高き松にひかれて君か代の久しかるへき行衛志るしも
 陰高き松に立よる袖までも千年へぬへき九重をかし
 九重の松の根さしのふかけれの遠き國までときのかきりに
 縁さへ年にまさりて松陰のふかきや千代の根さしなるらん
 立そふる千代の縁の色ふかき松のよひを君もへぬへし
 萬代も玉の砌の松の色ときのかきはに君やさかえん
 豊なる都のけふの松風にときつ鳥ねも浪まつかなり

侍從 豐臣長 重松任
 侍從 豐臣長 益源五
 侍從 豐臣昭 政岐阜
 侍從 豐臣貞 通曾根
 侍從 豐臣義 統豊後
 侍從 豐臣定 治伊賀
 侍從 藤原直 政金山
 侍從 豐臣勝 俊龍野
 侍從 秦元 親土佐

天正十六年卯月十六日 和歌御會

詠寄松祝

和歌

年になを正木のかつら長き世にかけてを契る宿の松かえ
 千年へむ君か齡をけふのなを色にみせたる庭の松かえ
 移しうふる庭の高砂住のえもおなし千年の相生の松
 治れる世になひきあふ松風の聲にそあるき君かちとせば
 おさまれる世を久堅の空に吹風さへ松の枝をならさぬ

沙 門 道 休青山准后
 尊 准 三 宮 道 澄聖護院殿
 沙 門 守 理
 常 胤妙法院宮

各本無三番四番

天正十六年卯月十六日 和歌御會
 御會のけしきいとゆゝしく披讀畢て、主土入御ならせ侍りけり、かくて各御膳のち、とり
 の御酒宴さまくの臺之物、折などかすくにして、夜半の鐘聲殿中に入しかば、威退
 出之御暇給りけり、

十七日俗人之舞

- 一番 萬歳樂 二番 延喜樂 五番 陵王 六番 納蘇利
- 七番 採桑老 八番 古鳥蘇 九番 還城樂 十番 抜頭

樂奉行四辻大納言

樂屋左右に侍りて瓜の紋付たる五間の幕を張、樂屋の前に火焰のかさりせし大太鼓有、かつ
 こ征鼓笛筆樂調子を取て亂聲を吹、振拜を始奉り、其より萬歳樂に移る、裝束の赤地紋紗唐
 錦袴赤地金欄打掛鶏冠石帶糸鞋以下甚以美麗也、採桑老の天王寺之俗人舞侍るなり、天子よ
 り白き御衣被下けり、面井鳩の枝、あまの焼さしと云笛の勅物なれり、舞終て上奉る、長慶子
 にて吹ねさめにけるとかや、かくて御座をあらため御土器を上たてまつり、又献々の規式お
 りしまし七献のち、北政所殿より、金吾侍從を御使者として捧物有、

- 一御衣 廿重 一黄金 五十兩沙金袋に入れて 一香爐 一ヶ
- 一盃香合 堆紅 一麝香 廿 一高旦紙 十帖

大政所殿より捧物

一御衣 十重
一益香合 堆紅

一黄金 五十兩砂金袋に入れて
一麝香 十

一香爐 一ヶ
一高旦紙 十帖

今日も亦數々の祝に紛れ暮つゝ入あひの鐘もまつかなるに、郭公をとつれつゝ、二興加り一機てんし侍りぬ、かくて大となふらまいらせて、御心まつかなる御すさひおのしきしけり、院御所より御短冊送り侍らせ給ふ、

萬代に又八百よろつをかさねても猶限なき時は此時

殿下忝なき餘りに頓て御返し

言葉の濱の真砂の盡るども限りあらしな君か齡は

主上を始奉り、各當座あり、

十八日

還幸の御もよほしききり給ふ、殿下御殘多けに見えつゝ、御前に參上有て、頓又可奉成行幸旨献々の御いはひ、行幸の日の前驅の例にまかせ沓を引、馬上に轡つら動し、いとまつかなる還幸也、伶人還城樂を奏し奉る、おりにふれて其調へゆるやかに、上代の事思ひやられにけり、高時畫きたる長櫃の金銀のかな物うちたるに、紫地の精好に菊の御紋縫たるを蓋ひ、三十枝、唐櫃二十荷、前驅の先に見えたり、是の此ほどの捧物をなむ入奉りし也、殿下も亦供奉したてまつり、禁中へ入まいらせけり、こゝに至て御土器出給ひて、彌増の御ことふきおのしきし、御酒宴のち、晴の御膳の義式有て御暇を給り、殿下も還御したまふ、

十九日明かたの空かき曇、雨ならんやいなやと云あへりしか、程なく小雨をほち、午後よりいことしき大雨となつて、をやみもなかりけり、廿日に大井川の水出漲りれち、かよひも絶にけり、

或曰今度之行幸の濫觴、去年の春より、博陸不淺おほし入給ひしか、其驗にや侍りけむ、去十日まで淋雨なりしか、十一日より廿日まで、快霽にて有し事、誠に天心にかなひ給へるかな、有かたきことなんめりと、人皆かんしあえりぬ、殊更洛外に至るまで、回祿の災もなく、罪をおかす人も見えす、奉行職事等も異故なくいみしかりし極幸なり、

此程打つゝき天晴風おたやかなりし事、天津御神の深きめくみにやと殿下悦ひ給ふて、三首かくなん、

時をえし玉の光のあらはれて御幸をけふのもろ人の袖

空までも君か御幸をかけて思ひ雨降すさふ庭の面哉

御幸猶思ひし事の餘りあれい歸さおしき雲の上人

初に行幸の事いと目出 還幸なし奉る事、ひとへに卞和か璧のあらはれ出し、幸の如し、中の風雨の故障もなかりし事、おろか心の天心に合ひ給ふにやと、感し給ふとなむ、後の宋太祖趙普第に幸せし、勸盃をたふ心にや、

は、かりかろからされ共、
禁中院御所へ、此短冊進上し給ふ次に、三奏へ書簡有、其辭曰、

今度奉成行幸義、辱次第強及言上事、還似乎憚多矣、其上無恙奉、遂於還幸之供奉事、甚以致恐悅、呈微志畢、猶不遑伸之、仍捧於蜂腰三首、難有一紙之義其恐、仙洞亦合乎御氣色候様、宜預御披露者也、恐々謹言

四月廿日

秀吉

菊亭殿 勸修寺殿 中山殿

即被備於 叡聞之處有 御感御返しあり、

玉をなをみかくにつけて世にひろくあふく光をうつすことの葉
かきくらし降ぬる雨も心あれやはれてつらなる雲の上人
わかさりし心をとむるやとりゆへ猶かへりさのおしまるゝかな

院御製

うつもれし道も正しき折にあひて玉のひかりの世にくもりなき

古人之云、和歌に治世の音、亂世の音共に在と云む、御製并殿下之御詠歌等、變風體を去て、就正雅之體豈非乎治世之音哉、上達部殿上人、成效於其體、よを祝する御返し侍りしなり、廿一日に、攝家門跡雲客等、聚樂に候し給ひて、今度之行幸千秋萬歳之祝望など、宜させ給ふて、進物取々に侍りしを、御對面ねむころにして、進物は皆辭し申されけり、古き御幸のためしなど、聞傳ふるに、今般のやうなる、美々布事終になかりしとなり、行幸萬民奉拜 龍顔恩澤を蒙り、災を除くる故に、行てさいはぬすとなり、國家安全の政、これに過

へからず、古云、大徳必得其位、必得其名、必得其壽、と云ん、

太閤記卷十二

○相模國小田原氏政家傳之事

小瀬甫菴道喜輯録

抑北條左京大夫氏政か由來を委尋ぬるに、平相國之八男助盛の末裔、伊勢新九郎と云し人は其元祖也、於備中國本知三百貫之領主にて有しか、立身之勵み盡思惟觀侍れ共、事之行へき道もなし、其國之守護を可犯の理に非ず、隣國謀をりみんの力乏をんとて、三貫之地を同姓の富家に賣授け、路次のあしなどを求め、武略且備し士、三十餘人召具し、康正三年之春關東として武者修行に出けるか、天照大神先を奉頼はやと思ひ、至山田二七日誠を盡し祈念し了て立にけり、其比駿國之大守今川殿とて般富なる人有、新九郎駿府に逗留し、國之仕置軍法等を聞侍るに、起るさへ家と覺えけれ、此大守に事へみんと思ひ、近習に使り臣たらん事を望しかは、即相調扈從之臣と成にけり、新九郎大器の程を大守見給ふて、三百人之勢を附給ふ、漸武勇之功も出さしかり、長祿二年十月伊豆國韭山之城主となしてけり、今川殿此節やうく韭山近邊をのみ知給ひて、其外他領也、每物の制法等無私心さたし侍りけれ、民も親しみ士卒も四體の相隨ふか如し、然るにや翌年豆州之大敵を亡し、一國平均に退治したりけり、即假之守護職に補せられてより、飛龍在天か如く、佳運成まきて、今此氏

直まての五代なり、新九郎萬幸心のまゝなるに因て、才勇兼備りし士を撰舉ふかは、羽翼成ぬ、七十にしてかみおろし侍りて、早雲と申せしか、長子氏綱に家督有て、安閑無事之境界に住し終りき、氏綱之息氏康其子氏直如、此連續し、五代にして亡たり、氏直近年數國を押領し、振猛威不_レ恐_レ朝恩不_レ重_レ武命、曾て諸侯の勤なかりしか、秀吉公政道之衰たる世を且々改めみま_レく欲し、津田隼人佐、富田左近將監を使者として差下し、令_レ上京參内可_レ然候のんや、あまたの國を領し、不知_レ君恩の_レ人非人にこそと、理を盡し義を精し、度々諫給ひしか共、第一箱根山之節所を頼とし、第二遠國の事なれり、あしながに是まてのいよも働しと思ひし故か、諫に順ふの名のみして實なく、又ひたすらのいなむにあらて、た_レ武命に應不應之中を巧言にして、年月ををくりなは、其間に宜しき事も出來てんやと、百謀千慮し云ける、昔も平氏の軍勢十萬餘騎、由井神原に陣を取て有しか、合戰の事は及もなく、剩水鳥の羽音にさばき立て逃上りし、不知_レやなど云ゑるひ、只關白秀吉の大氣者にて侍るよな、それの畿内邊の事にて有へし、當國などにをめての用ゐましき物をと、心のそこより存知し候故、何事もおろかに兩使をもてなしけり、然間津田富田も其有増を推察し、歸り上りて右之旨言上しけり、秀吉公聞召、扱ひ昔平宗盛か、させ川より逃上りたるやうに、某を心あてすよな、春の令_レ進發、其虚實を見せしめん物をと、怒りたはさるゝ行衛のはとこそおそろしけれ、

○來春關東陣御軍役之事

五畿内半役中國四人役并四國同 坂より尾州に至て六人役 北國六人半役遠三駿甲信此五ヶ國七人役
右任軍役之旨來春三月朔日令_レ出陣攻_レ平於小田原北條可_レ有_レ忠勤者也仍如件

天正十七年己丑十月十日

秀吉御判

と書て國々へ廻文有之
○兵糧奉行之事

長東大藏大輔を首として其下之小奉行十人被_レ仰付、年内に代官かたより二十萬石請取、來春早々より船に積、駿州江尻清水に令_レ着船藏を立、入置、惣軍勢に可_レ相渡旨也、并黄金壹萬枚被_レ相渡、勢尾三遠駿五ヶ國にをめて、兵糧を買調能に令_レ沙汰、小田原近邊の船着へ可_レ相届旨被_レ仰出、何も十一月初旬より方々之催し急なりけり、諸卒路次中糧藉等なきやうにと奉行を出され、宿などもさしあはさるやうに制し給ひし故、寔廿六萬餘の多勢なれ共、軍法正しけれの聊の口論もなく、をたやかなりし事共なり、

○相州小田原御進發之事

去年十月小田原への御陣ふれ有し時の、多くの日數有様に覺えて、慥にも思ひさりしか、天正十八年の正月も祝の紛に、はやくも日數立二月中の五日(二月中の五日一本二衣更着中二作ル)も漸々過けれり、驚き初て二月朔日之日限、頓なるやうに周障ぬる人多かりけり、五畿南海山陰山陽北陸并江州濃州伊賀都合其勢廿二萬騎、勢尾二州の信雄卿の兼領也、一萬五千騎、甲信駿遠

三の家康卿分國其勢二萬五千騎、三月朔日に打立、其國々の便に隨ひ宿陣し、泊々さし合事もなく、先陣の富士の根かた由井蒲原に充滿せしかり、後陣の尾濃之間に扣てけり、毛利右馬頭輝元へ都御留守を預給ふ、即四萬の軍勢にて聚樂御城を預り、洛中洛外御法度如御置目沙汰し在城たり、同家老吉川藏人佐廣家ヒロイを、三州岡崎之城に、御陣中在番被仰付軍兵一萬五千にて入城す、小早川左衛門尉隆景并安國寺を、可被召連旨にて、軍士二萬にて、小田原供奉仕了、かくて秀吉公三月十九日都を立せ給ふ、其日の出立作り鬚ひげにかね黒也、御太刀差添などことく敷若やかに物し給ひ粧なれり、御伽衆御傍衆など云にも及す、異形なる出立中々言葉の可及も覺え侍らす、各善盡したる結構當りを撥し故、洛中の人々の申にや及ふ、奈良界の津大坂などより見物に上りつとひ、棧敷を打て見物せしかり、秀吉公も御快けにみえにけり、日數程なく積來て、同廿八日、伊豆の三島に着陣し給へんどの事にて、先陣之面々へ被仰出けるり、廿八日至三島可令參陣之條、諸侯大夫の人々、小姓五人六人召連、わかやかに出立御迎に出候へとの事なり、頓の事なれり何もかるるしき異風體に取つくるひ出向ひつゝ、早速御着陣目出奉存之旨申上けり、

○從小田原頭分之士山中へ三人遣事

山中之城主として松田兵衛大夫數年有しか共、今度上方勢を可相防最初なるに因て、北條左衛門大夫間宮豊前守朝倉能登守を加勢として可差越之旨、從舊冬之事にて有しかは、正月廿日三人をめし寄、右之趣氏政申渡し、數盃之後、左金吾に兼氏之刀、間宮に國吉之刀、朝倉に脇指を賜り、各數年積累之武功、今度山中籠城之一舉に在へしと也、取分間宮の老武者故にも在か、極忠死云やうり、何様にも可抽忠義之條、御心を安んし給へと、ふつゝかに申立たりしり、あつばれ其器に堪たりと満座嘆と感し出ぬ、朝倉の反之廣間に出て親しき方に付て云やうり、北條之家滅亡こゝに極ぬ、山中之城の普請等あさはかにして、多勢を請たもつへき城にあらず、然るに舊臣之者共を籠をき給はん、無か如くにおはされての事になむ覺えたり、誠に命の因義輕しと云則又因事重くも有へしや、某は左金吾遂討死なは、其に相順うへし、當城十ヶ年の政道を見るに、萬事理に違ふ事のみ多かりし間、はかくしき事の有まじきぞ、意得候へ〜と云含つゝ、別れにけり、

○小田原葦山兩城押之御人數賦之事

秀吉公御陣屋へ入せ給ふて、御行水などし給ひつゝ、御氣色にて御清談あり、かくて箱根山葦山々中之繪圖を見給ひ、とかうせしまに夜半の鐘聲かすかなりしかば、福原右馬助をめして、明日の山中之城を仕寄を附可攻掛之條、家康卿御勢の小田原口へをし向られ、信雄卿之御勢并細川越中守蒲生忠三郎中川藤兵衛尉森右近等を、葦山之城のおさへとして殘しをき、山中之城への秀次卿を其日之大將とし、舊臣之面々其勢五萬餘騎を以可打圍之旨、ふれ可申と被仰付けり、

○間宮豊前守松田兵衛大夫事

間宮豊前守好高の、正月廿日の日の辭に、恥はかすまじきとて、孫一人ありしを、小田原へ

とくく歸りて、名字を續でくれよと云含めし處に、祖父を見すて名字を清むる法や有とて、十五歳になりし彦次郎、固辭して行まじき旨達ていひしを、なんぢの不孝第一の者なりと、かたくいましめつゝ、熊坂か子十六歳になりしを付てつかひしけり、城守は松田兵衛大夫といひし者なりしが、わづかなりし身上にて有しにより、北條左衛門尉、彼是三人加勢したまひしなり、兵衛大夫籠城の事かねて可致忠死に相究め、松田尾張守かたへ書簡を以て云けるは、某かすかなりし身上にておひしませば、多勢を引請運をひらくべきやうなく候、然といへ共、御名字をけがし來たる驗に、可遂討死也、子孫相續の儀憑み入由、書簡有し、寔に義士の道なるべし、兵衛大夫豊前守山中之城にての働き共、危き節を救ひ死を善道に守りしも、又類鮮き節義之士也、

○山中之城落去之事

秀吉卿三島之御陣屋へ御立寄もなされず、諸侯大夫を被召連、山中葦山より西の高山へ上せられ山中之程を能下墨給ひつゝ、明日より仕寄を付可相攻之條、三島邊其手寄に隨ひ、左様之道具を取寄可申旨、御使番を以被仰付、又三枚橋へ御勢を被打納、翌日廿九日諸勢を催し出、亦彼山へ上せられ仕寄道具小屋具等、三島へ取に可差越旨に付て、各及其沙汰へり、已之刻秀次卿、備之上なる山へ攀登り御馬を立られ、中村式部少輔木下美作守をめし被仰ける、此邊より見え渡りたる出丸までの、十町も有へきの條、今少陣をよせ仕寄のねごやに用ゐ可然旨仰しかば、式部少輔奉り御誼之趣御尤に候と申上立歸ければ、渡邊勘兵衛尉

出向ひ、只今之仰の何事にておひしまし候とやと問しかば、如此之御誼にて有ぞ、いかしして宜しからんとなり、渡邊とかく是よりの山峰多くへたゝり、不精之條某御さきへ參、見計ひ御左右可申上之條、一左右次第被仰付候のんやと云しかば、尤なり急き參見つゝもり候て、様子申越候へと有により、烏毛の大半月之さし物をさし、七寸餘りの大黒と云馬に打乗出しかば唯黒山がゆるぎ出たるやうになん見えしか、立歸り見え渡りたる出丸の普請等、若あさはかにも有て攻破らるへうにも見えなば、まねき可申之條、御勢を寄られ候へと約し置、近く走寄みれば、遠く見しに相かはり、思之外普請等をさう也、去共今少し嶺々かさなり、まかとしたる注進の、いかと思ひ返し、亦つぶらつゝを乗越見れば、出丸への一町計有へきかと下墨候し處に、はり番に出て有し五六十人之鐵炮之者共、いかと思ひけん引て入しに因て、勘兵衛尉彌近う乗上しかば、其邊へ出はり有つる鐵炮共一度につるへ立、時を作り出たり、然共渡邊を追下さん共せざりしなり、かくて鐵炮煙のすきまより見れり、出丸崎のはいやらつゝ三十間はかりなり、然はいかほど多勢でもあらばわれ、働かん勢の五六十人より外ならざるへしと思ひ、如此之儀に候條急き御勢をよせられ可然旨、使者を以も申入、又さしを以もまねきしかば、一二之備を其備なりにおしつゝ、地煙を立七八町も有し所を、即時に式部少輔も走上りし間、渡邊使者を以早速御かけ着御尤之由申入しなり、かゝる處に勘兵衛取固し所へ、心かけなる者やうゝ五六人來たり、誰々參りたるを、渡邊に詞をかけしなり、勘兵衛式部少輔へ使者を以、もはや仕寄にも及す一旦せめに成へう覺候條、は

やくかゝり候のんと申ければ、是非く無用たるへしと、使者及三度達て被留しなり、然
 其他之勢攻かゝりなは、攻かゝるへし、能に計ひ候やうにと有しに因て、爰に我に任せお
 候へと云すて、馬に打乗堀きはへ馳着と否堀へ飛入しかば、跡より十八計引つゝひて飛
 入しに、はや渡邊の又真先へ打上り、即先をさきに堀の上へ乗候へは、御本陣より鳥毛の大
 半月が振廻を見よやくとのたまひつゝ、御尻をまくり打たき、はや大貝を立よと仰しか
 ば、いかにも音ふとに吹出ぬ、勘兵衛あどを見かへり候へは、成合平左衛門尉高屋助八郎坂
 井兵右衛門吉田武左衛門尉渡邊新右衛門赤井久左衛門なぞもつゝいたり、出丸のは、三十
 間許長さ三町餘有しを、敵に追すかひこみ入しが、さすがなる敵共にて、二三度歸し合せ戦
 んとせしを、渡邊大聲を上すきまをあらせずをひ立く、三之丸をりきひまで追入しか共、
 他之勢の一人もまじへず、中村か勢のみなり、右之谷をみれば大母衣かけたる武者二騎走行
 しか、それをしつゝ、きあまた搦手へ乗入、二人のやがて首とつて御本陣へ持参し、御目
 かけ候へば物はじめよしとて、金錢之貫首をといて被下けり、其姓名を尋ぬれ、青木新兵衛
 とかや、渡邊三之丸門かくしに相添て、上質戸有しを付入にせまく欲し、見しか共、手前無人
 でもあり、又の向ふと左之堀より、多く鐵炮を打かけしかば、まばしためらひ候き、去共質戸
 口へ相つきまをりをは此方へ取て、まばらく有之内に、走來り渡邊に詞をかはしける、其姓
 名を聞ば、坂井兵右衛門尉渡邊源七郎中川今平中村三次土方孫二郎吉田久左衛門尉等也痛、
 はしや此者共の鐵炮にあたり皆果たりけり、源七郎のみ手や淺かりけん、勘兵衛にはなれず

跡をくろめしなり、此所鐵炮筋故時のまに五六十人手おひ死人出來しか共、それを事とせ
 ず、大崎立番允稻葉内記まづとあゆみ來り、勘兵衛出丸よりの仕形扱もうら山しき振廻
 なりとかんじけり、かゝる處に寄合勢之溢れ者共、搦目手へをしまひすよとみえしかば、二
 之丸堀裏にてうちし鐵炮共、からめ手を無心許や思ひ助行しやらん、今の鐵炮をさのみ
 不_レ打により、渡邊真先にまをりの垣へのぼりこえ、廿間計も追立す、みしかども、二之丸の
 門櫓丈夫に有て、乗入へきやうもなきにより、門之脇を打やぶりこみ入候へ、れきくの兵
 共得道具提けく、來り防ぎ戦ひしを、勘兵衛尉大音聲を上、手之者引連一鎗參候はんと追立
 ければ、そこをも引て二之丸へのぼみ候處を、しつゝ、こみ入候に、三之丸と二之丸との間
 に、大なる水はり波蕩々たり、是に十間あまりのはし有しを渡りす、み行時は、敵と打まじ
 り追すかつて追入しゆへ、二之丸の門をは立させず付人に乗入見れば、よろひ武者所々にむ
 らから渡り有しかども、目をもかけず本丸を心かけす、み行みるに、大杉あまた有ける所よ
 り、鐵炮を少々うちかけ候へ共、大杉之本へはしりつき、矢切之上へ勘兵衛尉乗上り、内を見
 こみ候へはひろ間あり、人多く入こぞりせはくや有けん、大庭へなだれ出し武士二百餘な
 らへ、めんく、得道具をもちて、此上と思ひ入しありさま、神妙にを見えにける、然る處へ
 渡邊飛てれり、大聲を上つきかゝりければ、いぬいのすみの矢くらの段へ引上候に因て、息を
 もくれす引付こみ入しかば、其段も事外せばかりし故、右之方へ過半おちまろひ、残りたる
 兵共の高き段、渡邊のひき、所に在て、鎗を以てたきあひし内に、瀧孫作渡邊藤右衛門尉

等助來りしかば、手勢引つれ芝手を段々にをし上りみれば、又少し高段に敵百人餘居たりしか、城主松田兵衛大夫、加勢の間宮豊前守、もはや成まじきと思ひけん、切腹せしかば、彌渡邊手勢之あふれ者ども、得たりかしこしと唾と乗入てこそ、其丸も落去してけれ、かゝる處に黄母衣之衆三騎見え來り、渡邊に詞をかけ、今日出丸より本丸までのはたらき誰先をあらそふともみえず、一人の手からさりとていとかんじあへりき、此丸にては方々よりさしつとひ乗入し間、中村馬ふるしを本丸のやくらにをし立、今日山中之城の式部少輔一人のみして乗とりしぞかしと、大なる聲を以よりし也、かくて式部少輔の渡邊手柄をつくし候故、莫太なる忠義を致したると悦ひ、其感聲夥しく有し故、今に香しく聞えける、秀吉卿よりも式部少輔今日の大忠悦ひ思召との御使及、兩度、甚面目之至とかう申に不足也、式部少輔に叫さける、小田原にあたり、は山茂山打つ、き見え申候、今日之やうに城を攻破り諸卒つかれたる時、功者なる敵の夜討をうつ物のよし承及候、あの茂山につ、き廣き平有と見え申候、此だいらに御はた立られ、勢を聚られ可然候のんやと云しかば、中村尤なりと申し、勘兵衛さしづの所に勢を揃へ、夜番大かゝり等油断なく見え、御本陣之用心も宜しきに因て、御とのゐに有し人々此旨申上しか、古兵かなと御感有し也、

堀尾帶刀評曰、中村式部少輔駿河國を拜領せし、豆州山中之城を中村一旦に攻取候し武功之故也、此いきはひ日之本迄達せしなり、誠其本在渡邊勤兵衛歟、然るに渡邊立去やうにせし私心なるへし、予今爲恩賜之地出雲隱岐を領し了、報國恩の高士を抱置に有へ

きなれ、渡邊を望み思ふ也、然に於雲州之内島根郡の宜しき地、湖水を南にし蒼海を北にし慰多き所なれ、是を可施與とて飛羽檄云遣しか共、伊豫國へ先約有しに因て、雲州への不參しなり、

○敵方所々人數賦之事

小田原にも城の内外普請等夥しき支度に見えて、伊豆相模武藏上野下野安房上總下總之勢四萬有餘、井人足三萬人を以晝夜を分す急しかば、仲春に相調けり、去殘臘の比より沙汰せし、秀吉公卒二十五萬騎三月至當國可被發向といひしか共、城内城外普請等きらよく出來しつ、多勢ではあり、箱根山と云節所はかゝつ、何か恐ろしからんとて曾て痛む氣色もなく廣言し、羽柴參陣にをみて、勝負の軍して都へ可追上など言聲のみ多かりし、かゝる處に上方勢はや至駿河邊充滿し侍る由聞えけれ、上下のをもはく事はつて、周章騒ぎ役所を定、勢を賦きつかしける所に、

宮城野口番手 松田尾張守、上田上野介、原式部大輔并安房上總之國人都合其勢一萬二千

湯本口 千葉新介其勢八千

竹浦口 北條陸奥守成田下總守、壬峰上總守皆川山城守都合其勢一萬

右の如く三ヶ所に役所を構へ上方勢を防ぎ支る程ならば、いかして入來たらんや、羽あるものは、いざ不知とてゆるやかに見えてけり、かゝる處に山中之城落去之由云出、ひそめき渡りし處に、落人來てかくと申ければ、小田原之事は申にや及ふ、關八州悉く氣を失ひ恐れ

わなき出、里よりは山中を心にくしと思ひ、財寶を送はこべは、山中よりの又渡邊さして
便に順ひ、南去北來のいそがしさに、世のうきを取そへ、行末の事いか、有べしやと、思ふ
ちの打なけきけり、かゝる時のくせに、上方勢の夥しきをことくしく云なす人情にや有け
ん、五十萬騎野も山ヶ節所共いはず、をし來たるよし、のゝしる聲々、岐にみちて止さりけ
り、

評曰、世人の多くをのが威勢の、たくましきをのみ頼として無遠慮物なり、されの無遠
慮則有近憂と云傳えしも、實にかやうの事なんめりと思ひ知れけり、氏政去冬の比いは
れしい、秀吉是迄い、よも發向せし、縦左ありとも節所に引請、合戦を挑み追上せば、快き事
成べしと、大に驕りし其害可見、

○小田原籠城之事

卯月下旬小田原より箱根山へ出し置し防之勢、かねてのことくしく廣言して、此節所を
翼あるものゝ外何者か越來たらんやと、欺き笑もひ居たりしが、三所之役所を上方勢事とも
せず、峰より嶺をつたひ、谷よりおかに出、二十六萬騎之勢時の聲を舉ひ、き渡り、平等に
越けれ共、役所之勢一支も支へず、卯月朔日小田原へ逃入るか、惣軍是のくとのみ云
るひ、兼ての廣言かひもなく、やうく惣構之人數賦ををしける、秀次卿の家康卿の御勢よ
りの、あとにをし給へとの事なるを、いらつて先立給はんとせらしを、徳川殿より村越茂助
を以敵城近う有しに、暮かけて下山に陣とらざる物のよし軍書に見え侍る條、今夜は是

に御陣取可然おのさんやと諫被申ければ、即其義に應し、其夜の箱根山の半腹に備を固め給
ひつゝ、大箭を焼せ用心きびしかりけり、卯月二日四方の攻口を定め、未明より、くるくど
引卷、任寄を付て晝夜を分ず、弓鐵炮を射入うち入鯨波地を動し、夜に入の火矢を四方より射
入鐵炮を長角よりつるへ初めけるに、まはし有て子之方にてうち納れり、城中にもまけ
とや思ひけん、つるへ返し、時を合せしか共、多勢なるにやさのみ勝劣もなし、毎日持楯
搔楯つきよせ、攻寄、五月中旬之比の塀際にひしと着て物語などし侍る事ありけれり、
城中群疑蜂起し痛みけるとなり、晝夜の廻番かず、にきて、夜の挑灯の光鐵炮の火に、五
月闇も名のみにて、城中の上下これかれのすさまじさに、身はうつ蟬のやうになりはて、人こ
ちもかすかなり、去ども心有人たちの、其氣彌あらたに見え、諸勢をはげましけり、
長陣のくせに虚説を云出す事共、家康卿信雄卿一味し給ふて、小田原城中と内通有やう
に誰かかと云とはなしに、げに左も有つへう陣々云るひ、次第く其説のり侍るや
うに有によつて、秀吉公へ忠節かはに知せまいらせし方も多かりしかば、いかにおほしけ
ん、信雄卿家康卿之陣所へ、秀吉公案内もなく、小姓五六人召具し不計行給ふて、いかに打
とけたる體に物し、きこしめし物など御所望有つゝ、半日の客のふりして、二亭に終日を送
立給ひしかば、此一舉にて陣中をだやかに静り反りし、中々及ばれざる思慮たるへしと、
其比をやみもなく諷しあへりき、今以珍し、又五月雨の日をかさね止もやらす、摠陣何共な
う困れ果たるやうに、秀吉公はの聞給ふて、早歌をうたひ、おどりをかけ引つし給ひしか

ば、上下の氣うきやかに新しく成て、幾年を経る共いかでか勞せんやと、こゝもかしこもの
しり出にけり、或時のすきやをあらましうかこひなし、橋立の御壺玉堂の御茶入をかざ
り、家康卿を請し入相客に細川玄旨齋、由古法橋、利休居士、或時の信雄卿忠沖氏卿景勝羽柴
下總守などに前波半入をくはへ、御茶を賜りしか、十六七歳二十計なる青女房にきうしをせ
させ、種々の名酒を以數興をつくし、右のわかきはらに杓をとらせつゝ、こゝたを所望せよ
かしと宣ひしを、幸に半入さし出、一ふし望み侍りしに、聲うるのしくうたひ出しかば、満座
一入うきやかに、長陣の勞を奪れたるやうに、われからなく見えしを、殿下見給ひ立ておと
れよくと仰しかば、四五人立つて手しておどり侍りければ、金の扇の匂ひいとけやけき
を、十本計取出したひ給へり、一入其志な彌増座中薫し渡り、とんどろく、とゝろなるかま
も、とゝろなる釜も、湯がたぎる、くやたきるとうたひしが、御釜のふたも、わかかへり柏子
を合するやうになん有し、寔に自然なるへしや、

評曰、秀吉公之格を大形之賢主よきとし似せ給は、いか、拍子にあはんや、此人の勇甚
たくましき素性にして、智之明も足しかば、何事をし侍りても、拍子に違ふ事なかりし
也、如右之群疑を静め、諸勢を慰め如、此浮やかにし給ひし才に、中々信長公も及まし
きか、

○上州松枝之城主成降人事

去程に羽柴筑前守利家、同子息肥前守利長、卒三萬騎越後路を経て、至關東發向せんと

すれり、殘雪夥く余寒はけしう、通路自由ならざるに因て、二月十六日賀州を立濃州に出、木
曾地を経て向ひけり、相隨ふ人々に越後守上杉彈正忠景勝、信州之住毛利河内守、眞田源
五都合其勢三萬五千、利家を大將とし上州松枝之城を打圍み、明日よりの仕寄を付可攻干
との評議にて、軍法彼是利家申出されけり、城主大道寺駿河守、息新四郎も内々の上方勢寄
來たらり、一軍せんと待かけられ共、案に相違し事外多勢なれば、なまじの事を仕出し、
付入に成ては、いか、有へしと、城中を守固めにけり、去共始終難拘思ひ、甲を脱て降人と
成、先驅之勢に加りなんと、其旨歎きければ、利家其可否を思慮し侍るに、此城を攻ほしな
は、多くの日數を経へし、其上能兵をも亡しなん、所詮降するを幸に明日城を請取先驅の勢
に加へ、八州城々之案内せさせ、悉攻落し、其旨小田原城中へ告知せり、成田下總守上田上野
介等を初とし、大名共迷惑に及び、心も變しはかくしき事あらし、然間城を請取可然らん
に相極め、其かため精しく相調、人質を請取、翌日三月十日城を請取、先かけの勢に并せ案内
を逐させければ、一きは、かも行、利家忠義のほともふかう成にけり、

○松山之城降參之事付八王寺落城之事

松山之城主上田上野介の難波田因幡守、木呂子丹波守、金子紀伊守、山田伊賀守、此四臣に城
を預けをき其身は小田原に籠城し侍りけり、三月十日筑前守利家松枝之勢を案内者として、
松山之城に推寄、遠卷にし先責具など下々取につかはし、山をも里をも荒しよかは、難拘や
思ひけん、彼四臣之者共利家之陣へ僧を以、降人となり、先驅之御勢に加り、可拔忠節之

條、被助一命候へ、然るにをみては本城二之丸を渡し奉り、三之丸に諸士の妻子等を入をき、四人之者共の三千之者到にて可致御先驅之旨申ければ、利家則令同心本丸二之丸已下請取、三之丸に四人之者望のことく妻子共を入置、先驅の勢にくはへ、案内者とし、十九日氏政舎弟北條安房守氏邦が居城、鉢形の城にをしよせ仕寄を付、弓鐵炮を打入、時の聲天地もひく計なり、沼田之城主猪俣能登守も此城に在しか、近年於此邊挑みあひし合戦の行との、上方勢の進退はるかに越、よろしく覺ふをかし、困窮に迫り屈伏せは、後難も耻し、所詮降人と成宜しからんやと、五六人之家老に相議しければ、尤然るへからんとて皆其義に同じ、即松山之四臣難波田、木呂子等に付て侘しか、是も城を請取先驅之勢に加へにけり、利家降しつる城々の勢をあはせければ、五萬騎計に成て、案内者は多し關八州を壁に横に相動き、在々所々悉く打なひけ、味方になし、數ヶ所之城の降人をめしつれ、利家小田原に參陣し、此旨精しく申ける處に、秀吉公いかおほしけん、其感思之外微少なりと云かば、利家今度之忠義の莫太の事になん覺之侍るに、反したる事さま、唯妬みおほさるゝにて有べきか、いかゝありし事にやと、親しき方に付て評しけり、其夜御前にして今度筑前守あまたの城々屬味方ぬる事一かたならぬ忠義なり、雖然七八ヶ所の城々、せめて一城の破却し撫切にし宜しからん物をと上左し給ふ、其旨利家親しきかたより告知せしかば、利家承りげに仰せ尤なり、八王子之城未極こそ幸なれ、頓て攻て悉撫切にし、首共可備實檢と思ひつゝ、同廿二日御暇申、本の陣へ歸にけり、秀吉公おほし給ふやう、今度利家、城々扱にのみさたし、

一城も不責于由上左しつる事を承、歸たる氣象なり、木村常陸介も令參陣よきに計ひ、無體をし侍る事あらば、諫とめよと、仰合つかはし給ふ、案の如く、利家我陣に着とひとしく、北陸道の衆并今度降人之城々へも、明日廿三日八王寺之城に可推寄旨觸けるに依て、大道寺駿河守、上田上野介内、難波田木呂子金子山田井小幡上總守等か勢都合一萬五千、今度抽忠功、所領安堵せはやおもひければ、亥之刻より打立、丑之半に八王寺に參陣し、案内の知たり、即町を打破りしかども、夜深かりし故にや有けん、本城遠うして不知ければ、思ひのまゝに首捕てけり、陸奥守小田原入城之時、本城を横地監物、中之丸を、中山勘解由助并狩野一庵、山下之曲輪を、近藤出羽介に預けをかれける、降人之勢山下之曲輪へ押入けるに、近藤物具取合せ防戦ひ、あししか程推つをされつ苦戦しつゝ、夫兵の道の名字の汚れん事をふから恥る習なるを、義を能守れの子孫の面を起し、及不義可死所を、とかうのかれぬれに面を汚す事、和漢符節を合す、いかにおもふをよと歴々の士に云つゝ、かしてに推諸此にひらき合せ戦て、近藤の終に討死してけり、かゝりしかば、夜も明四方彌さはき出ぬ、勘解由つねの組かけて一千餘騎の小將たりしか、極運迫り來て、今の心有者二百餘人下々百人計こたへたり、此等に向て云けるに、夫士之格の義を先とし名を宗とする物ぞかし、某數年奥州重恩に沃せられ、親族まで年久しく其澤を蒙りしか、奥州小田原入城せられつる折節、生死の因時之宜可用捨候、當城之事御心を安んし候へと約し侍りしかは、多勢を見て豈のかれんや、忠死今當然之理に中れり、若私意を容て其期をとからせば、汚名なからん跡に絶す、先祖

之名字を汚すべし、某のかく極めたるぞ、面々の老たる父母のため、のかれたき子細あらひ、只今落よ恨を遺す事更になきぞと、再三云しか共、日來情やふかりけん、こは口惜事を承る物かなどて、心を動せず、皆々思ひ切たる形勢、遠くの義經之最期、近くの信忠公切腹之時、諸卒心を一致したるに等し、漸夜も明けられ、筑前守利家參陣有しに、大道寺など山下を破却し、打捕し首三百五十餘騎備一覽しかり、手柄に候と云もはてす、中之曲輪へ責かりけれ、勘解由助狩野一庵取まつめたる體にて、下知しける、弓鐵炮も敵を引付浮矢なきやうにと制しければ、見るかうちに手負死人數百人に及へり、利長小性生年十六歳一番に乗入組討し首捕て、大音藤藏と名乗事、再三に及ひぬ、又雨森彦太郎と云し者も大音にをしつゝ、實上り、二番に首捕て利家父子之前へ持來たりしかば、一番首に記し付よと有しを、いや一番の大音藤藏にて有し條、某は二番に記させ給へとて、一を辭したりけり、利家利長もいしくも云つる物かなど、雨森をふかみ給ひし氣色なる故、一番首と付たるよりの、遙にこへて氣味甚長せりと、皆人かんじわへりき、傍人曰、大音の其比利長に勘當せられて居たりしに因て、肥前守前へ披露ならざりしかば、せめて傍輩に知せんと思ひ再三名乗廻り、あし有て利家へ持參せまとなり、

評曰、雨森か高名を一番首に付よと有しを、二に辭したる心中能おもふへし、寔義士なり、大坂虎卯の戦に首を捕し前後の争ひ、耻をもかへりみさりし事になむ有しもあり、我の先なりし、他の後なりしなど、のゝある有さま雨森亡魂さぞをかまき侍るへし、或聊のはた

らきを、ことごとく云出、恥辱に及ぶも有、或甲を拾ひ得て、首に甲をきせ甲付の首と記されしも有て、いれこの某と、うしろ指をさくれ侍りしも有しとなり、雨森がやうなる心中の、今世まれなり、吁くたれる世となりしあるしかや、角て藤藏をもめし直し、如前々近習に加え侍りき、

本丸に在し横地監物は、かゝる舉動におち、わななひて、一支もさへやらす落失ぬ、景勝の勢其をも不知して攻入けるに、一人もなかりければ心安きさまにて、本丸に入にけり、中山勘解由狩野一庵の、あまたたひ突て出く、鎧を合せ太刀打し、懸拔懸入かしこに露れ、こゝに隠れ、火を散してを戦ひ、離合聚散數刻に及び、残りすくなにうちなされ、今の十五六人残りしかば、もはや人種を盡さん事も益なし、いさ腹きらんとて引入しが、其後のまつまり反て音もせず、勘解由助三百餘人の者共を悉く用に立、自相當る事數十度に及び、又丸之内へ引入しを、利家高所より看得し、大道寺か家中にわの死くるひせし者と、知人はなきかと問給へは、金子紀伊守小岩井雅樂助承り、年久しく云かはせし者に候と申ければ、利家右之者は、いかなる者ぞと尋給へは、一人の中山勘解由助とて、武名勇功人の免し侍りし者に候、今一人の右筆にて有しか、數度先をかけ佳名重累せし故、小將の數に加りぬ、長子狩野主膳正に家督し、今は落髮の身となり一庵とぞ申ける、舊友之事御用はしおはしまさは、御使申さんと有し時、無類弓取と見えたり、願くの助たき事ぞかし、急き參て其沙汰に及候へと有しかり、兩人承、是は願ふ所に有よとて、先あしはやなるからち立の者を以、此旨かくと申候へ、

某も頓て參らんと云つかはしけり、此者中山か丸へ參、門を啓よくと呼れ共答る者なし、金子も頓て馳行落たるにやと思ひ、門の脇をわし破り入みれり、勘解由か本妻數ヶ所の疵を蒙り、よるばひ出て、それに見ゆるの金子殿にておのしまし候や、よくも見え給ふ物かな、勘解由助の子共二人助六か妻一人さし殺し、ぬしも腹を切て侍るなり、みつからも其かすにてははしまし候しが、かくながらへて候、金子殿御手にかけてたび候へ、とくく同し道に旅立申たきよし、なけきけれり、金子承、いやと勘解由助を助け候へとの御使に參たるに、自害のやうす一入殘多存候、せめての事にれかた、助り給ひて、なき人たちの跡をも問まいらせよと、諫め止にけり、

或曰、横地監物の舊臣にてもなかりしか、陸奥守に近習し寵を銜ひ、立身の便を盡し侍りし者也、其あらましに心を付、みし人の云けるり、奥州好むかたに付て、事をすいめ、百姓をせたげての金銀を取、諸士をなやまし、浮利をすいめ、美色珍玩を以機嫌をよくし、悪行われ共諫め正さ、れり、逐月經年權威ことく、しくなり出、のち小將の數に加り、執權之身となり、本城を預りしなり、武略の道、聊も不知、唯辨舌利口を事とせし者なりき、近藤中山狩野の、さらよき忠死をとげ、今此格上かうはしく侍るに、横地の落人となり、二三日過て、一揆に首をとられ、子孫までのを汚しけり、吁横地かやうなる小人は、國家を守る人のためには毒虫なり、此虫ときめき出、執權之座にわらひ、何方も八王寺のやうにあらんか、小田原落城の、ち、中山か長子助六郎、一庵の子狩野主膳を、家康公よび取給ふ

て、如形之地を恩賜有、是則勇の子孫の面をおこしぬると云事、在中山狩野か、横地か子孫さぞうらやみ思ふへし、助六郎を改て、勘解由に成給ふ、其弟左助後號備前守水戸少將殿へ屬まいらせられ、一萬石給て後見となし給ひけり、忠義之至る所天感吁無私乎天心、八王寺之城を利家一旦に攻落し候故、家中之面々能働有しか共、何も辭しあひ謂ざりしに因て、略之、吁惜乎、

○武州鉢形之城之事

鉢形之城主の北條安房守と云しか、氏政之舍弟なるに因て、關東堺目遊軍のため、鉢形に有しを、筑前守利家謀計を廻し、御味方になまつ、勢は先驅に并せ、其身は山下之青龍寺にをゐて落髮の姿となし、其後賀州へこひ下し置しが、病に犯され失ぬ、

○小田原間者并忍之城事

忍之城主成田の常に連歌にすぎ侍りければ、毎年秀逸之句を記し付、紹巴法橋へ使者を上げ點を取にけり、將軍の右筆にて有ける山中山城守も、同しすぎにて侍れり、兼て成書簡因み侍し事、秀吉公内々其あらましを知給ひしかば、山城守をめして宣ふは、忍之城主成田下總守、小田原籠居之由なり、ひそかに遣使札心を變し候やうに、計ひ可申旨仰す、山中奉り何とぞ才覺致しみるとて、成書簡其狀曰、

捧一封伸寸志了、仍年々預温問事甚以恐悅之至、更以甚深候、就中關八州氏政家人之城々、七八ヶ所或致落城或成降人、了、然者其御城涸魚之迫眼前候、貴翁先祖之家業絶不絶

昌不昌在唯今之寸思、秀吉御前之義宜執申之條、可被安御心候、急被變御意尤候、委曲使者可得芳意之條、不違禿毫、恐惶謹言

六月廿日

山中山城守

成田下總守殿 人々御中

と書て密通之使者夜半に出しつかのしけれ、無恙成田か陣所へ參、此旨かくと云入しかば、成田使者に對面し、口上之趣承届、けに左もあらんとて、隨此諫累祖之名字を相續し、祭先祖事不絶やうにせばやと思慮し、返書に曰、

御内狀之趣忝次第難盡、楮上、御前之様子宜様憑入外無他、委細之義任御使者口上之條、止管城公、恐惶謹言

季夏念日

成田下總守

山中山城守殿

同章

山城守彼狀を披露しけれ、關白殿事外御機色にて被仰ける、小田原程有まじき計策是なりとて、家康卿をめし謀り給ふ、成田返簡を氏直かたへつかのし、八州之城々何も秀吉に對し、粗内通有と見之しなり、急降人と成續一命可然之旨内通せられ候へ、中々成田に、かざらず、何之城主も、降人となる密通有よし、ひそかに告知せられ候やうにと有しかば、頓て其沙汰に及びけり、かくてより小田原城中群疑蜂起し、不和の岐と成て、兄の弟を疑ひ、弟は兄を問て出けるに因て、父子兄弟之間も不睦、況其餘乎、成田か舉動氏政不審思のれ、登城

題目一本
作岩付之
落城之事

候へ可相議事有とて使者を立けれ共、病に事よせ不參けり、使者及子三度後、其方事心を變し候由、敵方より告知之なり、然共可爲虚説と思ひ返、其實否可相尋ため度々使者をつかはし侍れ共、不來候間、今度の醫師安清を相添被申ければ、成田奉り、仰之旨忝奉存候、忍之城以多勢打圍み攻詰候故、當城に籠申候諸卒共、其父母妻子攻殺れん事を歎き申により、何やうにも秀吉公御哀憐偏に奉憑由、山中山城方へ及返簡候旨有のまゝに申けり、然間成田下總か役所四方に堀をほり柵を付、氏政馬廻之組頭山上郷右衛門尉を奉行として、七八千の勢を引分番を付て置しかば、城中危き事月に添日に増急に成ける、

○岩付之城

武州岩付之城主、北條十郎氏直の、本丸をの伊達與兵衛尉、三之丸をの媒尾下總守片岡源大左衛門尉に預けをき、其身の卒三千餘騎、小田原へこもりにけり、彼城可攻平旨被仰出、打向ふ人々に、淺野彈正少弼木村常陸介本田中務大輔都合其勢一萬餘騎、六月廿三日之朝、嚙とをしよせしかば、町を破られしと、媒尾下總守片岡源大左衛門尉小將として張出戦ひし處に、本田平八郎中號美濃守後務長男也行年十六歳面も不振鎧を打入、攻込しかば、媒尾片岡も無隠弓取なれ、一足も不引退鎧を合せ、推つ推れの相戦、勝負まち、なりし處に、跡より新しきいさみに勇んでとつとこみ入れれば、痛はしや心の剛に進と云共、媒尾は平八郎にうたれにけり、片岡の痛手あまた所をふて果ぬ、此兩人討死せしかば、こゝかしこにて防ぎ戦ふ兵共、引色に見之にけり、味方利に乗て付入にをしこみ、赤座久兵衛尉手之者、首三十餘討捕、秀吉

公へ持せ進上しければ、御感之旨御書をなし給へり、二之丸を取て息をもくれすせめいらんとせし處に、伊達こらへかね笠を上降參を請、城を相渡し一命を助りぬ、小田原籠城せし者の父母妻子等、悉く三之丸に入し番を付置にけり、

評曰、岩付之家にをみて、春日河邊細谷とて三人之宿老有、何も小田原へめしつれ籠城有、伊達與兵衛の當出頭にて、十郎家を進退し、寵にはこり、威甚つよかりしか共、弱兵故事の急なるに及ては、色を變し、よしくと本丸を渡しつること、あさましけれ、此伊達の膾炙主口以、寵快達好所以得權て、おのれのみ樂み、衆を腦す、此小人ときめき出、十郎に恨ある諸卒のみ多く出來、毒虫とい成しなり、

八王寺落城に因て生捕共多く有しを、秀吉公御本陣へ被召寄にけり、陸奥守卒三千五百有餘之勢、小田原籠城有し諸卒の父母妻子共、船五六艘にのせ、小田原の沖を通りけるに、海手の役所に備へしは、八王寺之勢と見えたり、暫く鐵炮を止て聞候へ、此船中に在し人々の、何も八王寺より來りたりしなり、一昨日廿三日落城に付て其城に籠り侍りし、某之父母某之妻子と二百人計の假名實名を呼て、高聲に名乗しか共、方便て呼ふにやと意得、更に請も付す、急き漕通れよと云て、鐵炮をうちかけにけり、まかは云て有つれ共、能似たる事共名乗し故、おぼつかなくさすが無心許思ひ、今少したしかに聞てん物をと千悔せし所に、中山掃部助狩野一庵首を箱に入、僧二人に持せ中山助六郎狩野主膳は是に渡り候や、父に對面候へと呼りすて、河原に置て歸りしにこそ、扱は八王寺落去とさめれと、あきれつ、籠城之諸卒、此一説

に心もくれはて、父母妻子共を敵陣に生捕れ、重き罪にあはせて、役所之御番も得て勤まじけれとのしり出、此上御成敗に被仰付候のん共、父母を捨て、生ても其甲斐なしと、まみくと歎きつ、番等ゆるかせになり、奥州も小姓五六人之體にて、役所を固め居たりけり、如此城中さはぎ立しかば、中々籠城もつ、くましく思ふ所に、又岩付落城之由、葛原三右衛門尉と云者來て、北條十郎に親寄て、岩村之城去廿五日落城し、御上の三之丸にれしこめられはしまし候、某の父母は何れの地、某妻子の三之丸之次に番を付られ有しなり、又誰々の討死、それの降人の衆なりと、籠城之者をよひつ、云しを聞て、かなしむ者の多く、悦者は降人と成し親族のみをかし、即文共をと、け申候、御返事あらは、明日これへ出あひ候はん間、給り候へと云すて歸りにけり、十郎殿女中の文に、

一筆申す、そこはと日夜の御きつかひかるからぬ事にこそと存參らせ候、左候へはここのちの事おひたしき上勢むかひ來て、あやうく見えいかなるうき目にもあひなんやと、いぶかしく存候處に、としより共さいかくにて本丸二之丸を相わたし、みつからなどは三之丸にをしこめられある事候、まつ、御心やすくれはされ候へ、され共いまたやすからぬ御事候、そもし様いとき秀よし將くんへ、御みかたなされ候へ、左もあらぬほどならは、ことくしき、せめにあはせ候て、そのうち、おもきつみに御志つめ侍らんと、事なりければ、こよなふいたみ入存參らせ候、もしあわれにもおほされ候、義理とやらんのすちさへ、たかふ事なくればしまさは、よきにはからひ給ふて、こゝもとの父母さいし

など、御たすけなされよろしく候のんや、くは葛のら申上候のんまゝ、筆をとめ
めめてたくし

六月廿五日

岩付三之丸 小少將

参る 十郎様にて人々申給へ

と書てそをくりける、かやうの文のあまた來たりしを、籠城のれきく見侍り、心もよはく
力おどろへ、あはれなるさまに見えけり、十郎つくくと籠城之體思慮し、氏直に諫らるゝ
の、當地落城之日數憑みすくなう覺え候、唯家康卿之御陣へ走入て、城を渡し可進之條、籠城
之語卒御助なされ候やうに、秀吉公へ御取成頼入由、偏に御歎候て御覽あれかしと、理をせ
めおいらかに申けり、

○松田尾張守謀反之事

此尾張守の代々北條か長臣として、其勢五千有餘、威蓋八州富甚洋溢し、子も多かりしが、
長子等原新六郎は國器之才有、二男松田左馬助は忠義之志篤く、三男彈三郎は學道曉し、左
馬助容顏美麗世に勝れ、心もゆうに艶しかりしかば、氏直をばちかふ愛し侍りき、然間今以
本丸に在て父之方へは偶也、松田思やうは、當家滅亡之時至りぬと覺ゆる事は、數ヶ所之城々
皆關白殿に屬し奉り、今小田原一城に迫しかば、落城幾程有べからず、其上秀吉公之計策は
欺子房武勇は韓信ほどの名將なれば、中々運を開くへき行も思ひ絶たり、我一人義を守ても
其詮なかるべし、堀久太郎方へ便り秀吉公へ降し見んと思慮し、六月八日其有増使札を以申

入しかば、久太郎則其旨窺ひ申ければ、是天之與る所之幸也、然るにをみては、伊豆相模永代
可宛行之旨、能に計ひ可申由なるに因て、及返簡ぬ、

芳翰并御使者口上之趣、即殿下令披露處、尤忠節之段悦思召候、然者伊豆相模永代可被扶
助旨候、彌被極御分別重而誓紙等之義委御沙汰候而、頓可被仰越候、恐惶謹言

六月八日

態互の名字なかりし也

松田返章を令披見安堵之思ひを成、翌朝二男左馬助を本城より呼寄、密に云やうの、近年氏
政氏直某に對し差儀にもあらざる事を、甚以不淺やうに被申掛候つる事内々其方も存知之
儀候、然共不得時して憤を推こめ過來たりし也、然間逆意を思ひ立之條令同心、我鬱憤を散
しくれよと憑ける、左馬助承、涙をはらくと流し申けるやう、御身の北條家代々長臣とし
て、莫太之地を領し、政道をも掌り給ひ、一門一族其澤を蒙りし事、於關八州隱もおのしま
さず候、假令無據御恨有と云共、此節の全義に非る所也、願ひ思召留られ可然らんと諫し
かば、尾張守面目もなき次第、實に言の葉もなきぞ、此上の自害せんより外なしとて脇差
に手を掛し處を、左馬助れさへつゝ、其程に思召入給ひなば、不及是非同心申候條、御心を
安んし、おはしませと、十四日までの其義に同じけり、痛はしや左馬助此義に同じぬれ、主
君への不忠、不同則父への不孝、とやせんかくやあらまし、身もかなと晝夜思ひ煩ひし形
勢を、尾張守も不審く思ひけり、同月十四日之晚、長子等原新六郎二男松田左馬助三男彈次
三郎内藤左近大夫大田肥後守に饗應し了て、すきやへ呼入茶を沙汰し、其後此座中何も不

遁心中と見及ぬれ、一入たのもしく思ふなりと、事新さまに云出ぬ、粵にをめて各是は如何なる事にや、角の被申けるよと思ふ處に、何も案して見候へ、此籠城之爲體、三日の出まじきと思ふ也。其子細の成田下總守が舉動其外歴々之者共、皆をのか身之上のみを專にし、上下之心各隔に見え侍りぬ、是の搦手の大將羽柴筑前守利家謀計を以、數ヶ所之城主を秀吉公之幕下に屬し、又の武勇之功を勵し、八王寺之城を攻平し故、今の當城涸漁之體に不異により、籠城之面々狐疑之心甚蜂起し、當家滅亡思外急なるへし、某一人忠義を守、一門一族之父母妻子共を一時に亡さん事も口惜、所詮逆意を企、彼等を救ひみんと思ふなり、明夜長岡越中守池田三左衛門尉堀久太郎が勢を、某丸へ可引入之行に極りたるを、皆々其意得を成候へとなり、左馬助十五日之夜を延申度思ひ、此事始て談合有し日も八日、明日も亦不成就目にておひしまし候、願ひ明夜は御延有て宜しからんやと諫しかば、尾州同心し十七日之夜にぞ極ける、左馬助役所の肝要なる丸なれば歸りしか共、此者之心の忠義ふかゝりし故、何方へも不出やうに番之者共を多く付て、つかひしけり、左馬助具足甲本丸に在しを、取に遣しければ來ぬ、即其具足櫃に入かはつて、十四日亥之刻に本丸へ忍入、民政氏直に申上ぬるやうの、尾張守命を某に可被下にをめて、一大事之義を知せ參せ候はんと、堅く其約束を申定め、斯てさゝやきけるは、父逆意を企申候、事急に可有御座之條、明朝是へ被召寄可然候いんやとて、又をのか役所へ歸にけり、民政より十五日之朝尾張守方へ可致登城之旨使者を立しかば頓て參りしを、北條陸奥守井江雪齋を使者として、敵方より其方事逆心を思ひ

立、長岡池田堀、彼等三人が勢を汝か丸へ明後十七日之夜引入、某父子に切腹せさせんと有之由内通有しなり、其の何故かく思ひ立しと尋られし時、答申やうの、其古しへ武田信玄當地へ働き申ける時、我逆意を企信玄と入魂有之由、敵方より間者を入密に云せつるを實と思召、某人質を被召置候き、其節も聊不存寄事候し、今以間者之云爲なるへしと陳し申時、いや今度の左馬助忠義を正し知せたるを、重て兩使申せしにより、松田心服す、城中其外役所く之固を日々夜々心を賦り、守持行と云とも、今の彌運を可開やうもなく見えしに因て、氏直思惟せしやうの、幾年を経共、堅固に有へきと頼し城々の、悉く殿下之幕下に屬し、於當城服心の如く思ひし者共も、疑心上下之間を問今の涸魚之身と迫りぬ、所詮某降人と成て、籠城之上下を可相助と思慮を極め、七月六日之朝、尾張守に腹を切せ、頓て馬に打乗、山上郷右衛門計めしつれ、家康卿之御陣へ參、此由かくと申入しかば、尤之存分に候、然り羽柴下總守所へ相越、其旨被申宜しからんとの指圖に任せて、參侍り、某降人と罷成出申候、父氏政其外籠城之上一命を續せ給候へかし、即城を明日渡し奉るへき旨、被宣しかり、下總守頓て御前へ出窺候へり、きとくなる存分なりと感しをばされ、何やうにも其望を相叶へ、能に計ひ可遣旨、意得申せと有しに依、即氏直へ如此之趣におひします條、御心を安んし候へと申ければ、悦入旨にて、七日より九日に至て、小田原七口を開き、上下無異儀出しけり、落人を威有方のくせとして、物ことあらまじく痛ましむる物をとて、脇坂淡路守片桐東市正を奉行とし附置、下々狼藉なき様にと、制せられしかり、悉安堵之思ひを成、をのかさまくりに

なり侍りし也、

○氏政氏照兄弟切腹之事

哀乎痛乎、盛者必衰之習、昨日七日までは、數萬騎之主として有しか、今日の引かへ七月八日醫師安清軒か宅に移り、浮世之日數迫り來て、時を待^ッ有さま、物に越て衰なり、關白殿仰けるい今度はまて數十萬騎寄來りしも、北條家を可^ニ打果^レためにて有をか、然るに氏政以下悉く助なは、兼ての言葉も、空しきに似たり、氏政氏照に切腹させ、氏直兄弟は可^ニ相助^レ旨、家康卿へ御相談ましませい、尤宜しき御事に奉存由に付て、檢使を定られける、然るにより、十日之晚石川備前守蒔田權佐中江式部大輔佐々淡路守堀田若狹守、家康卿より榊原式部大輔檢使として、安清軒か宅に來り、其有増を云出さん痛^ハしく思ひ侍りし體を、氏照令推察^ニ行水之暇を芳情あれよと、いはれしかは、いかにも緩々^ユと、御文なども調られ候やうにと、何れも申けり、やかて行水をも沙汰しつゝ、かくそつゝけられける、

雨雲のおほへる月も胸の霧もはらひにけりな秋の夕風 北條左京大夫氏政

我身いま消とやいかにおもふへき空より來りくうに歸れば 同 舍弟陸奥守氏照

天地の清き中より生れ來てもとのすみかにかへるへらなり 如此侍りて切腹之形勢さすか、北條家代々相續有しあるしかなど思はれて、殊勝にも思はれ、又誰も衰に成んをは兼て知たき物にこそあれと、銘心腑けり、兩人之面を秀吉公へ、家康卿御持參有しかは、不^レ恐^ニ天命者^ノ事なれば、洛之戻橋に掛置可^レ申旨、石田治部少輔に被^レ

仰付にけり、

或曰、北條領八ヶ國威甚以厚かりし事を按するに、氏政四人之兄弟、賢息もあまた有し故に、其器に當りし大臣も多く、一として不足なきを以なり、然るを秀吉公の反之、賢息ひとりもなく、連枝もなくして、百日にも不^レ滿して斯亡はし給ふ事、秀才之故ならんか、傍人曰、北條近年驕超過し、不^レ恐^ニ王威^ノ不用^ニ武命^ノし行衛の程、能思ふへしく、

小田原之城を請取せ給ふ人々の、本田中務少輔井伊兵部少輔、榊原式部大輔也、かくて同廿日氏直高野山へ上り可^レ被^レ申旨に因て、供し侍る人々、一門には北條美濃守同左衛門佐、家老に松田左馬助大道寺孫九郎内藤左近大夫堀豫左兵衛尉余田大膳亮其外近侍之者共、三十人、下々三百人、道之賄井警固等に至るまで、無^レ殘所^ニ被^レ仰付^レしなり、

評曰、供之者共五十人之内外たるへきと皆人思ひ侍りしに、如此の秀吉公大なる御心中察し思ふへし、

高野山にをゐて扶持方五百人、其外諸事可^レ入其々之具、不^レ殘注文を以下行有しか、氏直井供之人々も、思之外なる君恩かなと、晝夜此言の葉の露、一山をうるほすのみか、日域に滿溢れ、今此楮上に残りにけり、時節に隨ひ小袖かたひらなど、恩賜中々申もおろかに覺えけるとなり、かくて天正十九年^{辛卯}十一月十日、高野山の事外寒つよき所なると痛はらおほしめし、天野山に至て慰可^レ申旨被^レ成^レ御書に因て、下山し寒苦を忘れ、供之者共まで甚^ク悦^ビつゝ、名酒を愛し日を送けるか、供之下々少々暇を遣しけり、翌年三月天野より大坂へ被^レ召寄、織田常真

公之屋形に白米三千俵、其外十五種つみ並恩賜有しかり、昔の春に立歸りぬるこゝちし、千秋萬歳を唱ふ聲々、いとうるいしくを聞えける、同じき臘月始て御城へ被召寄、御對面彼是忝御意之上に、來春於西國一ヶ國可被成扶助旨被仰渡しなり、かくて少し程經て疱瘡を煩出し、三十三歳を期とし終り給ひし事、北條家之盡期、吁時有かな、

或曰、北條家之元祖早雲の、生國伊勢と云の虚説也、伊勢新九郎と號せまに因てか、松田生國は備前國、内藤の丹波、清水笠原は伯耆、大道寺の尾州生國なり、早雲備中より武者修行に立出し時、才勇兼備りし士を、かり催し侍りつると云傳えしか、實に左も有ぬへう覺えたり、

○奥州九戸(平)之城堀尾茂助乗捕事

奥方之先驅の、蒲生忠三郎氏郷後號飛驒守等なり、堀尾は目代とて相添給へば、日々安泰なる事のみにあふて、一入殘多侍れば、いかなる幸にもあふて勇功の譽を得まく欲しけり、雖、然毎日後陣にのみうちしかば、其望も徒に成なんどす、依之少しは無理をもしてみんと決し思へり、然處に飛驒守より明日の九戸(平)表可令發向之條、茂助殿も唯今出られ、被竭評議候へと使者あり、堀尾思ふやう、軍評議之座につらなつて、先陣をあらそはん事、制法を背くにちかし、所詮虚病と號し、只今不出して明日は魁をし、九戸之城を攻捕んと思ひけり、然間飛州使者に對面もなく、聊病氣なるよし云つ、歸しけり、かくて八月二日夜半より出ておしけるに、飛驒守役所之前にて、今日之先陣も蒲生なり、誰にても候へ、さきへいえこを通

すましけれとて、飛驒守先手之面々あらまし、詞たゝかひなどし侍るを、茂助かけ向て某今日先をかくへき旨御諚なり、をのれらにいかに知へきを、只れして通れ、と大の眼に角を立下知してんければ、とかうにも不及とをしけり、其より猶汗馬に鞭をはやめ、九戸へ辰之刻に參陣し、城に向て備へしかば、敵も弓鐵炮を張出し、あしかるをかけにけり、堀尾か先勢よのくと會釋ひければ、敵猶をしつゝ多勢を出し防ぎ戦ひし所を、堀尾胴勢より嚏と馬を入、二三百人討捕時を上、彌す、みければ、三之丸へ引入ぬ、一旦に攻入んに地之利もよく、勇士多く弓鐵城も空矢を知ぬ上手共なるよし、兼て聞しかば、仕寄を付可攻に極めし處に、城中の評議に、今日よはくと取巻しを、多勢を出し打拂はんとせしかば、嚏と馬を入しなり、此行を以思へば、大略夜に入なば攻かゝるべし、いかして宜しからんと、ひそめき出、女童の十方にくれまといひぬ、然るにより加勢之者共たゞ無事の扱をかけよとて、笠を出しけり、味方是に氣を得て、ゆひはしな急にいとなみつゝ、夜攻にせんと云ふるひければ、和睦のために出し使者、彌見おとろきけり、とかうせしまに暮ぬれ、溢れ者共三之丸へ乗入、時を作りかけ、ねめささけべ、狭き丸に人の多し、度にまよふ所を悉く撫伐にし、又の生捕にもしたりしを見て、本丸に在し弱兵共五人十人さまをくゞり出けるを、制し止るかどみれ、其者もおち、かれもわち、誰のかれはど、のゝしる内に落果にけり、三之丸へ乗入し勢、又二之丸へ攻入みれば、過半落て残りぬる者共、死を極て見えにけり、茂助是をみて、最期を極めたる者共を、悉く打果さば、能勇士あまた打死せんと、唯本丸を捕て渡せよかし、

左もわのらことく可助ぞと云せけれ、本丸之兵共の幸に落果て、人曾てなきを知て
の有、さらば本丸を捕て可進之條、人質を御渡し候へと云し處に、其までもなし誓紙をつか
はすへきに相極め、本丸を請取にけり、かくて二之丸に二三百人有し兵を、調略を以、一人宛
めし出しての首を伐、くつて首數七百五十、秀吉公へ丹羽甚太郎、下方新八郎を以進上しけ
れば、事外褒美し給ふて御感狀有、

今度奥州九戸之名城雖有所楯籠之剛兵數多、以其方一身之覺悟即時乗捕、首數七百五十
到來悅思食候、今般陣中第一之手柄寔可爲日本無雙之剛之者也、仍感狀如件

天正十八年八月四日

秀吉御判

堀尾茂助殿

今度御退治之國々、檢地爲可被仰付、秀吉公至會津有御動座て、淺野彈正少弼石田治部少
輔大谷刑部少輔奉行として出されしか、漸檢地も出來し侍りけれ、被行、恩賜之地、左の如
し、

○知行割之事

- 一 伊豆 相模 上野 下野 武藏 上總 下總 大納言家康卿
- 一 尾張 井北 伊勢 五郡 中納言秀次卿
- 一 奥州 十七郡 羽柴飛驒守氏郷
- 一 同 八郡 木村伊勢守

一 三州内十五萬石

羽柴三左衛門尉輝政

一 同 五萬石

田中兵部大輔

一 遠江内十二萬石

堀尾帶刀先生吉晴

一 同 五萬石

山内對馬守

一 遠州内三萬石

渡瀬左衛門佐

一 駿河

中村式部少輔

一 甲斐

加藤遠江守

一 信州内小室城附五萬石

千石權兵衛尉

一 同 小笠原郡

石川出雲守

一 同 伊奈郡

羽柴河内守元來ハ毛利也

一 同 本曾二郡

御藏入御代官石川掃部助

一 同 諏訪郡

日根野織部

如此各加増領給りつゝ、いかめしやかなる入部之體、いと目出見えにけり、

評曰、學に甚逆なる事あり、信長公二男北畠中將信雄卿をば、秋田へ遠流せられにけり、寔
秀吉公わつかなりし人にて有しを、信長公取立給ひ數ヶ國を恩賜有し事、人皆知所也、然
間今度も加増領之國をもまいらせられ候ん事、尤順なるへきか、

太閤記卷十三

甫菴道喜重選

○高麗陣起之事

秀吉公、既從汗馬之勞功、乘登龍之佳運、守王道奉成、行幸上下、雍和、東南に雲治り、西北に風靜にして、四海の外までも、無不屬于幕下、然れの中納言秀次卿に、伺天氣、關白職等を譲り置、某の新羅百濟高麗に至て、令渡海、彼國を退治し、其より令入唐、舊功之者共に、爵祿を厚くし、異國之佳風を、見もし聞もし、吾朝之政務を、改め見んと思ふなり、去共予以一人之遠慮、其可否を定めかたし、五人之宿老、家康卿、輝元、秀家、利家、景勝三人之小宿老、生駒雅經、中村武部少輔、堀尾帶刀、少輔、堀尾帶刀、堀尾帶刀、堀尾帶刀五人之奉行、淺野彈正少弼、德富院玄以、增田右衛門尉、石田治部少輔、長束大藏大輔等に相議し、其上を以可相定となり、去年夏東征のいち、中々權威之勲りもて行體、飛龍天に在が如し、舊功之老臣諸侯之面々も、今の干戈を箱ものにし弓を輶にし、近年之勞を慰みんと、粗樂しみにけり、然共此君の大なる志有人なれり、頼朝卿の如く富士の卷がりなどやうの事まで思ひ寄しに、こまもろこしに至て勞すへきとい、思ひの外なり、とかくあれぬ人なりとて、さみし笑ふも有、又屈せぬ氣かな士たる上り、あつかなる境界を樂しみくらすべき事に非と云つゝ、かんずるも有、

○高麗入評定之事

五人之宿老、三人之小宿老、五人之奉行衆、天正十八年三月九日大坂に視候し、登城せしかば、即不時之御茶山里にして給りにけり、かくて被仰出趣り、吾朝を斯令平治事も、各數年之勲功に因てなり、然る至高麗令出勢、平均に退治し、其より入唐し、數國を領し、功臣之勞

を報し、又異國之政要を、見もし聞もし、我朝の政務の本とし、永く太平之功を立んと思ふに、如何にと損益を請給ふ、滿坐謹て奉り、誰も左右に譲り御返辭もとかう有し處に、家康卿めつらしき御沙汰共にねのしませし候、可然覺え侍る旨被仰上しかり、秀吉公甚以御氣嫌なり、來十五日異國退治門出(首途)之祝義に饗膳給り、其後四座之大夫共に、能を可被仰付旨にて、何も御暇たふてけり、

○朝鮮國御進發之人數帳

肥前國名護屋在陣衆

一萬五千人	武藏大納言殿	一萬人	大和中納言	八千人	加賀宰相
三千人	穴津中將	千五百人	結城少將	千五百人	前尾張守法名常眞
五千人	越後宰相	三千人	會津少將	二千人	常陸侍從
千五百人	伊達侍從	五百人	出羽侍從	二千人	金山侍從
八百人	松任侍從	八百人	八幡山京極侍從	百五十人	安房侍從
千人	羽柴河内侍從	千五百人	龍野侍從	六千人	北庄侍從
二千人	村上周防守	千三百人	溝口伯耆守	五百人	舍弟美作守
千人	水野下野守	千人	青木紀伊守	五百人	木下宮内少輔
二百二十人	秋田太郎	百五十人	津輕右京助	二百人	宇都宮彌三郎
百人	本多伊勢守	二百五十人	那須太郎	七百人	南部大膳大夫
					真田源吾父子

三百人	朽木河內守	五百人	石川玄番允	三百人	日禰野織部正
二百人	北條美濃守	千人	千石越前守	二百五十人	木下右衛門督
千人	伊藤長門守				

合七萬三千六百二十人
御前備

六百五十人	富田左近將監	八百人	金森飛驒守	百七十人	峰屋大膳大夫
三百人	戶田武藏守	三百五十人	奥山佐渡守	四百人	池田備中守
四百人	小出信濃守	五百人	津田長門守	二百人	上田左太郎
八百人	山崎左馬允	四百七十人	稻葉兵庫頭	二百人	市橋下總守
二百人	赤松上總守	三百人	羽柴下總守		

合五千七百三(四)十人
御弓鐵炮衆

二百人	大島雲八	二百五十人	野村肥後守	二百五十人	木下與右衛門尉
百七十五人	舟越五郎右衛門尉	二百五十人	伊藤彌吉	百三十人	宮本藤左衛門尉
百五十人	橋本伊賀守	百人	鈴木孫三郎	二百五十人	生能源介

合千七百五十五人
御馬廻衆

四千三百人	御傍衆六組	三千五百人	小姓衆六組	五百人	室町殿
八百人	御伽衆	千五百人	木下半介組	七百五十人	御使番衆
千二百人	御詰衆	八百五十人	鷹師衆	千五百人	中間以下

合一萬四千九百人
御後備衆

三百人	羽柴三吉侍從	五百人	長東大藏大輔	百三十人	古田織部正
二百五十人	山崎右京進	二百人	蒔田權佐	百七十人	中江式部大輔
百三十人	生駒修理亮	百人	同主殿頭	百人	溝口大炊助
二百人	河尻肥前守	五十人	池田彌右衛門尉	百二十人	大鹽與一郎
百五十人	木下右京助	百人	矢部豊後守	二百人	有馬萬介後號支蕃頭
百六十人	寺澤志摩守	四百人	寺西筑後守同次郎介	五百人	福原右馬助
二百人	竹中丹後守	二百七十人	長谷川右兵衛尉	百人	松岡右京進
七十人	川勝右兵衛尉	二百五十人	氏家志摩守	百五十人	同 内膳正
二百人	寺西勝兵衛尉	百人	服部土佐守	二百人	間島彦太郎

合五千三百人
朝鮮國先掛御勢

七千人	小西攝津守	五千人	對馬侍從	三千人	松浦刑部卿法印
-----	-------	-----	------	-----	---------

二千人	有馬修理大夫	千人	大村新八郎	七百人	五島若狹守
八千人	合一萬八千七百人	加藤主計頭	一萬二千人	鍋島加賀守	八百人
六千人	合一萬九千八百 <small>(二萬八百)</small> 人	黑田甲斐守	六千人	羽柴豊後侍從	
一萬人	合一萬二千人	羽柴薩摩侍從	二千人	毛利壹岐守	千人
千人	<small>伊藤民部大輔 島律又七郎</small>	福島左衛門大夫	四千人	戶田民部少輔	七千二百人
五千人	合一萬四千人	福島左衛門大夫	四千人	生駒雅樂頭	
三萬人	羽柴安藝宰相	一萬人	同小早川侍從	千五百人	同久留米侍從
二千五百人	同柳川侍從	八百人	高橋主膳正	九百人	筑紫上野介
合四萬五千七百人					
朝鮮國都表出勢之衆					
一萬人	備前宰相	三千人	增田右衛門尉	二千人	石田治部少輔

千二百人	大谷刑部少輔	二千人	前野但馬守	千人	加藤遠江守
三千人	合一萬七 <small>(九)</small> 千二百人	淺野左京大夫	千人	宮部兵部少輔	千五百人
八百五十人	木下備中守	四百人	垣屋新五郎	八百人	齋村左兵衛督
八百人	明石左近	五百人	別所豊後守	三千人	中村右衛門大夫
千四百人	郡上侍從	八百人	服部采女正	四百人	一柳右近將監
三百人	竹中源介	四百五十人	谷出羽守	三百五十人	石川肥後守
八千人	合一萬五千五百 <small>(五百五十三)</small> 人	岐阜少將	三千五百人	<small>羽柴丹後少將 後號細川 趣中守</small>	五千人
三千五百人	木村常陸介	千人	小野木縫殿助	七百人	牧村 <small>(野)</small> 兵部大輔
五百人	岡本下野守	二百人	加須屋内膳正	二百人	片桐東市正
二百人	片桐主膳正	三百人	高田豊後守	二百人	藤懸三河守
百二十人	大田小源五	二百人	古田兵部少輔	三百人	新庄新三郎
二百五十人	早川主馬正	三百人	毛利兵部	千人	龜井武藏守
合二萬五千四百七十八人					
朝鮮國船手之勢					
千五百人	九鬼大隅守	二千人	藤堂左渡守	千五百人	脇坂中務少輔

千人 加藤左馬助 七百人 來島兄弟 二百五十人 菅平右衛門尉
 千人 桑山小藤太 八百五十人 堀内安房守 六百五十人 杉若傳三郎
 同小傳次

合九千四百五十人

名護屋 合拾萬二千四百十五人

朝鮮國 合二拾萬五千五百七十人

渡海勢 都合三拾萬七千九百八十五人

○朝鮮陣爲御用意大船被仰付覺

一東の常陸より南海を経て、四國九州に至て、海に添たる國々、北の秋田坂田より中國に至て、其國々之高拾萬石に付て、大船二艘宛、用意可有之事、

一水手之事、浦々家百間に付て十人宛出させ、其手々之大船に用可申候、若有餘之水手の、至大坂可相越之事、

一藏納の高十萬石に付て、大船三艘、中船五艘宛、作り可申之事、

一舟之入用大形勘合候て、半分之通算用奉行方より請取可申候、相殘分の舟出來次第請取可申之事、

一船頭の見計ひ次第、給米等相定め可申事、

一水手一人に扶持方二人、此外妻子之扶持つかひし可申之事、

一陣中小者中間以下、女扶持其者之宿々へつかひし可申候、是の今度高麗名護屋へ立申候者、不殘如此可遣之事、

右條々無相違合用意、天正廿年之春、攝州播州泉州之浦々に令着岸、一左右可有之者也、

天正十九年正月廿日

朝鮮陣軍役之定

秀吉

一四國九州の高一萬石に付て六百人之事

一中國紀州邊の五百人

一五畿内四百人

一江州尾濃勢四ヶ國の三百五十人

一遠三駿豆邊三百人、是より東の何も二百人たるへし

一若州より能州に至て其間三百人

一越後出羽邊二百人

右之分、來年極月に至て、大坂へ可被參着候、出勢之日限重て可被仰出候、守其旨宿陣不指合様に、成其意可申者也、

天正十九年三月十五日

秀吉

○就高麗陣掟條々

一人數れし之事、六里を一日之行程とす、乍去在所之遠近、六里之内外、奉行計ひ次第たるへきなり、即宿奉行定之條、前後諍論なく、萬の順路に可有之事、

一旅宿屋賃の出し申ましく候、薪秣等之代の、宿主と相對し出し可申候事、

一津々浦々番等に有之者、屋賃之義出し可申候、鐵炮之者などの義、其主人出し可申候事
 一とまらゝにて、扶持方馬之飼令下行之事、

一 ねしかひ狼藉追立夫、其外萬、非義有ましき事、
一 泊々宿々にをひて、理不盡之義仕出するものあらひ、當座にとかめかゝり、口論に及ましき候、其主人之假名實名、能々記し付、其上を以可相理之事、

一 何方におひても、いたつら者、一揆之徒黨かましき様子あらは、ひそかに、告知すへし、一廉御褒美可被行之事、

一 一里くゝに、はやみち二人つゝをき候て、名護屋と、大坂との用所、早速相叶、やうに可有之、

右條々堅可相守此旨、若違背之義あらは、奉行人迄告知せ可申者也

文祿元年壬辰三月朔日より、先陣小西攝津守、賀藤主計頭、是を先として、毎日怠る日もなく打つゝく、其勢夥しさを消計也、漸々先勢も皆うち行けれ、同十六日將軍都を立て打せ給ふ、行列之法度正しき體、古今有ましき事になん侍るとて、見物の老若のゝしる聲ちまたに洋溢せり、廿七日より跡備之勢、日々打つゝき、卯月五日六日比に行みちぬ、肥前國名護屋の、そのかみ松浦さよ姫か、唐土船モロコシをえたひしみなど也、此所を旅館と被相定、九州勢としてこしらへ侍りぬ、惣軍勢に扶持方馬之飼料其外水手楫取等に至るまで、四十八萬人之兵糧無懈怠下行之事、寔蕭何も及ましきにやと思ひあられたり、

名護屋旅館御作事衆

一 御本丸すきや

長谷河宗仁法眼

一 山里すきや

石田木工頭

老松簀たりしを便として一興有、

一本丸より山里へうらの露地

寺西筑後守

一 山里書院 五間六間

太田和泉守

座敷何も狩野右京亮畫之盡善也、

同所 御臺所

河原長右衛門尉
石河兵藏
寺澤志摩守

一 山里れうへ十間十一間

御座の間 西王母 右京亮畫之

筑山遣水等之體、ちとせをもへたるやうに苦むし、興を盡したる事、言舌のをよふへきなし、其次之間耕作之繪有、其次之間、花鳥之色繪有、其外の不及記之、

一 山里臺所 六間四間

觀音寺

一 山里御座之間

同人

兒童之色繪有

長谷川平藏圖之

庭前をのつからなる岩堀を用、自然之美景更にいはん言の葉もなし、尾州内津虎溪之山水も、是にいつかて増らしと思ふ、

一 山里大臺所 九間十一間

石河兵藏

取付に料理之間有

- 一 山里局六間十三間
- 間毎に花鳥之繪有
- 一 山里局五間十五間
- 一 同風呂屋
- 一 同御藏六間十間
- 一 同御藏五間廿間
- 一 同北矢藏
- 一 同二之丸番所
- 一同くの木作番所
- 一 山里くの木作御門
- 一 同二階門
- 一 同菜園
- 一 御本丸と二丸ノ間北之門
- 一 同大手之門
- 右之わきに矢藏有
- 一 同取付にも二階之矢藏有
- 一 同四間五間之矢藏

- 石田木工頭
- 建部壽得
- 千石權兵衛尉
- 戸田清左衛門尉
- 小西和泉守
- 御牧勘兵衛尉
- 同人
- 同人
- 同人
- 石田木工頭
- 同人
- 觀音寺
- 河原長右衛門尉
- 御牧勘兵衛尉
- 觀音寺
- 同人
- 羽柴美作守

- 一 同矢藏四間十間
西角
- 取付 二間三間
- 一 二之丸良角二階矢藏四間五間
- 一 同殿守之下冠木門
- 一 同三階之矢藏九間十二間
- 一 同南ノ門三間七間
- 一 同升形七間四方石垣
- 一 同大手三階之鐘撞堂五間四間
- 一 同大手東之矢藏四間十間
- 一 同北矢藏四間八間
- 一 同西方二階矢藏四間十八間
- 一 同南へ取付三間八間
- 一 二之丸大手矢藏三間十三間
- 一 三之丸西方矢藏二間三間
- 一 同冠木門
- 一 同西門三間八間
- 一 同西北角矢藏四間五間

- 大和中納言
- 同人
- 溝口伯耆守
- 大田和泉守
- 伊藤長門守
- 龍野侍從後領若狹國
- 同人
- 羽柴五郎左衛門尉
- 長束大藏大輔
- 大和中納言
- 淺野彈正少弼
- 同人
- 鍋島伊平太
- 羽柴河内守
- 羽柴右近
- 羽柴加賀宰相利家
- 同人

一同取付二箇四間

同人

一同大手東門

羽柴右近

右作事等、其外之雜事に至るまで、結構を盡し、れひたしき事、中々言舌に絶る計なり、秀吉卿古今に獨歩したる主君かなど、譽る聲のみ多し、是心旨之人なり、又似たるを友とせし老人二三輩、思ふ事無隔云かはしつ、誹けるの、誠に此君の武勇智謀度量などの廣き事、離倫絶類之功あり、國病にして、日本之賊鬼也、檢地をし侍りて、萬人を惱し、兆民をせつけ、志ほり取て、其身の榮耀を盡せり、勿論盛なる時の、己に過分したる樂しみを極め、作したき事など、一旦ほるを遂る事の有けめと、天神地祇と云、直なる神のいまして、左様なる行ひを、にくみ給ひつ、ことくしくたゝりをなし給ふ也、此とかめの、大臣小臣にも限らず、何れの上にも有と見えたり、易曰、天道虧滿、而益謙、地道變盈、而流謙、鬼神害盈、而福謙、人道惡盈、而好謙とかや、伏見大坂之作事などの、善盡し侍りても、聊ゆるす所も有ぬへし、これの假の事なるを、萬至極に及事、いか、あらんや、かやうの事を讃人は、千人に九百九十人也、反之誹る智の、甚すくなく見ゆ、

○朝鮮陣人數賦之事

陸之勢の、小西攝津守、賀藤主計頭を魁として、つゝく勢の、廿五萬餘騎也、船手之勢の、九鬼大隅守、島津陸奥守、賀藤左馬助、藤堂佐渡のかみ、脇坂中務大輔、來島兄弟、其勢三萬餘、船手之奉行の、福原右馬助、熊谷内藏丞、毛利民部大輔、寛和泉守、其勢六千、總大將に、備前

中納言秀家、總奉行の、増田右衛門尉、石田治部少輔、大谷刑部少輔なり、洛中之仕置等の、古田兵部少輔也、是彼皆同音にそ船を出しける、兼て名護屋にして、遂軍評詔、諸事可相定との事なれ、文祿元年卯月十日、悉く彼浦へ着ぬ、九鬼の昔より事舊たる舟大將なれ、大隅守船へ各寄集り、軍評詔あり、互に宜しき事共評論し、衆評一決之後、其かため無て、叶ざる事なりとて、奉行衆、起請文之前書を出し、此外何も被加思慮、忠言を盡し、可被申となり、

敬白起請文前書之事

- 一 船中軍評詔之義、各多分に付て其宜を、そだて可申之事、
 - 一 誰々の船によらず、難義に及ひなり、可助成之事、
 - 一 珍しき敵之行あら、互可申談之事、
 - 一 忠節之淺深、依怙最負なく、有姿可申上之事、
 - 一 他人之勞を盗み、我手柄などに仕間敷事、
 - 一 物見之疾舟、一大將より二艘宛出し可申事、
 - 一 名護屋御本陣へ注進仕候共、奉行衆之加判にて、可申上之事、
- 右條々相違有ましく候、若違背之義於有之者、八幡大菩薩、愛宕山大權現之御罰を罷蒙へき者也、仍起請文如件、

卯月十日

各連判にて、宛所の奉行衆也、

右馬助申けるに、評議相調互に目出事也、さらし酒を物し、船祝ひせんとして、折二合、樽三荷出しけり、九鬼尤可然事にこそとて、湯漬などいなみ、種々の肴彼是盡て、後の酒亂に成て、何方もうるいしき體、遊宴たり、佐渡守千秋樂の民を撫、萬歳樂に命を延と、舞出、即座敷を立にけり、

○名護屋より各出船之事

先陣之大將、小西攝津守其勢二萬、つゝ勢に、賀藤主計頭二萬餘騎、黒田甲斐守二萬餘騎、其外二十萬騎、卯月十二日名護屋を辰之刻に船を出し、石火矢をはなし立、鯨波を上、もやひの綱をとき、數千艘の帆柱ををし立、やざ聲を舉、帆を上、何々どのゝある聲々、天地を動かす計なり、當浦を遙に出て、跡さきを見れり、多くの大船小船のかすゝに、家々の紋付たる幕を打まいし、思ひくゝの旗小指物にてかさりたてしかり、よし野山の春を當浦に移し、立田川の錦を海に流し入たるか如し、實心も空になり、古郷の事も忘れつゝ、扱もと思ふ計也、欸乃歌、棹歌の聲、多の船中を慰めしに、順風いと心よけに吹出、翌朝壹岐のかざ本の湊にそ着にける、とかふせしまに風かひり、滯留せしほとに、旬餘いかりをもおこさゞりしか、卯月廿五日の曉かた、風少ふきよなりぬ、あかはあれど名殘の波あらふして、海上いまた穩ならず、小西思ふやう、海上をたやかになりなば、何れの船も出なん、向ふ風であらひこそ、いさ渡り見んとて、夜半のころ船を出し、對馬をさして急ぎけり、明る午の刻まで順風なりしに依て、對州豊崎に着しなり、殘りの船共小西か舟見えざるに驚き、急ぎ船を出せよ、な

と、のゝしる内に、其日漸午前成ぬ、とやかくやとして船を出し、五六里も越つらんとおほしきに、又逆風に成て、かざ本へ戻にけり、小西も豊崎に着岸せしかひもなく、逆風をうらみ有し處に、空のけしき聊かひりあかひ、船を出すへき用意して待居つゝ、卯月廿八日の酉之刻、海上も静かならねど、船を出し、釜山海へ着とひとしく打上り、町をおし破らんとせしに、敵二萬餘騎、矢ふすまを作てまちかけ射ける所を、鐵炮を以うちすくめ、おし立くゝ込入、終に二三之丸へ追入、本城を辰巳之刻に乗捕、上下八千五百餘人、撫伐にあてけり、其外生捕之者二百餘人、即此者に通辭を以、近邊の様子を問に、是より三十里戌亥に當てとくねぎと云城有と答ふ、小西打き、諸士に向て云けるに、今朝盡粉骨無比類はたらき尤大切なり、然間今夜は是に休すへかひなれ共、此落城を先車のいさしめとして、行をかへ用心きびしくあてんや、とても他之勢に渡すへき事に非ず、いさとくねきを攻捕、他の國の名城を、一日のうち、二ヶ所攻はし、多くの敵を討捕、日本に渡し、御所の御感に預らむやと、聊たゆむ氣色も見えず、のゝありけれり、何もうさやかに同しけり、さらし下々急其用意せよ馬の飼なとよきにこしらへよとて、其沙汰に及び、午之下刻に打出、とくねきに至て唾と時を作り立、町を打破しかり、釜山海之落城、諸勢を撫きりにあつるにやおそれけん、防ぎ戦のんどもせず、悉く落行にけり、小西主殿助、木戸作右衛門尉など、手勢引つれ追懸、首九百餘分取をもし、其夜の當城に陣をすへ、人馬の息をやすめにけり、其後ちくまうに敵多勢にて有よし、小西承届、通辭にたより、敵の様子を尋ね侍るに、答ふ、左之如し、

○忠州城之事

都を守護せんために、忠州城とて、地之利全き名城おのしまし候、剛兵之將數人軍勢六七萬騎籠置、よき弓の達者あまた楯籠り、兵糧以下飽まで入置、都にも此城を專頼みとし、心を安し、粗靜かなるとを通辭申ける、

○備前の宰相秀家卿、小西を助成し、衆にこえ渡海の事、

さる程に小西攝津守の、惣軍勢に先立、事莫太にして、釜山海とくねき兩城を攻落し、振猛威事甚以夥し、軍れしの次第を見るに、秀家の八番目なり、小西か先陣を秀家心元なく思ひ、家老の者共を呼集、評議あるに、小西か先陣拔群なり、彌深入して討死なせしかり、將軍の御爲と云、某久々目を懸侍りしあるしもいかなり、いさ救てんよと有し時、各承り是儀のいます所にておのしまし候、幸今夜の海上もおたやかなり、船を出させ給のんやと申上しかり、秀家船奉行共を呼出し、ひそかに此湊を忍ひ出、釜山海へ急き候へ、誰かれと次第を定め、數百艘の舟をし出しけれ、程なく順風いと心よけに吹出、夜もをし明かたに釜山海に至りぬ、小西か家來城番を勤め有しか、罷出御渡海之祝義刷ひけれ、まつ攝州忠勤の様子こまやかに語り候へと有しかり、有のまゝに申上けり、秀家聞給ふて、無比類働誰あつて小西か肩をならへんや、某參陣のよし飛札をつかりすへきの條、案内の者を相添候へとて、

辛飛羽檄伸微志了、今度其表無比類、御手柄定可爲御當家無二之忠功候、某令越序、渡

海之義、其方先陣無心許存、今曉至于釜山海、明日其表令參陣、萬事可申談候條不詳候、恐々謹言

五月二日

秀家

小西攝津守殿

攝津守秀家之書簡令拜見、不斜悦つ、忝事此上有へし共覺えず、寔千騎萬騎之ちからと、かやうの事なんめりと、笑を含みにけり、賀藤主計頭の、小西に先陣をこされし事を、無念に思ひ、攝津守か進みし跡を打むも、心うき事に侍るらし、こもかいへ船を着、陸に上り、小西か事をとへり、かくなん答ふ、主計頭承りふかく怒りつ、今日よりの先陣人に、さすましき物をとなり、日本勢大略渡海せし由、とくねきへ注進ありしかり、小西思ふやう、忠州之城をも乗捕、彌抽忠勳はやと、弟にて侍り主殿助木戸作右衛門尉など呼あつめ、御勢悉く渡海し、諸勢今明日之中參陣有へきとなり、いさ明朝忠州之城を忍ひ捕へきと思ふに、いか有へしと云けれ、何も尤なり、急き給へとて、ひたくと用意し、戌之刻に打立、漸く丑之時とおほしき比、城の麓に忍ひ寄、腫と時聲を上、叟々聲を擧しかり、城中寢耳に水の入たるか如く、驚きあへりつ、矢夾間なども塞あへず、忘却於親疎、我さきに退なんとのみせしなり、かゝる處へ攻上りしに、窮鼠還て猫を噬慣ひにや有けん、多くの勢の中より五六千弓を取合せ、鎗長刀を以防戦ふ事、甚以夥し、小西志のひの者として、伊賀の者百人有しを、半を分、城の後へ廻し、山下を焼立しかり、敵度に迷ひ出けり、弱兵がちなるくせとして、退立

たる勢い、一致せざる物なりし故、且裏くつれまたりけれり、防戦ふ勢共、はやうしろを見を
め、前よはに成たりし處を、小西馬志るしをふりつゝ、一揉もめや者として、鯨波を擧摺、合せ
れり、剛弱共に上を下へと争ひ落る體、我朝のむかし、一谷のおちあしもかくやと思ひ知れた
り、かゝる處を得たりかしこしと、わり入こみ入、散々に切て捨、城をかつき取、勝時を擧、討
捕し首を集、秀家へ持せ進しけり、忠州之城落去せし由、都へ聞えしかり、老臣之面々評し
て曰、此内裏滅亡之時至りぬ、敵不近前に重器をも退まいらせ、其後御殿に火を放ち、煙の
まされに何方へも忍いせ給ひ、可然おはさんやと諫め奉れり、上下此義に同じ、上帝を鳳輦
にのせ奉り、かた計の供奉之體、いと物さひし、かくて殿の舊臣、内裏に火をはなちけれ共、
焼亡之時未至にや、焼ざりけれり、悉く帝の御跡をたふて退にけり、寔に年久しく住なれ
し都をふりすて、をのかさまくに分れ行形勢、中々物にこえてあられなり、君を跡に見る
も有、先立まいらするもあり、親の子を尋ね、子の親の行衛にこかるゝも有、日來屬従ひし僕
共聲を限に頼みし人の、いづちまよいせ給ふらんと、呼ぶ聲にや有けん、其さまいと哀れな
り、又老たる父母の手を引、我子を負てまよふも多く、父母を弟に渡し、兄の主君の先途を
助くるも有て、あられさ絶入計也、

○上帝之御事

天子の第三の宮を御同道有て、義州をさして落させ給へり、二男の王子いかゝして、をくれ
させ給ひつらん、さやうあんど道さして落給ふ、彼國の官人二男へ附まいらせし老臣にて有し
故なるへしと、案内者云けり、取分哀にも殊勝にも有り、八歳九才許のおさなきか、書籍を抱
きかゝへ、是を御芳志あれかしと云體に見え侍るを、心有ものゝふにや有けん、其兒を助取
て、書籍をも日本へ届渡しつゝ、親しく撫育してけり、

○小西都入之事

忠州之辰巳に當て廣野あり、此所にして都入之評議せんとして、賀藤主計頭、同遠江守、黒田
甲斐守、鍋島加賀守等、増山右衛門尉、石田治部少輔、大谷刑部少輔に相理、小西攝津守方へ
書簡を遣しけれり、五月六日之朝來し故、評談有けるに、都入之先陣の主計頭たるへしと思度
計なけに云出ぬ、小西打聞て、當國之先陣の、日本にて御定めなされ候條、今更私に定られん
事、御法なきに似たり、一向承まじき旨、言を放て申けり、主計頭とまれかくまれ、先陣の手
柄次第にせんとして、既に同士軍あらんと見えぬ、加賀守さし出、勿論先陣の小西殿にて有け
めど、二ヶ所之城を只一人の手柄にて、かつき被申し上の、都入之先陣の、手を分て沙汰し
給ふて宜しかるへく覺え候と云けれり、小西理に服し尤にこそとて、都入之海道二筋おひし
まし候、南大門の行程百里計にして大河有、東大門の百有餘里、遠く候へ共川なし、去共大山
の多くある由聞え侍る、何れにても主計頭このみ次第たるへしと申けれり、鍋島もおとなし
やかにおひしますと感しつゝ、主計頭へ其旨かくとあれり、大河有とも近かたより入なん
とて、即南大門さして急きけり、小西の兼て生捕のうち二百餘人、山川に達者なると、都の案
内によし有者を、助けをき、よきに愛しけれり、萬の自由乏しからず、此内川に意得たる者を

二十餘人、主計頭向ひける大川につかひし、近邊の船共を流しすてにけり、賀藤のかやうの事をい聊も不知、急き行、大河に着けるに、廣き事十餘町、瀧なつて、すさまじかりし事なれば、船や有と川上に上て見、下て見れ共、船一艘もなし、若渡瀬やあると、三里上下を尋させ侍しか共、なかりけれい、其日の空しく河邊に宿陣してけり、小西の五月十日の辰之刻に都に至て見れい、東大門をさしかため入へきやうなし、又防き戦いんとせし勢も見えず、然共四方石垣高くして、門の高き事十間計も有しかは、中々入かたうして立たりけり、とやせんかくやあらまじと、のゝしる處に、こざかしき者さし出、門のわきなる水門より、ます五十人も百人も入て御覽あれかしと、いひしにこそ心の付てけれ、まかひあれと、五尺四方の水門に、鐵をうちのへ、能にこしらへけれい、心計の入ぬ、かゝる處に木戸作右衛門尉、まやうこそあれとて、鐵炮の臺をはつし、筒にてはねをこし入て、門の戸ひらを明にけり、小西大の眼をいからかし、ぬけでかけすな、亂妨すべからされ、酒家に入されと下知して、軍法堅く物し、静り反て、もしやの合戦を心にそなへつゝ、入て其仕形尤よし、

評曰、大門あきつるを幸に、多の亂れ入なんに、宜しき法を云出、軍法正しくして都入せし、一廉なり、寔泉州堺の地下人、如清か子としてかく有し、尤長ある勇士ならんか、永祿の比はな譚をつきし人達い、おほかめれと、かやうの時まつまりかへり、法して入、異國に佳名有し、まれにこそ、

かくて洛中之體を見るに、人更になし、内裏に入て見れ共、監士宮門を守されい物さひてけ

り、小西先、外朝に在て、我勢を宜しく賦りなき、四門をも固め、番等さびしく沙汰し置、翌朝主計頭先手之勢進み來て、門を明よといひし時、是の小西都入之先陣して、大門をかため有しなり、用の事あら、五三人い入べしと云しか、立歸てかく告ぬ、賀藤打聞て、いさまきて腹を立、いや、都に入ないあしかりなん、大王の退給ふ由なれい、せめて此行衛を追みんと、洛外に在て、其さまをだやかなり、

○王子を追掛奉る主計頭働之事

主計頭い、洛中評議の員(數)にも洩、王子を追懸とらへ奉らん工夫を費し、謀臣を呼集め計けるい、都入之先陣い某せんと、御法をも破り進にし共、大河に碍られ、小西に越れし事、無念之限なり、せめて太子を追懸んと思ふ也、明朝立出ない、はるかに落のびさせ給ふべし、亥之刻に出へきなり、其用意何となふ申付候へ、内々の案内者五人可召連、馬具等の好み次第に沙汰し、つよからむ馬を渡し、勞せざるやうに心を添よとて、奉行を付にけり、其時にも及ん比、庄林隼人佑を呼て、ひそかにはや用意せよと有しか、下々をねこし廻り、いらてしかは、漸事調り、亥の下刻に忍ひ出、きやうあん道へと急きけるほどに、夜の中に二十里を過ぬ、都に在し人々、主計頭陣所に尋ゆき間に、清正の夜半にかくと答ふ、各興さめて、扱もすきまなしかなと感するもあり、ぬかれけるよと恨むるも有、主計頭めしつれし案内者、知方に付て、又案内者を求め追懸行い、太子のきやうあん道某の縣にねいしまし繪ふとなり、清正天の興る幸かなと悦つゝ、頓て取かけ、弓鐵炮を射入、うち入おめささけんで攻入むとひしめき

あへりぬ、城中堪かねて和を乞給ふ、主計頭其求に應しつゝ、二男の太子十七歳、其外官人百餘人請取奉り、清正も供奉の數に加て、御泊の御所を營み入まいらせをき、秀吉公へ其旨注進申上しかり、御機嫌大かたならずして、吉光の脇指黄金五千兩被下せり、

○秀吉公就御母堂御異例御上之事

さる程に、殿下の御母堂大政所、御とし入をちにたけさせ給ひしか、秀吉公こまの國へなむ渡らせ給ふにやと、おぼしわつらひせ給ふ、かしつき奉る人々、いやとよ肥前國なごやと云所にねはしまし、諸侯大夫をのみさしこし給ふよし、御けしき取々になくさめたてまつると云共、それをけにとおぼさず、六月半より例ならず見え給ひしか、日にをへおとろへさせ給ふ、秀次公より、とみの事、毎日つけさせ給ひし御せうをこも、いよく頼みなく聞えさせ給へり、秀吉公此わかれり、二たびなき事なり、いきのかよふ内に、いま一たび見たてまつり、やかて立歸らせ給ひんとて、これかれ御留主之事、家康卿利家などへ仰をかれ、七月廿二日をしわけかたの出去はに、御船にて上らせ給ひし、御跡の在陣衆、つとめ侍りし番所、左のことし、

○名護屋御留主在陣衆

- 大和中納言 森右近大夫 勢州穴津少將 藤堂佐渡守 伊賀侍従
- 浅野彈正少弼 江州八幡侍従 同息左京大夫 播州龍野侍従 同舍弟木下宮内少輔
- 朽木河内守 小川土佐守 水野和泉守 伊藤長門守 伊藤彌吉

- 生熊源介 橋本伊賀守 千石權兵衛尉 河原長右衛門尉 石川出雲守
- 羽柴河内守 吉田又左衛門尉 日根野織部正 伏屋小兵衛尉 伏屋飛驒守
- 西川八左衛門尉佐久間河内守 水野久右衛門尉 瀧川豊前守 佐藤駿河守
- 鈴木孫三郎 大塚與一郎 鍋島伊平太 落合藤右衛門尉 鈴木孫一郎
- 蜂屋市左衛門尉美濃部四郎三郎 安井次右衛門尉 吉田主水正 石河兵藏
- 南部彌五八

關東衆

- 江戸大納言家康卿 會津侍従氏郷 結城少將 佐竹侍従 伊達侍従政宗
- 北條美濃守 北條助五郎 眞田安房守 出羽侍従 眞田源三郎
- 宇都宮彌三郎 成田下總守 那次衆 安房里見侍従 南部大膳
- 秋田太郎 北半介 佐野大夫 六卿衆 小介川治部少輔
- 小野寺孫十郎 瀧澤又五郎 内越宮内少輔 三ノ屋伊勢守 高屋大次郎
- 由里衆四人

北國衆

- 羽柴加賀宰相利家 羽柴松任侍従長重 上杉越後宰相景勝 羽柴久太郎 羽柴美作守
- 青木紀伊守 溝口伯耆守 村上周防守
- 裏之御門番衆

西之丸御前備衆

一番

有馬中務卿法印
大野木甚之丞
長東大藏大輔
江州觀音寺

二番

石田木工頭
大田和泉守
寺澤志摩守
御牧勤兵衛尉

七百八

富田左近將監

八百人

金森飛驒守

二百人

蜂屋大膳大夫

三百五拾人

戶田武藏守

三百五十人

奧山佐渡守

四百人

池田備中守

四百人

小出信濃守

五百人

津田長門守

二百人

上田主水正

八百人

山崎左馬允

五百人

稻葉兵庫頭

二百人

問島彦太郎

二百人

市橋下總守

二百人

赤松上總介

三百人

羽柴下總守

東二之丸御後備衆

三百人

羽柴三吉侍從

五百人

長東大藏大輔

百五十人

古田織部正

二百五十人

山崎右京進

二百人

蒔田權佐

百七十八

生駒修理亮

百七十人

中江式部大輔

百人

生駒主殿亮

百人

溝江大炊助

二百人

河尻肥前守

五十人

池田彌右衛門尉

百二十人

大鹽與一郎

百五十人

木下左京亮

百人

矢部豐後守

二百人

有馬玄番允

百七十人

寺澤志摩守

四百人

寺西筑後守
同次郎介

五百人

福原右馬助

二百人

竹中丹後守

二百七十人

長谷川右兵衛(尉)
同次郎介

百人

松岡右京進

七十人

河勝右兵衛尉

二百五十人

氏家志摩守

百五十人

氏家内膳正

百人

服部土佐守

二百人

寺西勝兵衛尉

右一日一夜宛無懈怠可令勤任者也

御本丸大手御門番衆

一番

服部土佐守

二番

鹽屋駿河守
建部壽徳

本丸裏表御門番衆

一番

中江式部大輔

二番

山崎右京進

三番

石田木工頭

四番

長谷川右兵衛尉

五番

石河備前守

六番

寺澤志摩守

七番

長東大藏大輔

八番

服部土佐守

九番

蒔田權佐

十番

福原右馬助

右一日一夜宛堅可相勤者也

三之丸御番衆

一番

石川組

石川紀伊守

土橋右近將監

佐藤半介

金森掃部助

田丸勝八郎

今枝勝七郎

片岡喜藤次

中村七助

雲林院忠介

瀧川助太郎

森村三平

坂井理右衛門尉

水野源左衛門尉

水谷次右衛門尉

坂井彦九郎

丹羽源大夫

落合新三

眞田源次

山中五郎作

土肥久作

上田勝三郎

宮村清三郎

平井金十郎

立野孫十郎

二番 中島組

中島左兵衛尉	青山勝八郎	齋藤新五	村上太郎兵衛尉	坂井平八
長谷川宗次郎	小澤喜八郎	桑原勝介	吉田彦四郎	菅野彌三左衛門尉
池山新八郎	宇野傳十郎	水原彦三郎	矢野十左衛門尉	鹽野屋宗四郎
長坂三十郎	郡十右衛門尉	高田源十郎	薄田傳右衛門尉	河原勝兵衛尉
甚内				

三番 長束次郎兵衛組

長束次郎兵衛尉	木下小次郎	津田新八	赤座三右衛門尉	坂井平三郎
河副式部丞	一柳大六	安見甚七	岡村數馬助	山名市十郎
日比野小十郎	矢野源六郎	岸久七	廣瀬加兵衛尉	大谷次郎右衛門尉
山羽虎藏	長江藤十郎	山口三十郎	薄田源大郎	田中藤七郎
柘植次郎吉	五十表小平次	安西左傳次	山田半三郎	堺猪左衛門尉
田中三十郎				

四番 桑原組

桑原次右衛門尉	杉若藤次郎	木曾八郎大郎	多羅尾久八郎	村井吉兵衛尉
津田掃部助	平野九郎右衛門尉	河田九郎左衛門尉	平野新八郎	越智又十郎
前田大郎助	生熊丹左衛門尉	梶原兵七郎	中川長助	岡本清藏

伊知地與四郎 大藏五郎左衛門尉

岡本平吉

森權六郎

五番 中井組

中井平右衛門尉	多賀長兵衛尉	松原五郎兵衛尉	溝口傳三郎	小出孫十郎
荒川助八郎	吉田三左衛門尉	吉田九一郎	石川長助	小原喜七郎
小崎兵右衛門尉	石尾與兵衛尉	山名勝七	安宅源八郎	矢野九郎次郎
薄田清左衛門尉	赤座藤八郎	松浦金平	茨木兵藏	佐久間葵助

六番 堀田組

堀田圖書助	上條民部大輔	野々村次兵衛尉	村瀨宗七郎	余語久三郎
伊木半七	賀藤清左衛門尉	大山勝兵衛尉	大津久兵衛尉	山本加兵衛尉
桑山市藏	山田平兵衛尉	井上彦三	林猪兵衛尉	生熊與三郎
寺島久右衛門尉	矢野久三郎	團甚左衛門尉	村瀨喜八郎	吉田市藏

本丸廣間之番衆 馬廻組

一番 伊藤組

伊藤丹後守	津田少兵衛尉	桑原將八郎	福原太郎左(右)衛門尉	木全又左衛門尉
長鹽彌左衛門尉	吹田毛右衛門尉	村田將監	岡村彌右衛門尉	那須助左衛門尉

藤堂勝右衛門尉	上原次郎右衛門尉	三上大藏丞	酒井助允	小栗助兵衛尉
三牧太郎右衛門尉	岡田勝五郎	尾關喜介	津田新右衛門尉	清水彌左衛門尉
竹内虎介	高橋彌三郎	吉田次兵衛尉	吉田彦六郎	松井新介
柴田彌五左衛門尉	三村九郎左衛門尉	山口藤左衛門尉	村上兵部丞	
二番 河井組				
河井九兵衛尉	三好孫九郎	森宗兵衛尉	三好新右衛門尉	生駒若狹守
三好爲三	石河忠左衛門尉	佐々喜藤次	生駒孫介	植柘平右衛門尉
飯沼五右衛門尉	跡部佐左衛門尉	宮島甚五右衛門尉	河井次右衛門尉	寺西半左衛門尉
加須屋與十郎	伊藤長藏	能勢宇右衛門尉	林喜兵太	林助十郎
林長次郎	生島佐十郎	三宅善兵衛尉	溝口新介	
三番 眞野組				
眞野藏人	赤松次郎太郎	津田小平次	赤松伊豆守	小崎新四郎
堀田三左衛門尉	大田平藏	堀田部介	平彦作	櫻木新六
塚井新右衛門尉	堀田權八郎	佐々權左衛門尉	木村藤介	河北算三郎
清水喜右衛門尉	平塚因幡守	乾彦九郎	今井兵部丞	貝塚五兵衛尉
朽木六兵衛尉	眞野左大郎	平野甚介		
四番 佐藤組				

佐藤隱岐守	伊丹兵庫頭	長谷川甚兵衛尉	小等原左京大夫	竹腰三郎左衛門尉
大屋三右衛門尉	福富平兵衛尉	赤座彌六郎	上野中務少輔	飯沼金藏
安部仙三郎	河村圖書助	飯沼二(仁)右衛門尉	寺町宗左衛門尉	大屋助三郎
青木善右衛門尉	河村彦三	佐藤助三郎	余田源三郎	橋本九右衛門尉
古田宗四郎	寺町新介	古田宗五郎	安見新五郎	飯尾兵左衛門尉
寺町孫四郎	佐藤孫六郎	舟津九郎右衛門尉	赤部長介	
五番 尼子組				
尼子三郎左衛門尉	春日九兵衛尉	東條紀伊守	中村掃部助	高橋三右衛門尉
進藤新次郎	永原孫左衛門尉	山岡修理亮	上田勘左(右)衛門尉	三好助兵衛尉
井上新介	梅原傳左衛門尉	河毛九郎左衛門尉	田那部小傳次	野間久左衛門尉
青木左京進	渡邊九郎左衛門尉	河毛源三郎	岳村與八郎	松田源兵衛尉
水原又進	河副源次郎	伊藤半左衛門尉	田那部與左衛門尉	河毛勝次郎
野間長次郎	齋藤吉兵衛尉	荒木助右衛門尉	賀藤彌平太	
六番 速水組				
速水甲斐守	佐々孫十郎	白樫主馬助	白樫三郎左衛門尉	山中又左衛門尉
渡邊半右衛門尉	本郷少左衛門尉	小坂助六	千秋又三郎	夫問甚次郎
北村宗左衛門尉	藪田伊賀守	森藤右衛門尉	森村左衛門尉	篠原又一郎

萱野左大夫 佐々十左衛門尉 佐々喜三郎 山内善助 山本太郎右衛門尉
 宮崎半四郎 青山助六 竹内源介 南見孫介 安居傳右衛門尉
 北村五助 鈴村與三右衛門尉
 右一日一夜宛無懈怠可令勤仕者也
 七月廿二日 御朱印

御母堂大政所、御異例日々におとろへさせ給ふに因て、醫師衆評之上、其趣を秀次公へ申上る
 かり、毎日御注進有、將軍の御氣色の様子被聞召届、扱ひちかつかせ給ふにやとて、七月廿二
 日名護屋を立出させ給ひ、船頭明石與次兵衛を被召出、被仰付候ひ、今度御上洛繼、夜於日
 急思召間、精を出し水手已下無油斷可申付旨、直に被仰付し也、毛利右馬頭輝元、其比朝
 鮮在陣也、長子左京大夫秀元、幼少故在國せしか、名護屋爲御見舞、參上し侍りぬ、秀吉公
 御機嫌にて、則上方可被召連之御上意にて、船中供奉し侍る、然處に秀吉公御座船、豊前國內
 裏之沖、俎板瀬といふ難所へむかひしか、自然御一大事も可有之哉と、右京大夫心を付乘
 し舟を急ける處に、如案彼瀬へ乗かけ、御船難儀に及び、船中過半沈水す、秀吉公御一命危く
 見之させ給ひ、數百艘の供舟周章騒く半、右京舟を御座船へ乗よせ、是へ御移候へと申上る、
 秀吉公御機嫌にて、則秀元舟へ御移被成、其時右京大夫を被任宰相、御駕に可被成と、直御
 約束御懇情之御感不斜、さて明石を被召出、只今の仕合いかにと、御氣色悪き處に、あつてつ
 申上候は、此難所兼て承及候へ共、中國悉御敵に罷成候由申間、むかひの地を傳ひ、御船を

上せ可申と存候内に、如此御座候と申上しか、秀吉公御腹立之餘、中國殿の船に移り、一命
 を助る、扱々言語に及かたき申分かなとて、則内裏の濱にして、明石與次兵衛首を被刎にけ
 り、斯て晝夜を分ず、急かせ給ふ程に、同月晦日に上着し給ひつゝ、大政所へ入せ、いかにやと
 問はせ給へ、はや廿五日薨し給ふと、申上ぬるとひとしく絶入給ひてけり、醫師等人こゝち
 出来給ふ御薬を、すゝめ奉れり、おほつかなきさまして、いまた御涙もみえず、あきれさせ給
 ひぬ、あつし有て、御なみたまはく止さりき、かくても果ぬ事なれり、まつ廣間へいて給ふ
 て仰けるり、此度御最期の御いとまごひ不申事も、高麗もろこしを征してんと思ひしに依
 てなり、一入御殘多侍るとて、くり返し悔給へともかひぞなき、御取おさめの事、大徳寺
 へ其旨被仰出、古今けつかうなる例にまかせ、とふらひ奉りたき由、徳善院立以を以て、玉仲
 和尚に被仰付にけり、依之善盡し美つくしたる作善、とかう申に及れず、其後又九州に赴か
 せ給ひけり

太閤記卷十四

○將軍於名護屋癸巳御越年之事

思はさらめや光陰箭のごとし、文祿元年もやうやく事あけき中にまきれくれ、都にての歳暮
 にいことかひり、目なれぬさま多かりけり、とかうのしる内に、鶏正旦の祝音をとなふ、う

又ひすも谷の戸出て、うね聲めつらかなり、御前のいよく目出さの春にて、ことぶきのかす
 くに將志つかならず、折ふし城州八幡山の暮松新九郎、年頭之御祝儀申上候のんとて、なこ
 やに至て下向せしかの、御氣色にて、殿下みすから御能をも御けいこ有て、御心をものどめさ
 せ給ひ、又の在陣之衆士をも慰めん也、思ふとちへたてなく云かのしけるの、御年も漸耳
 順にちかからむ、ねかひくの止給ひなり、目出事になん侍らんと云も有、又笑をふくみてさみ
 し侍るも過半せり、初の程の山里にして、御伽衆計被召連、御けいこ有しか、御仕舞のよしあ
 しを、つゝます有やうに申せと御誼也、新九郎をしへ申やうのつきくしさ、いみしさ、不
 一方、もはや表向にて物し給ふとも、くるしく侍るまじき由、暮松申上しかの、其さま宜しから
 んことを、強て思ひけるにこそと宜ひつゝ、弓八幡の天下をたさめ、民を安んずる能なれ、御
 けいこ有しか、事外宜しく侍る由のみにて有し也、五十日計の内、十五六番覺之給ひしか、
 やかて舞臺にて被遊候やうにと新九郎申けり、日數やうくつゝも、御稽古の程もかさな
 り、仕廻すくなに扇などもひやかなれ、見る人とかう申に及られぬ事にて有けるよとて
 かんしあへりぬ、暮松金銀御服などおひた、しく拜領有、諸侯大夫衆も、一かたならぬもて
 はやしなれ、門前にきひにけり、今春大夫八郎、觀世大夫左近被召寄、御能御覽有へきと
 て、飛力指上されけれ、二月下旬兩人至名護屋下着せり、其旨披露有しかの、頓て登城いた
 すへきにて、翌朝御目見え申せしに、下向の程油断なかりしよとて、御機嫌いみしく、萬御ね
 んころに物し給ふ、今春家之名物これもて、はんにや、小尉、三光之尉、觀世家之名物、ふかひ

おもて、志は尉、あふみの女、こへしみなどうつさせられ度旨、内々にて御所望有しかの、辭
 し申に及られぬ事にや有けん、即面を上奉る、其比山城宇治郡醍醐に角坊とて、面などをう
 つし侍りて、たくひなき名人有、即めし下し、うつし奉るへき旨、木下半介を以被仰出しかり、
 十日計のうちに五出來し上奉る、御一覽あるに何れか本、何れかうつし共見えわかざるによ
 り、御感不斜種々の引出物拜領してけり、残り、面共も出來し奉れり、おもての天下一にな
 ざるへき旨おほされて、家康利家などに、いか、有へきとひまいらせられしかの、尤宜し
 くおはしますへしと申上られけり、其夜めし出され、銀子五十枚并天下第一號之御朱印給り
 ぬ、角坊か仕合、とかう申に及られず、かく能にすぎ給ひしに因て、名物のおもて共多く聚り
 來る事、大かたならぬ事共なり、

近衛殿高麗御渡海止給ふ事

近衛殿いか、思召けん、高麗一覽のため可有御渡海之旨きり給へり、上様にも其道なら
 ぬ事共、無益の事には給ふ、折節秀吉公もなこやにて被及聞召、せんもなき義と被仰、其
 旨徳善院立以かたまで御内狀有て、誠上下啐啄之御事になん侍る、是によつて以御宸筆
 秀吉公へ、勅定有之其勅書に云、

八攝家の

九一跡も

六事實に

七をきてり

一近衛前

二左府高麗

三下向のよし

十断絶の

四きこしめし

十一やうにては

五及はれ候

十二如何と

おほしめし候

申なへ留

られ候い

可然候いんや

おどろき入せられ

筆をそめ

あなかしこ

二月十日

大閤とのへ

勅書を將軍頂戴之事、冥加之至なり、宸襟を安んしおほされ候やうに、近衛殿をいさめまいらせ、高麗渡之義無之やうに、いたし侍るへき旨、勅答ありけり、

○秀吉公憐於夫婦之間事

薩州島津内、小野攝津守、ゆうにやさしかりし息女を侍りしか、肥前龍造寺か家臣、瀬川采女正に嫁す、采女正高麗在陣之折ふし、彼妻あこかれし思ひのほどを、聊物にゑるし侍りしを、便の船にことつてをくりけり、折ふし難風、おびた、しう吹來て、船はをんし、荷物博多の浦へ寄來るを、漁夫拾ひ上侍りしか、其内に澁をめぐやうの紙にて、能つゝみたる物あり、ひらいて見れり、文箱とおほしき物侍りしを、ほごきみれり、まさるなともけたかくよのつねならぬ文匣なり、いやしき者などの致披露物にあらさむめりとして、所の吏務へさしわけぬ、吏務請取つゝ、將軍之御前衆へかくと申上侍りけれり、則秀吉公へ文箱の符をも切す上しかり、右筆にて侍る山中山城守をして、御一らん有に、女の文にて筆勢いとうつくしく書つゝ、けたよりの舟をよろこひをいるに取向ひたり、たゆるまもなく、なつかしみ思ひ侍る事も、おほかめれど、心をあはせかたらふへき人もなければねやさひひとり、かたしく袖の露、床の海、枕の山と立のはる、むねの煙はるゝまもなき、なみたの雨をいぎ、いつをかきりの露の身の、きえやらぬほどもうらめしきそかし、そのあらましを、聊志らせまいらせさふらふ、そこほとは、世わたるわざのことまげにとりまされ、もはやこゝほどの事い、おほし出さるゝ事もなみのをど、すさまじき御心とやなりぬらんと、思ひのたねむねの中に、まけりあひぬるまゝ、すいりにむかひひとりわづろふ筆のすみも、なみだのうみとやなる、

行水にかすし(か)くよりもはかなきはおもはぬ人をおもふものかは

と、よみをく和歌のふることまでも、わか身のうへに覺えて、其人の心の中をしはかり、すこ
しいなくさみぬ、思へいくをひまいらせぬ、むかしも有つるに、こはなにのむくひにてお
ひしますをや、おさましかりつる我心かな、どの思へとも、よきにとまらぬ心のくせとして、
又こひしう思ひまいらせ、物のけも有やうに人もいひなし、我も又心のたしからぬ事を志
れり、抑心の身にそふ物なれり、身のまゝになるへき物なるか、されり心のまゝに身なる物
とこそみえ侍れ、まことに心の身の主なりと、ふるき文に多く見えしか、けにも左も覺えぬ、
いかなる神のむすひあはせにや、おさはかなるちきりとの成ぬらん、ある人ふかうかなしひ
あへりし事の有しを、いやそれのはかなき事にて侍るなり、たし思ひすてさせたまへと、諫
つることも有しか、かく我身のうへにならぬれり、その志なくらうして、あやなきことをな
ん思ひこかるゝも、女の身なれりとして、又口おしからざらめや、心を心のまゝにせざらんも、
なをあきらかならず、おほえ侍りぬ、たしすの神の御慮に違ふ事にて侍れども、これより
のちの戀せしところ、いのり申へけれ、いにしへより今にためしすくなき、こまもろこしと
やらんへ渡り給ふ、かきりなき海山を隔て、互に風のためよりをさへ、きゝかね、まいらせ候へ
は、かく思ひたえんとせしも、亦むへならざらんや、天正十八年の秋より某の春、こまの國へ
御陣有へきむね仰有しかども、更に實ともおほえ侍らで、多の月日を過し侍りしか、いつの
間にやらん、文祿初の年の三月にも移り來て、あすは、こまの國へ舟出し給ふなると、何方も

ことくしうのしりあへりぬ、大かた夜も半ちかう更しかは、行末の事など、かはらじと
のみかたりつゝ、頼みをきつるに、はや明かたの空に成て、別れを急ぐ鳥の聲く、打まきし
かは、

身はかくてさすらへぬとも君かあたりさらぬか、みのかけのはなれし
と、よみをく和歌のことく、是をかたみにとたうかみながら、殘しをき給ひしを、まことに
袖より外にもらすかたもなく、恨てのよみ、よみてのこち、あさなゆふな詠めくらし侍り
ぬ、

思ひつゝぬればや人の見えつらん夢とまりせのさめさらましを
と、小町かよみしことのはも、けにさることをかし、

かきりどてわかるゝみちのかなしきにいかまほしきいのちなりけり
まことにはかなき命ながらへ、かゝる思ひもあさましくおほえ侍れども、今一度見もし、見
へもし、つもりぬること、はらしまいらせたく候て、あだなる露の玉のをも、なかりれとの
み祈る計にてこそ候へ、何事もくゝあわれとおほしめし出され候り、かすく御うれしく
思ひまいらせ候ま、申たきことゝもこよなうおひしまし候へとも、あはたしき出船の、い
そぎにとりまされ、いか、申候や、みゆるし候は、めてれくゝも
くり返しゝそのうち、せうそこのをどつれもおひします、御床しさのほど、たえかた
く、あまりに人めもはづかしくこそ候へ、まことに出やらぬやのうち、ふかき思ひのふ

ちどなりたりゆ

かくあらんゆゑをしらてたのみつる我心をいたれにかこたん

是のみつかられもひよりにて、たのしまし候、御はつかしくこそ候へめてたくく

五月九日

せ川うねめ殿にて

菊

人々申給へ

秀吉公山城守をして御らんなされ、憐なる事共也、然り龍造寺かたへ、此瀬川采女正を歸朝せさせよと、御内書有しかり、頓て肥州へ参たり、此妻かたしけなき趣を申上ましく思ひ、采女にかくと問ふかは、いそぎ名護屋へまいり御禮を申、よろしからんと采女言し時、さらり御身もいさゝせ給へとて、同船に物し、なこやへ参、尼かう藏主を以、其趣を申上んと思ひ、便を求めうかひ候へり、安き事なりとて見参に入給ふ、彼妻かう藏主に忝趣をめやかに申盡し、はかり多くおひしませともとて、袖よりたんざくを取り出し奉る、

物ことのおのれをめぐむ天津神のこゝろにかはる君の正しさ

かう藏主短冊を請取、心安くおひしませよ、ねむ比に執申さんとして立給ふを、しとゝめ、寔に萬人のかなしひを助んために、天より天下の君を立、民の父母となし給ふり、如此君子の事にて侍らん、返々も忝思ひまいらせ候趣を、御ひろう頼まいせ候とを申ける、かう藏主其よしよきに執申候へり、即ち夫婦どもにめし出され、引出物し給ふて、歸しつかはされけ

り

評曰、此妻心正しく、物まめやかに、夫を思ふに偽なかりしかば、鬼神感をなし給ふに因て、彼玉章波にたゝよひくちはてなんを、秀吉公御一覽おひしまし候やうに、なり行し事、たゝ鬼神のわざより外になし、天命の正しくあきらかなる事、黙して知べし、

○就于可相責木曾城御書評議之事

態申遣候

一赤國木曾判官卒數萬騎度々差出相妨都表在陣之勢與釜山浦之通路之由付而、長岡越中守、木村常陸守、(常陸介歟)長谷川藤五郎、其外大夫十餘人、都合其勢三萬餘騎、到赤國可攻平之旨申付之處、即令發向雖取圍彼城木曾勢還て倍せしにより、不達本意退散之義、不及是非候、左も有へきならり、兼て發向すまじき事なるを、淺慮之義不相届者歟、不交於勝敗非良將、是古人之明言なれり、令赦免之事

一今度の都表在陣之勢、不殘引拂ひ、至彼國令進發、赤國を攻平げ、木曾か首を見せ可被申之事
一都表引拂事、并赤國攻平くへき事、何も黒田如水軒、淺野彈正少弼次第進退可有之候、爲其兩人差遣之事

右條々相守此旨、萬事宜様に可令沙汰者也

御朱印

朝鮮國各在陣之衆中

黒田淺野御朱印を以都へ參陣に赴く朝、都に在之備前宰相殿三奉行衆などへ以書狀云
態飛羽檄伸 上意了

抑某兩人參陣之事、其表御在陣衆悉く引拂ひ、可被攻平本會城之旨、御詮候、然者萬端備
前中納言殿御指圖次第引拂ひ、東萊表に至て、御歸陣尤候、頓て遂面謁可申談候へ共、諸
事爲御意得、先以飛札申達候、恐々謹言

六月朔日

淺野彈正少弼 黒田如水軒

増田右衛門尉殿 石田治部少輔殿 大谷刑部少輔殿 各御中

此飛脚事外達者に有し故、十日路之所を三日に參着せしかり、各及披見、即其晚中納言殿へ
參り、此旨かくと申達し、在陣之面々呼聚め、及評議、明朝可引拂に相極けり、歸陣之次第
の、初備前宰相殿、其次三奉行、其次大夫衆、殿ひの輝元之先勢二萬餘騎、賀藤主計頭、黒田甲
斐守、小西攝津守、かひりく勤め候はんどの事なり、漸夜も白みあへりしかば、秀家を先退
奉り、其次三奉行如此段々に引拂ひしか共、敵慕ふへき行もなけれり、ゆるくと及歸陣
けり、如水軒彈正少弼も、都三日路こなたまで參陣しけれり、都に在之衆頓て是へ歸陣之由、
聞及しに因て、某の縣に待居たりけるに、如案宰相殿見之給ふ間、即出向掛御目、御詮之趣
申達し、其日の某の在所に宿陣し、各を待居ける、如水軒彈正少弼、某之地參陣之由三奉行
之衆承及、以飛力今度御渡海之義、苦辛勞力之由申入侍るなり、然間黒田淺野よりも、永々

之在陣大義之由、使者有へきかと思ひ侍りしに、兩人の碁を着何事も只をたやかに見えし
に、三人之奉行衆、霜臺如水軒待居たりし陣所へ立寄て、遠路爲御使者御參陣苦勞之由申伸
侍れ共、圍碁にあんし入て、あいさつをもこましく、將軍より、仰有とも無とも見えす、忙
然たれば、治部少輔の、増田大谷に目くせして、ひそかに立出しなり、それをえしらて、
ためをもさしすまし勝負して、いさゝらの三人是へ御通りあれ、御詮之趣申伸侍らんとしけ
れば、奉行衆のはや五六町も行のひぬと答しを聞、兩人れとろきつ、先々歸られ候へと使
者及再三しか共、まづ急の碁を着候へと云つ、あさ笑て、とくねきさして急きけり、然共
兩人の三奉行の衆へ能々可申達旨にて有しかり、猶使者を以是非歸られ候へと云共、使
者に向ひ散々に悪口して、後ろかか返事をもせさりしかば、兩人の手もちあしうして、
都勢を待居たるかひもなく、諸人之舌頭にかり、陣中之笑種のたねまきしなり、とやかに
やとせしまに、何もとくねきに至て歸陣し侍れり、如水軒彈正少弼の、御詮之趣申渡してん
よと三人之奉行衆是へ立出候へと云しか共、曾て參らさりけれり、やうく都より引拂ひし
衆にのみ申渡し、三奉行と兩人とやかなる參會もなく、はかくしくも見えさりけり、此
事よこの目の衆、如水軒霜臺などの圍碁をのみうち侍りて、萬の評議も宜しからざりし由申上
しかば、將軍愠り、おほされつ、翌日之夜詰に、近習せし者などの、盤上之遊連歌等に、携
るましき事なりと、いとふかういとひ給ひき、是兩人碁に案し入、かんようの御用共を忘れ
しによつてなり、

或曰、三奉行衆、黒田淺野事をひそかに讒し、其上圍棋故をこまましき事を、天下に披露し侍る事を、子息淺野左京大夫、黒田甲斐守腹くるに思ひこめ、一たひ此鬱憤を散せん事を、根ふかく替かたう忘すして有し、其程の朝鮮にをみて、圍棋に胎み初て、終に日本之亂根との成にけり、此旨増田か内、高田遠江守予に語り侍るなり、將軍薨し給ひしかり、石田を追失いん事共を計けるに、いかほとも積りぬる讒佞多かりけれ、十餘條之過失を書立、長岡越中守、賀藤主計頭、淺野左京大夫、黒田甲斐守など十餘人連狀にて、家康卿羽柴肥前守利長へ訴へしかり、憤りを止んかため、幸の物はしめよしと思ひけれ、治部少輔を江州佐和山へ隠遁に行ひ、奉行職を止られにけり、三成籠居せし事を悦ひ、閑暇のよくな計略を盡しみる事の、更に天下を平呑せんと思ふより外の、他事なかりしかや、

○木曾判官城責之事

釜山浦より左に付て、あかい國と云し守護の、木曾判官ちんしゆの城主たり、賀藤主計頭、かあんとらう、小西攝津守いべあんど表に在しか、あとは木曾か國より一揆蜂起し、釜山浦と都の間通路を妨けしかり、細川越中守三千餘、長谷川藤五郎三千餘、木村常陸介二千、小野木縫殿助牧村兵部大輔、糟屋内膳正、太田飛騨守、青山修理亮、岡本下野守、寄合組五千、都合其勢一萬三千餘、木曾判官ちんしゆの城を可攻平之旨、被仰付しかり、一日かゝりに先手を定め、其日の下知の、其大將次第に、大かたの定めぬ、一番長岡越中守、かはり、先を驅にけり、とくねきの城につゝきたる高山に、敵多く山取をして見えし處に、いざわれを先追拂

ひ、其後赤い國へ發向可然らんとて、右之人々六月六日高山さして上りけるに、防ぎ戦はんともせず、退散せしを、追掛しかり返し合せ、防矢且射つゝ、頓て貝吹て退し處を、首少々捕てけり、其よりちやはんの城へ掛侍るに城を明、ちんしゆをさして退しなり、ちやはんよりちんしゆへの、行程四日路餘も有んを、急行ほどに、六月八日着陣に及へり、ちんしゆの城南の高山に何も打寄て評説侍りつるに、各老臣功者を呼集め、評し宜しからんと有けれ、長岡越中守老臣松井佐渡守、有吉四郎右衛門尉、米田助右衛門尉、長谷川藤五郎内、島彌左衛門尉其弟又左衛門尉、宮本新太郎、玉井彦介、木村常陸内、木村惣左衛門尉、大崎玄番允、奥村六平、牧村兵部大輔内、下野長左衛門尉、岡本下野内、河本九之丞などを参りたる、各彼者共に向て、此城に、近國之勇士共多集り、又あふれ者共を數年愛し置しとなん、其外とくねきちやはんの兩城より、落し者共も籠り、都合其勢二萬五千之着到とかや、然れ、一旦に攻ん事叶へからず、何もおもひくを評し候へと有しかり、長岡か三臣長谷川か四臣木村か二臣大崎など申ける、先竹たはを付、西樓を上、弓鐵炮にて射すくめ、堀際へ忍寄、其後結橋を拵へ、責人ない宜しからんや、然り城中多勢なるを、小勢にて責かゝらん事、吾朝にて思ひもよらぬ事に候、異國人なれいこそ、兎角の沙汰にも及候へと申けれ、各被聞届、其義可然覺え侍るなり、翌日之先手の寄合組にて有けるか、ちんしゆの城より十町計南に當て、一村あり、敵三千計罷出、弓鐵炮を出し、且々防ぎにけり、いざわれを追拂候へと下知しけれ、牧村か小性澤田勝三郎後號澤田次左衛門かけ出、面もふらす村之中へ眞先に驅入まかは、澤田討すなどて、

大崎玄番允、玉井彦介、團覺兵衛尉、辻久次郎、下野長左衛門尉、同半左衛門尉をしつゝ、いて驅入ぬ、あはやと見る處に、勝三郎一番首を捕てさし上たり、残る六人も、城を心かけ退なんと立出る處へ掛向ひ、よき首捕てけり、其外追討に首百計討捕凱歌を唱ふ、かねて云定しことく、竹たはを付、西樓を堀際に上、城中を見下し、鐵炮にて射すくめ、六月十一日之早朝に結橋を、ひたくと堀へ投入く、時の聲を擧、堀へ飛入く、結橋を打かけ、我をとらしとこみ合上りけれい、結橋多く折て、半より落、其功空しく成ぬ、長岡越中守舍弟玄番允、只一人結橋の左右に多く歩の者を付置、吾城中に乘入まで、一人も此上りはしに上へからず、若上たるにをみて、汝等か首を給らんと堅く制しをき上りしかり、結橋折もやらす上りしを、見る人どつと感しつゝ、扱もくと計なり、頓て堀に手をかけ、乘入んとせし處を、城中より鍵長刀にてつき落しけれい、痛しや堀をこへ落にけり、

或曰、其表にをみて一の働きなるへきと、感聲あらし、止さりけり。

結橋の制兼てなかりし故、悉損じ其日の乗得す、剃石垣より落て死し、弓鐵炮にあたり疵を蒙り死するも有しかは、彌小勢になりしなり、如此にて久しく攻んも危事になん侍るへしや、先々陣を開き、重て行をかへ、可相攻とて、手負の人々を先へのけ、打死せし者を焼て取をき、六月十二日之未明に陣拂をし、十町計退し比、疾風暴雨頓かに降來り、篠をつくか如くに有しかり、敵も送らんとせさりしに依て、安くとちやはんに至て歸陣せしなり、

評曰、此度も八幡大菩薩、渡海し給ふて、守護神とならせ給ふかや、若大雨なかつせい、敵送りなん、左も侍らひ危き事もや出來んかし、

右之趣秀吉公被聞召及、以外腹立し給ひつゝ、度々に蠅を拂ふより安く、敵城を退治せしに、ちんまゆのことく堅固に籠城を遂ぬれい、命こそ全く侍れと思ひなんす、後日之患へなを有とて、都表之諸勢悉く引取、木曾か城を一旦に攻候へしと被仰しかり、都より各とくねき表へ引取、あし人馬の息を休めにけり、備前中納言殿へ六月廿一日之夜、何も寄集り、軍評定有て、攻日を定めらる、木曾判官も其有増を承り、今度の於日本剛兵を撰聚め、寄來ると聞え是大事にて有へきと思惟し、唯籠城を堅くし、年月を送り見んどの支度なりしとかや、攻口の關に及て定めけるに、乾の角の毛利右馬頭同壹岐守(先勢)子丑之方の小西攝津守、刁卯の黒田筑前守、巳午の賀藤主計頭請取て、何も竹たは持楯龜甲、それくの攻具、丈夫に物し、仕寄けるに因て、主計頭町場堀際に五六間ほど隔りにけり、然處に備前中納言秀家卿も可被攻とて、六月廿四日當表に着陣し給ふ、主計頭陣取の高き所にて、大將陣(軍)に可然所なるにより、秀家へ渡し可申旨、清正申しかり、諸勢も尤の事に侍る、さらの仕寄を惣軍中として助可申と云しか共、清正いやとよ合力の不入候、吾等如前々仕寄候程い、各仕寄を被相止候へと云つゝ、右手に付て次第くり、くつて、黒田町場を三分二請取、晝夜勞力しつゝ、大かた前の仕寄ほどに城際へ付て、埋草を以堀を埋、平地に成し處に、城中より松明を投焼にけり、龜甲に在し者共も堪かねて引上り、翌日又龜甲の焼ぬやうに拵へ、六

月廿七日堀へ着て、刁卯の方の石垣の角石を引落しければ、櫓傾ぬ、城中より火を投、鐵をわかしかけなどし、打拂くせしかり、其日も空しく暮にけり、翌日又龜甲を彌増、同所の角石を抜と等く、櫓崩れしかり、其より主計頭か勢の込入けるに、一番に庄林隼人佑か旗、二番に森本儀大夫か馬駿、飯田角兵衛、三番に黒田筑前守母衣の者後藤又兵衛、三人、倫をはなれて乗入ぬ、軍中の人々是を見、扱も見事なる物見かなと感しあへりにけり、小西か勢の石垣を乗て城に入、加藤か勢と入相つ、先を争ひし勝負あししの不決しか、後の主計先陣にを極りける、木曾の能兵共多く引つれ、切て出戦ひしかども、新手を入かへく攻しかり終に落去し、木曾の秀家卿之臣、岡本權之丞に討れぬ、其外小將勇士共こゝにて戦死し、かしこにての痛手をおひ、又の生とられ悉く討れにけり、凡て首數一萬五千三百、或岩の上より落て死し、或大河にて溺死し、都合二萬五千餘人むなしく成しとかや、

○文祿二年卯月九日於名護屋本丸御能之次第

- | | | | | | |
|-------|-------|------|---------|------|--------------|
| 翁 | 今春八郎 | 千歳振 | 大藏六 | さんいさ | 大藏龜藏 |
| もみ出し | 大藏平藏 | とうどり | 幸五郎次郎 | | |
| 一番 高砂 | | | | | |
| 大夫 | 今春八郎 | わき | 今春源左衛門尉 | つれ | 長命甚次郎 |
| 大鼓 | 大藏平藏 | 小鼓 | 幸五郎次郎 | 笛 | 長命吉右衛門尉 |
| 太鼓 | 今春又次郎 | あひ | 大藏彌右衛門尉 | 狂言 | 長命甚六
大藏龜藏 |

二番 田村

- | | | | | | |
|----|----------|----|---------|-------|-------|
| 大夫 | 今春八郎 | わき | 今春源左衛門尉 | 大つゝみ | 樋口石見守 |
| 小鼓 | 觀世又次郎 | 笛 | 長命新右衛門 | あひ | 大藏龜藏 |
| | 狂言はなまり大名 | | 彌右衛門 | 相撲今参り | 甚六 |

三番 松風

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|------|--------|
| 大夫 | 今春八郎 | わき | 今春源左衛門 | つれ | 竹俣和泉 |
| 大鼓 | 樋口石見守 | 小鼓 | 幸五郎次郎 | 笛 | 八幡助左衛門 |
| あひ | 長命甚六 | 狂言 | 鉤きつね | 祝彌三郎 | あど |
| | | | | | 甚六 |

四番 邯鄲

- | | | | | | |
|--------|--------|----|--------|----|---------|
| 大夫 | 暮松新九郎 | 大臣 | 春藤六右衛門 | 大鼓 | かなや甚兵衛尉 |
| 小つゝみ | いや石與二郎 | 笛 | 長命吉右衛門 | 狂言 | 宗論 |
| 五番 道成寺 | | | | | |

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|------|
| 大夫 | 今春八郎 | わき | 武俣和泉 | 大鼓 | 大藏平藏 |
| 小鼓 | 幸五郎次郎 | 笛 | 長命吉右衛門 | 狂言 | 彌右衛門 |

見物の諸侯大夫等へ折など被下、御土器めくり給ふ、大夫并座の者共御服被下畢、八郎に唐織菊之御紋付たる御小袖二重なり、

六番 弓八幡

大夫拜領之御小袖を着し罷出、御祝言を仕候也、

七番 三輪

大夫 今春八郎 わき 春藤六右衛門 大つゝみ 大藏平藏

小つゝみ 觀世又次郎 笛 長命新右衛門 太鼓 今春又二郎

八番 金札

大夫 今春八郎 わき 今春源左衛門 大つゝみ 大藏平藏

小つゝみ 幸五郎次郎 笛 長命吉右衛門 太鼓 深谷金藏

○漢南勢爲救朝鮮急難參陣之事

癸巳二月十一日、漢南之勢五十騎參陣し、都より西大河を便とし、要害を構へ、夜の中に塀の手を合せたり、多勢にも驕す静り反てを見えにける、執固めなり手間も可入之條、いさをしよせ打破り宜しからんと相談し、同十二日拂曉に四方より押つめ、二之丸まで込入、火花を散し相戦、推つおされつ、爰にての組打し、かしてにての追詰、首を取もあり、捕るゝもあり、多勢にて心を一致にし、防ぎ戦ひし故、落去之色もなく、日も西山にかたふさしかり、先虎口を甘けんとして引退き、都邊に陣を固めにけり、夜明ぬれり、又令進發山取をし、里より里を固め、塞々の陣の備へ宜きに合ひしを、大明勢看得し、小勢なりと云共、軍之法理にかなへり、始終難拘とて、十三日之夜のさしか、寔に五十萬騎の勢を、音もせず、いつ比退しやらんも知さるしかり、曉天に伊賀の忍ひの上手をつかし見せし處に、中々多勢の事云にも及す一

人もなし、掃除までし侍りて退しと也、同三月六日、濃州岐阜中納言信秀卿、名護屋爲御見舞御參陣有、供奉之人々には、寺西筑後守山田又右衛門尉百々越前守等なり、淺野左京大夫高麗渡海之事なれり、此新宅へ入申され、殊外なる御馳走共なり、此信秀卿の三位中將信忠卿之長子、信長公之嫡孫なれり、天下をも可被知召人なり、

評曰、秀吉公此卿へ天下之家督を譲り給は、徳子孫に傳はり、秀頼公も榮久に其名もかうのしからん物を、人欲と云くせ物にひかれて、秀次公へ譲り給ふ事、道にもあらず、あゝ損益のみにさどくし、道を知さるゝ、後世も皆如此、子孫も絶名も清く侍らし、

同三月十一日丹波中納言秀勝、其勢五千之着到にて、名護屋御見廻とし有參陣、山口玄番允供なり、即本丸之内に置申され、親しき御振舞一かたならず見えし、此黄門の秀次公之御舍弟なれり、かく侍るもけに宜にこそ、

○豊後守護大友御折檻之事

覺、御使者福原右馬助熊谷内藏允

一先手之城々に有之者、及難儀之折節可相救ため、つなきの城々拵置人数を入置候義、其段何も存知之前也、然るを小西か急難百死一生なりと云共、不及助成、剩平壤之様子をも不聞合逃崩候事、前代未聞之仕立不及是非候事、

一秀吉若年之昔より、此道に携と云共、終に吾勢越度を取事なかりし、是れ殊に大明勢との合戦なれり、日本のためかた〜、以一さゝり可盡粉骨之處、武名にも不耻、忠義之心もなかり

し事、武士たる上絶言語事也、向後のため一命をも可被果之義なりと云共、頼朝卿より久しく傳りし家を、可及斷絶も聊道に違ふやうにも覺之侍るに因て、死罪を宥め畢、能武士之上を味吟し悔前非可申事、

一天正半之比かどよ、島津と挑合戦勝負區々に付て、對某請加勢更に可相救之因もなく、年來書音も無と云共、弓箭取身の習いなみなんも士之格如何なれ、早速令出勢彼凶徒等可追散之爲、即令出船之處、此方一左右をも不相待及合戦剩取越度之仕合、且淺智故、島津か謀計におとし入られ及敗北、且怯兵故戦ふまじきを不見得して及一戰、大友先祖之耻を後代に残す事、其罪不可勝計、誠に數年頼み置つる居城へも不入、同國妙見龍王へ逃入候事、古今稀なる臆病、家之瑕瑾世盡ましき事、

一連々城を拵へ置候事、大敵襲來之節、當座之患難を遁れんかため、又大臣舊臣等謀反あらん時、暫楯籠り、其急難をのほさんかためなり、かやうの事をもかへりみず、居城之功を空布せし事、尤耻々敷事候、雖然國之義無相違立置し條、其寛徳にも耻、先祖之家業を顧み、一廉働さ有へきの理之當然也、云彼云此其罪不輕之事、

一諸侯大夫升殿有し刻、大友家の古たる説々も有之由たれ共、某名字を所望之間、即應其望候き、勿論加階之義、五三人も除候て、高く侍りつる事、

一其身之事、安藝宰相所に預置候事、
一彼息事父同前に被仰付候、いんすれ共、久々近習に在つると云、其身父に替り、曉き者と

云、旁以令赦免候、武家を事とせ、父之耻イマツカ煩しく可思之間、朝臣に被召加候様に、伺天氣見可申條、公家に成候て尤候、加藤肥後守預り置、扶持方五百人分可相渡事、
一大友堪忍分之義、重て可被仰付候事、
一今度平壤表にて小西攝津守數度之苦戦、其手柄莫太にして忠義不淺事、
右條々其國在陣衆として、彼父子に可被申渡候、若某癖事於有之者可承候、早速改予之過可相隨于其宜者也、

文祿二年五月朔日

秀吉在判

高麗陣衆各御中

一島津又太郎事、島津兵庫頭被屬與力上り、軍役已下兵庫頭次第たるへき事なるに、内心一向不許容之由候、大形令推量候に、兵庫の專魁ツキカケを嗜無、油斷者なれ、斟酌に思ひ、與力をはなれ、軍之先驅を、遁れたき遠慮なるへきかの事、
一船着を好み此中在陣之由、是朝鮮表、味方失利事あら、先退散し己之居城を自由せんとの内存候か、何篇勇者之嫌ふ所にして、臆病者之所好候事、
一先年九州令出馬之刻、何之忠節も無之と云共、兵庫頭達て歎き申に付て、本知分令安堵畢、其上上方普請等、井關東陣被成御免候之處、左様之高恩をも令忘却、剩野心を相舍之仕立、不及是非之事、
一其身之義、十人計之體にて、小西攝津守所に可有之候、堪忍分之義、追て可被仰付之事、

一 波多三河守事、鍋島加賀守與力被仰付上り、同前に可令出勢之處、構臆病もかい口、舟着に隠居候事、怯者と云、無所存と云、旁以其罪甚深候事、

一名護屋の波多領知之處、今度旅館に取立、令居城候間、別て左様之氣遣をも仕、先手へ可罷越之處、還て船着を便り、若やの時節を相待候由、其聞え無隱之事、

一 此比都に在之諸勢引取候砌、中途へ罷出補其品、其輩に順せんと欲する由、彌以猛惡之義、諸人の見こらし、はた物にも掛させられ候はんすれとも、死罪を令免許候、勿論知行分の被召上家財等被下置候事、

一 先年九州令出馬之刻、波多事可及改易之處、立置被下候様にと、鍋島東手柔面佗言申し付て、本知分令安堵畢、其上遠國之義不便に恩召、京都之普請并關東陣をも被成御免候キ、

左様之事をも不存出之義、傍若無人不及是非之事、

一 黒田甲斐守所に預置候條、可成其意也、堪忍領之義、追て可被仰出候事、

右兩人之事も爲各可被申聞之者也

文祿三年五月三日

朝鮮在陣衆參

評曰、大友侍從義統、島津又太郎、波多三河守事、理義に逆ひ、人欲に順ひ、己れを利せん事を、幽微の内にくましう思ひこめ、外に士の格を術と云共、天命無私に因て、かく秀吉公亡はし給ふ、全く公の亡はし給ふに非ず、おのれ理に逆ふに因て、みつかつ亡ふるな

り、天の理也とて、天與理二にあらす、あきらかなるかな、天之命、

○於朝鮮國船軍之事

文祿二年六月廿三日之夜、釜山浦へ打上り、休息せし處に、翌朝番船、こもかい浦に多く有由注進有けれ、毛利壹岐守所にて、彼表可相働との評議有、當城の番衆より美酒嘉肴など送來しかり、是を便として、いみじき饗膳過了にけり、さら互のおもひくを被仰候へと、九鬼申出しけれ共、何も辭し合て評議をそかりし處に、藤堂九鬼兩人云ける、明日も先物見の疾船共を出し、番船のやうす聞届、大船をおしよせ、大筒石火矢を以うちすくめ、其後乗捕なり宜しく有へきかとなり、何も承り此義可然候んや、去共奉行衆のいか、思召候と有しかは、是亦同事に宜しく侍らんとなり、然處に加藤左馬助進出、各一決して右之趣宜しからんと、同し給ふを、斯申せり、多分之評議に可相隨との申定めを、違背のやうにおいしませ共、又存寄し事を申さねり、將軍の御ため疎かなり、如何あらんやと有し時、奉行衆被聞届、いや、兼ての定めも宜を可取ためにてこれあれ、兩人の存分にこへて宜しき事の無にしも有へからず、とくくと被申しなり、加藤さらの申みんとて、唐島に番船數百艘並居たる共、大船を揃へ大筒石火矢を以、なりこめんとせり、又其浦をも逃て往ぬへし、唯船軍を挑まんとの事にてあらり、中船を以會釋ひ、此方をよけに見せ、宜しき圖を計ひ、唯と乗捕なり宜しく侍らんと也、満座是の猶一理有、何も左も有へからんと思ひ、體も有、又我云出したるよりの増たれ共、あのこまたく、りめに、中船にてあひあらいせなは、即時に乗捕へう覺え、い

なむけしきも且見えつゝ、各いきはつんで言のはもなき處に、脇坂申けるいさやうにかたれもむきにして、兼てのめも益なし、いかゝあらんと也、此言に付て何も左馬助指圖をいなむ氣色多ければ、重てされは候、陸の勢いはや二ヶ所にての手柄も有けるに、敵船を見る度毎に、大筒石火矢にておどしいなせば、將軍被聞召、船手之者共の、敵と戦ふ事いさひにて有哉らん、敵船にあふてのおどしいなするを本意とするよと、御上左し給ふ共、答申へき言のはも有まし、乍去評議を盡しいつれも宜に隨て、番船を追往せ候旨、各の被仰上候いんや、某の得こそ申ましかれと、肘をいらゝけて謂れし時、藤堂脇坂奉行衆に對し被申ける、此評議の安大事にて候、此舟軍仕損し候は、陸之陣もはかゝしからし、然間大事之評議にて侍ると也、奉行衆も此義に同したる氣色に見えしかり、又左馬助云ける、番船を見ての追いなせゝいたす時の、唐堺までも追行事にて有へく候也、謀て奥郡へおひき入る事あらんか、敵も勇こそなからめ、左様之謀計の深かるへう覺え候、もし順風にまかせ行方知らず落行事もあらん、千悔すともなきなるへし、一度も二度も敵にこりたる人の、とまれかくまれ、武の道の其期に臨て師傅も不入、又君命を不用事も所に因て有事なり、猪鹿武者とやらん云事も我等の不存候、番船をおどしいなせんとの評議に、一かう同すまじきと、まなこに角を立理つよに見えしかば、爰に至て脇坂とすてに同士軍せんとひしめきけるを、兩人の間へ各わり入、是のいかにそやといさめけれ、加藤のえらぬ體に持成、人をはへなる事はすましく候、御心安かれとて其體をたやかなり、豊前守亭主の事なれ、あいさつを申けるやうは、か

やうなる評議の何時も損益をあらそふ義、かならずの事也、今日のみに限らざることに候、何共われ將軍のよき人を持給ひしをかし、遠國にしてかく君の御爲を、命にかけて云侍る、大切なる事と覺え侍り、いさ一酒一瓶し、船軍の祝せんとて、盃を出し興あり、盃度々めくり、左馬助と中務と和興あてけり、かくて、船軍之義大隅被申出やうにと、満座所望有しかり、御理に侍るまゝ申みんとて、如相定先明朝はや舟二艘宛出し、唐島の體を見及び、大船中船の用の時の宜に隨ひ能候はんや、船の何れも夜半にをし出し可然候はんか、乍去各宜きさすも候、被仰候へと申けれ共、誰もいなむ體もなく、此義に相究りけれ、各立歸船拵へし、明日の用意何々どの、しる内に夜もふけ、夜半の鐘も兵船にいたりまかば、何もいさゝせ給へとて、舟に取乗さし出にけり、程なく唐島に至り見るに、はや物見の舟漕戻り、番船こそ三百餘艘程瀬戸口に並居つゝ、二手に分山の麓にそひて半分、沖なる島に付て半分見え申候、脇坂物見の舟心有て残りたるやらん、番船より廿町もこなたに浮たり、左馬助二艘之はや船是を見て、あのはや舟の脇坂殿母衣の者と見えたり、いさあの舟と一所にあらはやと櫓を速め頓てをしならんたり、加藤か二艘の船一艘に、判團右衛門、藪與左衛門尉、東勘右衛門、一艘の宮河三郎左衛門、戸田三郎四郎、平野忠右衛門、其外一艘河村權七郎、土方長兵衛尉等を向ひたる、奉行衆其外九鬼など下知して曰、聊爾にかゝつて事ばし仕損ずな、先大船をよせ、大鐵炮石火矢を以射すくめよとそいかりける、左馬助進み寄て、いやく左様に物し給は、敵船中にこたへ申まじき程に、小船を以よゝとあひまらひ、其内に大船共をを

し寄たれば、悉く可乗捕覺之候なりと、身を捫て謂けれ共、一人も同心の方なければ不及了簡にが、しき事かなど浮沈せし顔さか以外なり、あれに浮ひて敵あひ近う見ゆるの、正しく左馬助か小姓共と思ふの僻目か、其儀ならはつれて戻候へしと、各へやのり理りつ、類船をはなれにけり、賀藤心に思ふやう、目出度も方便類船をはなれたるよと悦あへりつ、櫓をはやめしかば、漸々團右衛門宮川か乗たる二艘の舟、二三町も有らんと思しき時、舟はりにつ立上り、馬走るしを以ひた振に振侍るを、二艘之船之者共見て、こきもどり候へとの事か、又かゝり候へとの事かと、區なりし處に、判團右衛門云やうの、もどれとならぬ五幣を招くやうに振給ふへし、敵の方へ振給ふの、かゝれとにてこそ侍るらめ、先櫓を立直せといらてけり、左馬助彌近う成に隨て、大音聲を上、北より三番目の船を可乗捕を、其分意得候へとて、身を捫て急ける體、すさまじき有さまなり、敵船近うなるに及て、北より三番目の番船三百艘の中より、只一艘左馬助に漕向ふ、かくみゆるとひとしく、島山に添居たる番船共と、麓の岸を傳ひに、並居たる船共、箕の手なりに加藤か舟三艘を、おしつゝんで、さしつめ引詰射る事、車軸を流す雨の如し、一艘の番船力を得、三艘を射る事甚以夥し、左馬助敵船との間五間六間に過さるぞ、鐵炮を揃へあた矢なきやうに、心をまつめて、うてよと下知しければ、れしまつめ鐵炮をつるへ立、時を唾と擧たりけり、見るか内に番船の水手共、弓の者共、將基たをしをするか如く、廿人計はらゝと射たをされ、是に辟易し櫓を引入、弓をもひかすなん見えし時、左馬助大の眼をいからし、やれ船を着よと、隙すさまもなく下知し

たりければ、水手共一きの精を出し、船を番船にたしならへたり、萩作右衛門尉打かきをかけたりしかり、敵切拂ひく二三度えたりしを、左馬助もかけて乗入んと、心のからに勇め共、矢二つ三つあつて、其身も合期せず、海中へおちいらんとえたりしを、水手共中につかんで引上たり、作右衛門尉一番のり吾（余）なりと云つゝ乗入、左馬助も起上りつゝひて乗入たり、宮川三郎左衛門尉戸田三郎四郎も、この口おしとて三番に乗入たり、痛のしや叫藤忠次郎と云し者の、行年十六歳、其心ゆうにやさしかりければ、左馬助身ちから寵愛せしか、作右衛門におしつゝひて乗入んとせし處に、射落され海中に其身の沈むと云共、名の雲上に浮たり、河村權七郎、土方長兵衛尉おしつゝいて乗捕けり、佃次郎兵衛尉、藪三左衛門尉、東勘右衛門尉、中島勝右衛門、其外歩立の兵、十五六人として、三艘乗捕ぬ、左馬助乗入し船に敵一人も見えず、何方へ散たるやらんと思ふ處に、ふみ板を上みれり、船底に打入て弓をたぶと引えはり待かけたり、何共すへきやうもなくためらひける處に、左馬助何とをくれたるをや、退我入んと怒りしかば、土方面もふらす、太刀をぬきつれ唾と入しかば、中々矢をも放し得ず、手を合せ拜みぬるを、撫切に伐て首を捕にけり、或肘を打とされ、海へ飛入もあり、きつてすつるも不便なると思ふを、助て櫓をおさするも有、或水を得てにくるも有て、十分一の助りにけり、脇坂母衣の者も一艘乗捕ぬ、土方乗し船に三十一人有しが、廿三人手を負、一人討死してけり、かやうに諸人を用に立しも稀なり

評曰、日域之剛兵の、窮鼠反て噬猫之働きあり、朝鮮人引たる弓を、はなさるの、素性怯

か、筒勢にひかへたる大將共、左馬助働を見て、櫓を直し櫓をはやめ、身を揉て、急げやくと、のゝしる聲夥し、奉行衆あゝの命不知の加藤か動きを見よやと、嘯と高聲に感しければ、残る衆の心地あしけに見えてけり、左馬助の隙を明歸るとて、筒勢の面々に向て云けるの、あきたる番船たくさんにおひしますと、急ぎ乗捕給ふて大の忠節に、將軍へ御注進候へ、油斷し給ふなど云けれ共、聞えさるやらん、とかむる聲もなし、吁すさまじかりしこと、もなり、

○加藤左馬助感狀之事

唐島にをゐて、番船三百余艘之中へ、加藤か船只一艘乗入事、寔に古今に絶たる手柄を盡し、か、御感尤甚し、此外にも致忠節たるとの注進有しか共、將軍其淵底を盡され、左馬助のみに御感狀有、其辭曰、

其方事天正十一年夏於江北柴田合戰之刻、突一番艦其働揭焉、爲御褒美一廉令加増畢、今般亦於朝鮮唐島番船數百艘之中、離味方類船乘入、乗捕敵船數多之手柄、其勇功誰立于上乎、孰比于下乎、殊今度於順天對山兩城可引入之旨、各雖令連判、就難見捨於加藤主計頭等不及加判之旨、神妙之至御感不斜也、依茲手前代官所有次第、三萬七千石令加増畢、本知合十萬石之内、壹萬石者可爲無役、諸侯之内臆病者於有之者、可被御闕所、猶以可被加國守之條、全命可抽眞忠之狀如件

文祿三年九月日

秀吉御朱印

加藤左馬助とのへ

評曰、左馬助番船三百餘艘之中へ、只一艘乗入んとて、莫太之類船をはなれ行し心の剛、能々其身に代て思ひ知へし、將軍感狀之辭の有餘し、加増領之地の不足なるか、信長公之感の反之、

○うる山之事

摠軍勢都より引取しか、今うる山の城、敵付の方と成にけり、然間此城を拵へ、加藤主計頭をこめ置可然らんとて、乙未十月十日より、諸勢をよせ普請をを初めける、櫓なども大かた相調しか共、外構三之丸などい、やうく堀の手之合所も有、未合所も多かりける折節、敵此由を承評しけるやうい、城之普請も成就し、主計頭籠りなは手間可入なり、いさ此城を一且に破却し宜しからんとて、文祿三年十二月十一日漢南勢五十萬騎、朝鮮人に加て責攻はさんとの催也、又其由日本人にも告知する者有て聞届、左も有事もやと云つ、かるき物見の馬上二三十騎出しければ、猛勢の中より駿馬に鞭を擧、百五六十騎驅出、引包て討んとしけるを、やうくのがれ退しかば、中々出て合戦しつべうも見えざりけり、とやせんかくや有まじと云もはてぬに、はや北の方摠構を揉破り、三之丸まで込入し處に、淺野左京大夫自身鎧を合せ、突出しけり、雖然新手をかへく、攻込くすきまをあらせざる事、誠信長公の御行にも相似たり、三之丸を守りし、毛利右馬頭臣、冷泉民部大夫元光の、於毛利家事の急なる時の、必魁殿之役たり、今度も亦普請等未究なる外構を可守旨、小早河筑前守隆